(略)

改正後 改正前 別表第一 別表第一 医科診療報酬点数表 医科診療報酬点数表 「目次〕 「目次] 第1章~第3章 (略) 第1章~第3章 (略) 第4章 経過措置 第4章 経過措置等 第1部 経過措置 (削る) 第2部 算定制限 (削る) 第1章 基本診療料 第1章 基本診療料 第1部 初・再診料 第1部 初・再診料 通則 通則 1 • 2 (略) 1 • 2 (略) 3 入院中の患者 (第2部第4節に規定する短期滞在手術等基 本料を算定する患者を含む。) に対する再診の費用(区分番 号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算並 びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に 規定する加算を除く。)は、第2部第1節、第3節又は第4 節の各区分の所定点数に含まれるものとする。 第1節 初診料 第1節 初診料 区分 区分

注 1 (略)

A O O O 初診料

2 病院である保険医療機関(特定機能病院(医 療法(昭和23年法律第205号)第4条の2第1 項に規定する特定機能病院をいう。以下この表 において同じ。)及び地域医療支援病院(同法 第4条第1項に規定する地域医療支援病院をい 3 入院中の患者(第2部第4節に規定する短期滞在手術等基 本料を算定する患者を含む。) に対する再診の費用(区分番 号A001に掲げる再診料の注5、注6及び注16に規定する 加算並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8、注 9及び注11に規定する加算を除く。)は、第2部第1節、第 3 節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

A O O O 初診料

注 1 (略)

> 2 病院である保険医療機関(特定機能病院(医 療法(昭和23年法律第205号)第4条の2第1 項に規定する特定機能病院をいう。以下この表 において同じ。)及び許可病床(同法の規定に 基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承

- う。以下この表において同じ。)(同法第7条 第2項第5号に規定する一般病床(以下「一般 病床」という。)に係るものの数が200未満の 病院を除く。)に限る。)であって、初診の患 者に占める他の病院又は診療所等からの文書に よる紹介があるものの割合等が低いものにおい て、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初 診を行った場合には、注1の規定にかかわらず 、214点を算定する。
- 3 病院である保険医療機関(許可病床数が400 床以上である病院(特定機能病院、地域医療支 援病院及び一般病床に係るものの数が200未満 の病院を除く。)に限る。)であって、初診の 患者に占める他の病院又は診療所等からの文書 による紹介があるものの割合等が低いものにお いて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して 初診を行った場合には、注1の規定にかかわら ず、214点を算定する。

4 (略)

5 1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り144点(注2から注4までに規定する場合にあっては、107点)を算定できる。ただし書の場合においては、注6から注10までに規定する加算は算定しない。

6 (略)

認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。)の数が400以上である地域医療支援病院(同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。)に限る。)であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、214点を算定する。

3 病院である保険医療機関(許可病床数が400 床以上である病院(特定機能病院、地域医療支 援病院及び医療法第7条第2項第5号に規定す る一般病床(以下「一般病床」という。)に係 るものの数が200未満の病院を除く。)に限る 。)であって、初診の患者に占める他の病院又 は診療所等からの文書による紹介があるものの 割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣 が定める患者に対して初診を行った場合には、 注1の規定にかかわらず、214点を算定する。

4 (略)

5 1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り144点(注2から注4までに規定する場合にあっては、107点)を算定できる。ただし書の場合においては、注6から注12までに規定する加算は算定しない。

7 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間 (深夜(午後10時から午前6時までの間をいう。以下この表において同じ。)及び休日を除く。以下この表において同じ。)又は深夜において初診を行った場合は、時間外加算、休日加算又は深夜加算として、それぞれ85点、250点又は480点(6歳未満の乳幼児の場合にあっては、それぞれ200点、365点又は695点)を所定点数に加算する。ただし、専ら夜間における救急医療の確保のために設けられている保険医療機関にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間において初診を行った場合は、230点(6歳未満の乳幼児の場合にあっては、345点)を所定点数に加算する。

8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関(診療所に限る。)が、午後6時(土曜日にあっては正午)から午前8時までの間(深夜及び休日を除く。)、休日又は深夜であって、当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間において初診を行った場合は、夜間・早朝等加算として、50点を所定点数に加算する。ただし、注7のただし書又は注8に規定する加算を算定する場合にあっては、この限りでない。

(削る)

7 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間 (深夜(午後10時から午前6時までの間をいう 。以下この表において同じ。)及び休日を除く 。以下この表において同じ。)、休日(深夜を 除く。以下この表において同じ。) 又は深夜に おいて初診を行った場合は、時間外加算、休日 加算又は深夜加算として、それぞれ85点、250 点又は480点(6歳未満の乳幼児又は妊婦の場 合にあっては、それぞれ200点、365点又は695 点)を所定点数に加算する。ただし、専ら夜間 における救急医療の確保のために設けられてい る保険医療機関にあっては、夜間であって別に 厚生労働大臣が定める時間において初診を行っ た場合は、230点 (6歳未満の乳幼児又は妊婦 の場合にあっては、345点)を所定点数に加算 する。

- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関(診療所に限る。)が、午後6時(土曜日にあっては正午)から午前8時までの間(深夜及び休日を除く。)、休日又は深夜であって、当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間において初診を行った場合は、夜間・早朝等加算として、50点を所定点数に加算する。ただし、注7のただし書、注8又は注11に規定する加算を算定する場合にあっては、この限りでない。
- 10 妊婦に対して初診を行った場合は、妊婦加算 として、75点を所定点数に加算する。ただし、 注7又は注11に規定する加算を算定する場合は 算定しない。

(削る)

<u>10</u> (略)

第2節 再診料

区分

A 0 0 1 再診料

(略)

注 1~4 (略)

5 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において再診を行った場合は、時間外加算、休日加算又は深夜加算として、それぞれ65点、190点又は420点(6歳未満の乳幼児の場合にあっては、それぞれ135点、260点又は590点)を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関にあっては、同注のただし書に規定する時間において再診を行った場合は、180点(6歳未満の乳幼児の場合にあっては、250点)を所定点数に加算する。

 $6 \sim 14$ (略)

(削る)

(削る)

11 産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関(注7のただし書に規定するものを除く。)にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜(当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間に限る。)において妊婦に対して初診を行った場合は、注7の規定にかかわらず、それぞれ200点、365点又は695点を所定点数に加算する。

12 (略)

第2節 再診料

区分

A001 再診料

(略)

注 1~4 (略)

5 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において再診を行った場合は、時間外加算、休日加算又は深夜加算として、それぞれ65点、190点又は420点(6歳未満の乳幼児又は妊婦の場合においては、それぞれ135点、260点又は590点)を所定点数に加算する。ただし、区分番号AOOOに掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関にあっては、同注のただし書に規定する時間において再診を行った場合は、180点(6歳未満の乳幼児又は妊婦の場合にあっては、250点)を所定点数に加算する。

 $6 \sim 14$ (略)

- 15 妊婦に対して再診を行った場合は、妊婦加算 として、38点を所定点数に加算する。ただし、 注5又は注16に規定する加算を算定する場合は 算定しない。
- 16 産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関

A002 外来診療料

(略)

注1 (略)

2 病院である保険医療機関(特定機能病院及び 地域医療支援病院に限る。)であって、初診の 患者に占める他の病院又は診療所等からの文書 による紹介があるものの割合等が低いものにお いて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して 再診を行った場合には、注1の規定にかかわら ず、55点を算定する。

3 • 4 (略)

5 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つ目の診療科に限り37点(注2から注4までに規定する場合にあっては、27点)を算定する。この場合において、注6のただし書及び注7から注9までに規定する加算は算定しない。

6 • 7 (略)

8 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間 、休日又は深夜において再診を行った場合は、 時間外加算、休日加算又は深夜加算として、そ れぞれ65点、190点又は420点(6歳未満の乳幼 区分番号A000に掲げる初診料の注7のただ し書に規定するものを除く。)にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休 日又は深夜(当該保険医療機関が表示する診療 時間内の時間に限る。)において妊婦に対して 再診を行った場合は、注5の規定にかかわらず 、それぞれ135点、260点又は590点を所定点数 に加算する。

A002 外来診療料

(略)

注1 (略)

2 病院である保険医療機関(特定機能病院及び 許可病床数が400床以上である地域医療支援病 院に限る。)であって、初診の患者に占める他 の病院又は診療所等からの文書による紹介があ るものの割合等が低いものにおいて、別に厚生 労働大臣が定める患者に対して再診を行った場 合には、注1の規定にかかわらず、55点を算定 する。

3 • 4 (略)

5 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つ目の診療科に限り37点(注2から注4までに規定する場合にあっては、27点)を算定する。この場合において、注6のただし書及び注7から注11までに規定する加算は算定しない。

6 • 7 (略)

8 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間 、休日又は深夜において再診を行った場合は、 時間外加算、休日加算又は深夜加算として、そ れぞれ65点、190点又は420点(6歳未満の乳幼 児の場合にあっては、それぞれ135点、260点又 は590点)を所定点数に加算する。ただし、区 分番号A000に掲げる初診料の注7のただし 書に規定する保険医療機関にあっては、同注の ただし書に規定する時間において再診を行った 場合は、180点(6歳未満の乳幼児の場合にお いては、250点)を所定点数に加算する。

9 (略)

(削る)

(削る)

A 0 0 3 オンライン診療料 (月1回) 注1 • 2 (略)

> 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保 険医療機関において、医師の急病等やむを得な い事情により診療の実施が困難となる場合であ って、当該保険医療機関が、同一の二次医療圏 (医療法第30条の4第2項第12号に規定する区 域をいう。) に所在する注1に規定する施設基 準に適合しているものとして地方厚生局長等に

児又は妊婦の場合においては、それぞれ135点 、260点又は590点)を所定点数に加算する。た だし、区分番号A000に掲げる初診料の注7 のただし書に規定する保険医療機関にあっては 、同注のただし書に規定する時間において再診 を行った場合は、180点 (6歳未満の乳幼児又 は妊婦の場合においては、250点)を所定点数 に加算する。

9 (略)

- 10 妊婦に対して再診を行った場合は、妊婦加算 として、38点を所定点数に加算する。ただし 注8又は注11に規定する加算を算定する場合は 算定しない。
- 11 産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関 区分番号A000に掲げる初診料の注7のただ し書に規定するものを除く。) にあっては、夜 間であって別に厚生労働大臣が定める時間、 日又は深夜(当該保険医療機関が表示する診療 時間内の時間に限る。) において妊婦に対して 再診を行った場合は、注8の規定にかかわらず 、それぞれ135点、260点又は590点を所定点数 に加算する。

(略)

A 0 0 3 オンライン診療料 (月1回) 注1 • 2 (略) (新設)

届け出た他の保険医療機関に依頼し、情報通信機器を用いて初診が行われた場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

第2部 入院料等

通則

 $1 \sim 8$ (略)

第1節 入院基本料

区分

A100 一般病棟入院基本料(1日につき)

1 • 2 (略)

 $注 1 \sim 9$ (略)

10 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ~キ (略)

(削る)

<u>ユ</u>~<u>ヒ</u> (略)

<u>せん妄ハイリスク患者ケア加算(急性期</u>般入院基本料に限る。)

セ・ス (略)

ン 排尿自立支援加算

<u>イイ</u> 地域医療体制確保加算(急性期一般入院 基本料に限る。)

11・12 (略)

A101 療養病棟入院基本料(1日につき)

1 • 2 (略)

 $注 1 \sim 6$ (略)

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合

第2部 入院料等

通則

1~8 (略)

第1節 入院基本料

区分

A100 一般病棟入院基本料(1日につき)

1·2 (略) 注1~9 (略)

10 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ~キ (略)

ユ 総合評価加算

<u>メ</u>~<u>モ</u> (略)

(新設)

セ・ス (略)

(新設)

(新設)

11・12 (略)

A 1 0 1 療養病棟入院基本料 (1日につき)

1 • 2 (略)

 $注 1 \sim 6$ (略)

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合

に算定できる。

イ~レ (略)

(削る)

ソ~ラ (略)

ム 排尿自立支援加算

 $8 \sim 10$ (略)

11 注1に規定する病棟以外の病棟であって、注 1に規定する療養病棟入院料2の施設基準のう ち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合し なくなったものとして地方厚生局長等に届け出 た場合(別に厚生労働大臣が定める基準を満た す場合に限る。)に限り、注2の規定にかかわ らず、当該病棟に入院している患者(第3節の 特定入院料を算定する患者を除く。)について は、療養病棟入院料2のそれぞれの所定点数の 100分の85に相当する点数を算定する。

(削る)

12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、夜間看護加算として、1日につき45点を所定点数

に算定できる。

イ~レ (略)

ソ 総合評価加算

<u>ツ</u>〜<u>ム</u> (略) (新設)

8~10 (略)

- 11 注1に規定する病棟以外の病棟であって、注 1に規定する療養病棟入院料2の施設基準のう ち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合し なくなったものとして地方厚生局長等に届け出 た場合(別に厚生労働大臣が定める基準を満た す場合に限る。)に限り、注2の規定にかかわ らず、当該病棟に入院している患者(第3節の 特定入院料を算定する患者を除く。)について は、療養病棟入院料2のそれぞれの所定点数の 100分の90に相当する点数を算定する。
- 12 注1に規定する病棟以外の病棟であって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たすものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)については、療養病棟入院料2のそれぞれの所定点数の100分の80に相当する点数(当該点数が587点(生活療養を受ける場合にあっては、573点)を下回る場合には、587点(生活療養を受ける場合にあっては、573点)とする。)を算定する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、夜間看護加算として、1日につき35点を所定点数

に加算する。

A102 結核病棟入院基本料(1日につき)

 $1 \sim 6$ (略)

注 1~4 (略)

5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ~へ (略)

<u>ト</u> 医師事務作業補助体制加算(50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。)

チ~レ (略)

ソ 栄養サポートチーム加算

<u>ツ</u>~<u>ム</u> (略)

(削る)

ウ~マ (略)

<u>ケ</u> 排尿自立支援加算

フ 地域医療体制確保加算 (7対1入院基本料 又は10対1入院基本料を算定するものに限る

。)

 $6 \sim 8$ (略)

A103 精神病棟入院基本料(1日につき)

 $1 \sim 5$ (略)

注1~5 (略)

6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ~ク (略)

ヤ 栄養サポートチーム加算

に加算する。

A102 結核病棟入院基本料(1日につき)

 $1 \sim 6$ (略)

注1~4 (略)

5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ~へ (略)

(新設)

<u>ト</u>~<u>タ</u> (略)

(新設)

レ~ナ (略)

ラ 総合評価加算

ム~ヤ (略)

(新設)

(新設)

 $6 \sim 8$ (略)

A103 精神病棟入院基本料(1日につき)

 $1 \sim 5$ (略)

注1~5 (略)

6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ~ク (略)

(新設)

マ~エ (略)

テ ハイリスク分娩管理加算

ア~ミ (略)

シ 排尿自立支援加算

<u>ユ</u> 地域医療体制確保加算(10対1入院基本料 を算定するものに限る。)

 $7 \sim 10$ (略)

A104 特定機能病院入院基本料 (1日につき)

 $1 \sim 3$ (略)

 $注 1 \sim 7$ (略)

8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ~ミ (略)

シ ハイリスク分娩管理加算(一般病棟又は精神病棟に限る。)

(削る)

<u>ユ</u>~<u>ン</u> (略)

<u>イイ</u> <u>せん妄ハイリスク患者ケア加算(一般病</u> 棟に限る。)

イロ~イニ (略)

イホ 排尿自立支援加算

イヘ 地域医療体制確保加算 (7対1入院基本 料又は10対1入院基本料を算定するものに限 る。)

9 • 10 (略)

A105 専門病院入院基本料(1日につき)

 $1 \sim 3$ (略)

注1~6 (略)

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げ

<u>ヤ</u>~<u>コ</u> (略)

(新設)

エ~ユ (略)

(新設)

(新設)

 $7 \sim 10$ (略)

A104 特定機能病院入院基本料(1日につき)

 $1 \sim 3$ (略)

 $注 1 \sim 7$ (略)

8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ~ミ (略)

シ ハイリスク分娩管理加算(一般病棟に限る。)

<u>ス</u> 総合評価加算 (精神病棟を除く。)

<u>ヒ</u>~<u>イイ</u> (略)

(新設)

イロ~イニ (略)

(新設)

(新設)

9 • 10 (略)

A105 専門病院入院基本料(1日につき)

 $1 \sim 3$ (略)

注1~6 (略)

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げ

る入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算に ついて、同節に規定する算定要件を満たす場合 に算定できる。

イ~エ (略)

(削る)

テ~シ (略)

ヱ 排尿自立支援加算

<u>ヒ</u> 地域医療体制確保加算(7対1入院基本料 又は10対1入院基本料を算定するものに限る

。)

8~10 (略)

A106 障害者施設等入院基本料(1日につき)

 $1 \sim 4$ (略)

 $注 1 \sim 6$ (略)

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ~ヰ (略)

ノ 排尿自立支援加算

8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。)について、看護補助加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間

141点

ロ 15日以上30日以内の期間

116点

10・11 (略)

る入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算に ついて、同節に規定する算定要件を満たす場合 に算定できる。

イ~エ (略)

テ 総合評価加算

ア~ヱ (略)

(新設)

(新設)

8~10 (略)

A 1 0 6 障害者施設等入院基本料 (1日につき)

 $1 \sim 4$ (略)

注1~6 (略)

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ~ヰ (略)

(新設)

8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。)について、看護補助加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間

129点

ロ 15日以上30日以内の期間

104点

10・11 (略)

A 1 0 7 (略)

A108 有床診療所入院基本料 (1日につき)

 $1 \sim 6$ (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、有床診療所一般病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

4 (略)

5 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 医師配置加算1

120点

口 医師配置加算2

90点

6 看護配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 看護配置加算1

60点

A 1 0 7 (略)

A108 有床診療所入院基本料 (1日につき)

 $1 \sim 6$ (略)

注1 • 2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して7日を限度として、有床診療所一般病床初期加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

4 (略)

5 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 医師配置加算1

88点

口 医師配置加算2

60点

6 看護配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 看護配置加算1

40点

口 看護配置加算2

35点

ハ 夜間看護配置加算1

100点

二 夜間看護配置加算2

50点

ホ 看護補助配置加算1

25点

へ 看護補助配置加算2

15点

7 (略)

8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算 について、同節に規定する算定要件を満たす場 合に算定できる。

イ~ホ (略)

<u>へ</u> 医師事務作業補助体制加算(50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。)

<u>ト</u>~<u>ム</u> (略)

(削る)

ウ~ノ (略)

才 排尿自立支援加算

 $9 \sim 12$ (略)

A109 有床診療所療養病床入院基本料(1日につき)

 $1 \sim 5$ (略)

 $注 1 \sim 7$ (略)

8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算 について、同節に規定する算定要件を満たす場 合に算定できる。

イ・ロ (略)

<u>六</u> 医師事務作業補助体制加算(50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。)

ニ~ヨ (略)

口 看護配置加算2

20点

ハ 夜間看護配置加算1

<u>85点</u> 35点

二 夜間看護配置加算2

10点

ホ 看護補助配置加算1

5 点

へ 看護補助配置加算2

7 (略)

8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算 について、同節に規定する算定要件を満たす場 合に算定できる。

イ~ホ (略)

(新設)

へ~ラ (略)

ム 総合評価加算

ウ~ノ (略)

(新設)

 $9 \sim 12$ (略)

A109 有床診療所療養病床入院基本料(1日につき)

 $1 \sim 5$ (略)

 $注 1 \sim 7$ (略)

8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲 げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算 について、同節に規定する算定要件を満たす場 合に算定できる。

イ・ロ (略)

(新設)

ハ~カ (略)

(削る)

タ・レ (略)

ソ 排尿自立支援加算

 $9 \sim 11$ (略)

第2節 入院基本料等加算

区分

 $A 2 0 0 \sim A 2 0 4 - 2$ (略)

A 2 0 5 救急医療管理加算(1日につき)

1 救急医療管理加算1

950点

2 救急医療管理加算2

350点

 $注 1 \sim 3$ (略)

A 2 0 5 - 2 超急性期脳卒中加算 (入院初日) 10,800点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、超急性期脳卒中加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して、組織プラスミノーゲン活性化因子を投与した場合又は当該施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た他の保険医療機関の外来において、組織プラスミノーゲン活性化因子の投与後に搬送され、入院治療を行った場合に、入院初日に限り所定点数に加算する。

 $A 2 0 5 - 3 \sim A 2 0 7$ (略)

A 2 0 7 - 2 医師事務作業補助体制加算(入院初日)

1 医師事務作業補助体制加算1

イ 15対1補助体制加算

970点

口 20対1補助体制加算

758点

ハ 25対1補助体制加算

630点

ヨ 総合評価加算

タ・レ (略)

(新設)

 $9 \sim 11$ (略)

第2節 入院基本料等加算

区分

 $A 2 0 0 \sim A 2 0 4 - 2$ (略)

A 2 0 5 救急医療管理加算(1日につき)

1 救急医療管理加算1

900点

2 救急医療管理加算 2

300点

注1~3 (略)

A 2 0 5 - 2 超急性期脳卒中加算(入院初日) 12,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、超急性期脳卒中加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して、組織プラスミノーゲン活性化因子を投与した場合に、入院初日に限り所定点数に加算する。

 $A 2 0 5 - 3 \sim A 2 0 7$ (略)

A 2 0 7 - 2 医師事務作業補助体制加算(入院初日)

1 医師事務作業補助体制加算1

イ 15対1補助体制加算

920点

口 20対1補助体制加算

708点

ハ 25対1補助体制加算

580点

二 30対1補助体制加算	545点	ニ 30対 1 補助体制加算 <u>495</u>	5点
ホ 40対1補助体制加算	455点	ホ 40対 1 補助体制加算 405	5点
へ 50対1補助体制加算	375点	へ 50対1補助体制加算 325	5点
ト 75対1補助体制加算	295点	ト 75対 1 補助体制加算 <u>245</u>	5点
チ 100対1補助体制加算	248点	チ 100対 1 補助体制加算 <u>198</u>	8点
2 医師事務作業補助体制加算 2		2 医師事務作業補助体制加算 2	
イ 15対1補助体制加算	910点		点0
口 20対1補助体制加算	710点	口 20対 1 補助体制加算 660	点0
ハ 25対1補助体制加算	590点	ハ 25対 1 補助体制加算 540	点0
ニ 30対1補助体制加算	510点	ニ 30対 1 補助体制加算 <u>460</u>	点0
ホ 40対1補助体制加算	430点	ホ 40対 1 補助体制加算 380	点0
へ 50対1補助体制加算	355点	へ 50対 1 補助体制加算 <u>308</u>	5点
ト 75対1補助体制加算	280点	ト 75対 1 補助体制加算 230	点0
チ 100対1補助体制加算	238点	チ 100対 1 補助体制加算 <u>188</u>	8点
注 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を	図るため	注 <u>病院</u> 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を図	3る
の医師事務作業の補助の体制その他の事	項につき	ための医師事務作業の補助の体制その他の事項	ほに
別に厚生労働大臣が定める施設基準に適	合してい	つき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合	こし
るものとして地方厚生局長等に届け出た	保険医療	ているものとして地方厚生局長等に届け出た保	
機関に入院している患者(第1節の入院	基本料(医療機関に入院している患者(第1節の入院基	本
特別入院基本料等を除く。)又は第3節	の特定入	料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の)特
院料のうち、医師事務作業補助体制加算	を算定で	定入院料のうち、医師事務作業補助体制加算を	: 算
きるものを現に算定している患者に限る。	。)につ	定できるものを現に算定している患者に限る。	
いて、当該基準に係る区分に従い、入院	初日に限	について、当該基準に係る区分に従い、入院初	月日
り所定点数に加算する。		に限り所定点数に加算する。	
A207-3 急性期看護補助体制加算(1日につき)		A207-3 急性期看護補助体制加算(1日につき)	
1 25対1急性期看護補助体制加算(看護	補助者5	1 25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者	f 5
割以上)	240点	割以上) 210	点0
2 25対1急性期看護補助体制加算(看護	補助者 5	2 25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者	î 5
割未満)	220点	割未満) <u>190</u>	点0
3 50対 1 急性期看護補助体制加算	200点		点0
4 75対1急性期看護補助体制加算	160点	4 75対 1 急性期看護補助体制加算 <u>130</u>	0点

注1 (略)

2 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算

120点

口 夜間50対1急性期看護補助体制加算

115点

ハ 夜間100対1急性期看護補助体制加算

100点

3 (略)

A207-4 看護職員夜間配置加算(1日につき)

1 看護職員夜間12対1配置加算

イ 看護職員夜間12対1配置加算1

<u>105点</u> 85点

口 看護職員夜間12対1配置加算2

2 看護職員夜間16対1配置加算

イ 看護職員夜間16対1配置加算1

<u>65点</u> 40点

口 看護職員夜間16対1配置加算2

注 (略)

A 2 0 8 乳幼児加算・幼児加算(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 乳幼児加算は、保険医療機関に入院している 3歳未満の乳幼児(第1節の入院基本料(特別 入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院 料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できる ものを現に算定している患者に限る。)につい て、所定点数に加算する。

注1 (略)

2 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 夜間30対1急性期看護補助体制加算 90点

口 夜間50対1急性期看護補助体制加算 85点

ハ 夜間100対1急性期看護補助体制加算

70点

3 (略)

A207-4 看護職員夜間配置加算(1日につき)

1 看護職員夜間12対1配置加算

イ 看護職員夜間12対1配置加算1 ロ 看護職員夜間12対1配置加算2

<u>95点</u> 75点

55点

2 看護職員夜間16対1配置加算

イ 看護職員夜間16対1配置加算1

口 看護職員夜間16対1配置加算2

30点

注 (略)

A 2 0 8 乳幼児加算・幼児加算(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 乳幼児加算は、<u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たす</u>保険医療機関に入院している3歳未満の乳幼児(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

2 幼児加算は、保険医療機関に入院している3 歳以上6歳未満の幼児(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定 入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定で きるものを現に算定している患者に限る。)に ついて、所定点数に加算する。

 $A 2 0 9 \sim A 2 1 1$ (略)

A 2 1 2 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院 診療加算(1日につき)

1 • 2 (略)

- 注1 超重症児(者)入院診療加算は、保険医療機関に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める超重症の状態にあるもの(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。
 - 2 準超重症児(者)入院診療加算は、保険医療機関に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める準超重症の状態にあるもの(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、超重症児(者)入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

 $3 \cdot 4$ (略) A 2 1 2 - 2 · A 2 1 3 (略)

2 幼児加算は、<u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たす</u>保険医療機関に入院している3歳以上6歳未満の幼児(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

 $A 2 0 9 \sim A 2 1 1$ (略)

A 2 1 2 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院 診療加算(1日につき)

1 • 2 (略)

- 注1 超重症児(者)入院診療加算は、<u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たす</u>保険医療機関に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める超重症の状態にあるもの(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。
 - 2 準超重症児(者)入院診療加算は、別に厚生 労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関に 入院している患者であって、別に厚生労働大臣 が定める準超重症の状態にあるもの(第1節の 入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は 第3節の特定入院料のうち、超重症児(者)入 院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算を 算定できるものを現に算定している患者に限る 。)について、所定点数に加算する。

3 • 4 (略)

 $A 2 1 2 - 2 \cdot A 2 1 3$ (略)

A 2 1 4 看護補助加算(1日につき)

1 看護補助加算1

141点

2 看護補助加算2

116点

3 看護補助加算3

88点

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間75対1看護補助加算として、入院した日から起算して20日を限度として50点を更に所定点数に加算する。

3 (略)

 $A 2 1 5 \sim A 2 2 1$ (略)

A 2 2 1 - 2 小児療養環境特別加算(1日につき) (略)

注 治療上の必要があって、保険医療機関において 、個室に入院した15歳未満の小児(第1節の入院 基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節 の特定入院料のうち、小児療養環境特別加算を算 定できるものを現に算定している患者に限り、H IV感染者療養環境特別加算、重症者等療養環境 特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するもの を除く。)について、所定点数に加算する。

 $A 2 2 2 \sim A 2 2 6$ (略)

A 2 2 6 - 2 緩和ケア診療加算 (1 日につき) (略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関において、<u>緩和ケアを要する患者</u> に対して、緩和ケアに係る必要な栄養食事管理 を行った場合には、個別栄養食事管理加算として、70点を更に所定点数に加算する。

A226-3 有床診療所緩和ケア診療加算(1日につき)

A 2 1 4 看護補助加算(1日につき)

1 看護補助加算1

129点

2 看護補助加算2

104点 76点

3 看護補助加算3

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間75対1看護補助加算として、入院した日から起算して20日を限度として40点を更に所定点数に加算する。

3 (略)

 $A 2 1 5 \sim A 2 2 1$ (略)

A 2 2 1 - 2 小児療養環境特別加算(1日につき) (略)

注 治療上の必要があって、<u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たす</u>保険医療機関において、個室に入院した15歳未満の小児(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、小児療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、HIV感染者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。)について、所定点数に加算する。

 $A 2 2 2 \sim A 2 2 6$ (略)

A 2 2 6 - 2 緩和ケア診療加算(1日につき) (略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関において、<u>悪性腫瘍を有する当該</u> <u>患者</u>に対して、緩和ケアに係る必要な栄養食事 管理を行った場合には、個別栄養食事管理加算 として、70点を更に所定点数に加算する。

A226-3 有床診療所緩和ケア診療加算(1日につき)

注 (略)

 $A 2 2 7 \sim 2 3 0 - 2$ (略)

A 2 3 0 - 3 精神科身体合併症管理加算(1日につき)

1 7日以内

(略)

2 8日以上15日以内

300点

注 精神科を標榜する病院であって別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとして、 方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、 別に厚生労働大臣が定める身体合併症を有するも 神障害者である患者に対して必要な治療を行り別へ 院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料の うち、精神科身体合併症管理加算を算定できるも のを現に算定している患者に限る。)について、 当該疾患の治療開始日から起算して15日を限度と して、当該患者の治療期間に応じ、所定点数に加 算する。

 $A 2 3 0 - 4 \sim A 2 3 1 - 4$ (略)

A 2 3 2 がん拠点病院加算(入院初日)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関であって、ゲノム情報を用いたが ん医療を提供する保険医療機関に入院している 患者については、<u>がんゲノム拠点病院加算とし</u> て、250点を更に所定点数に加算する。

A 2 3 3 (略)

A 2 3 3 - 2 栄養サポートチーム加算(週1回) (略)

注1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労

(1) 未養官理体制での他の事項につき別に厚生为 働大臣が定める施設基準に適合しているものと 注 (略)

 $A 2 2 7 \sim 2 3 0 - 2$ (略)

A230-3 精神科身体合併症管理加算(1日につき)

1 7日以内

(略)

2 8日以上10日以内

225点

注 精神科を標榜する病院であって別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとして、 方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める身体合併症を有する精神障害者である患者に対して必要な治療を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料のうち、精神科身体合併症管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該疾患の治療開始日から起算して10日を限度として、当該患者の治療期間に応じ、所定点数に加算する。

 $A 2 3 0 - 4 \sim A 2 3 1 - 4$ (略)

A 2 3 2 がん拠点病院加算(入院初日)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関であって、ゲノム情報を用いたが ん医療を提供する保険医療機関に入院している 患者については、250点を更に所定点数に加算 する。

A 2 3 3 (略)

A 2 3 3 - 2 栄養サポートチーム加算(週1回) (略)

注1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと

して地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に おいて、栄養管理を要する患者として別に厚生 労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療 機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等 が共同して必要な診療を行った場合に、当該患 者 (第1節の入院基本料 (特別入院基本料等を 除く。)又は第3節の特定入院料のうち、栄養 サポートチーム加算を算定できるものを現に算 定している患者に限る。)について、週1回(療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精 神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料 (結核病棟又は精神病棟に限る。)を算定して いる患者については、入院した日から起算して 1月以内の期間にあっては週1回、入院した日 から起算して1月を超え6月以内の期間にあっ ては月1回)に限り所定点数に加算する。この 場合において、区分番号B001の10に掲げる 入院栄養食事指導料、区分番号B001の11に 掲げる集団栄養食事指導料及び区分番号B00 1-2-3に掲げる乳幼児育児栄養指導料は別 に算定できない。

2 · 3 (略)

A 2 3 4 (略)

A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算(入院初日)

1 • 2 (略)

注1・2 (略)

3 <u>感染防止対策加算1</u>を算定する場合について 、抗菌薬の適正な使用の支援に関する体制につ き別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関に入院している患者については、抗

して地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に おいて、栄養管理を要する患者として別に厚生 労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療 機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等 が共同して必要な診療を行った場合に、当該患 者 (第1節の入院基本料(特別入院基本料等を 除く。)又は第3節の特定入院料のうち、栄養 サポートチーム加算を算定できるものを現に算 定している患者に限る。)について、週1回(療養病棟入院基本料を算定している患者につい ては、入院した日から起算して1月以内の期間 にあっては週1回、入院した日から起算して1 月を超え6月以内の期間にあっては月1回)に 限り所定点数に加算する。この場合において、 区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指 導料、区分番号B001の11に掲げる集団栄養 食事指導料及び区分番号B001-2-3に掲 げる乳幼児育児栄養指導料は別に算定できない

(略)

A 2 3 4 (略)

A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算(入院初日)

1・2 (略)

2 • 3

注1・2 (略)

3 <u>感染防止対策地域連携加算</u>を算定する場合について、抗菌薬の適正な使用の支援に関する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者について

菌薬適正使用支援加算として、100点を更に所 は、抗菌薬適正使用支援加算として、100点を 定点数に加算する。 更に所定点数に加算する。 $A 2 3 4 - 3 \sim A 2 4 1$ (略) $A 2 3 4 - 3 \sim A 2 3 9$ (略) (削る) A 2 4 0 総合評価加算(入院中1回) 100点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 療機関が、入院中の患者であって、介護保険法施 行令第2条各号に規定する疾病を有する40歳以上 65歳未満のもの又は65歳以上のもの(第1節の入 院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3 節の特定入院料のうち、総合評価加算を算定でき るものを現に算定している患者に限る。) に対し て、当該患者の基本的な日常生活能力、認知機能 、意欲等について総合的な評価を行った場合に、 入院中1回に限り、所定点数に加算する。 (削る) A 2 4 1 削除 A 2 4 2 A 2 4 2 (略) (略) A 2 4 3 後発医薬品使用体制加算(入院初日) A 2 4 3 後発医薬品使用体制加算(入院初日) 1 後発医薬品使用体制加算 1 1 後発医薬品使用体制加算1 47点 45点 42点 40点 2 後発医薬品使用体制加算 2 2 後発医薬品使用体制加算 2 3 後発医薬品使用体制加算3 3 後発医薬品使用体制加算3 35点 37点 4 後発医薬品使用体制加算4 22点 (削る) 注 (略) 注 (略) A 2 4 4 病棟薬剤業務実施加算 A 2 4 4 病棟薬剤業務実施加算 1 病棟薬剤業務実施加算1 (週1回) 1 病棟薬剤業務実施加算1 (週1回) 120点 100点 2 病棟薬剤業務実施加算2(1日につき) 2 病棟薬剤業務実施加算2 (1日につき) 100点 80点 注 (略) 注 (略) A 2 4 5 データ提出加算 A 2 4 5 データ提出加算(入院中1回) 1 データ提出加算1 (入院初日) 1 データ提出加算1 イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 140点 イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 150点 ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 210点 200点

- 2 データ提出加算2 (入院初日)
- イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 150点
- ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 220点
- 3 データ提出加算3 (入院期間が90日を超えるごとに1回)
 - イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 140点
 - ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 210点
- <u>4</u> <u>データ提出加算4(入院期間が90日を超えるご</u> とに1回)
 - イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 150点
 - ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 220点
- 注1 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合に、当該保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、データ提出加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。
 - 2 3及び4については、別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして地方厚 生局長等に届け出た保険医療機関において、当 該保険医療機関における診療報酬の請求状況、 手術の実施状況等の診療の内容に関するデータ を継続して厚生労働省に提出している場合に、 当該保険医療機関に入院している患者(第1節 の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又

2 データ提出加算 2

イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 <u>160点</u> ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 <u>210点</u> (新設)

(新設)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合に、当該保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、データ提出加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院中1回に限り、退院時に、所定点数に加算する。

(新設)

は第3節の特定入院料のうち、データ提出加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)であって、療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料又は地域移行機能強化病棟入院料を届け出た病棟又は病室に入院しているものについて、当該基準に係る区分に従い、入院期間が90日を超えるごとに1回、所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関に入院している患者については、 提出データ評価加算として、40点を更に所定点 数に加算する。

A 2 4 6 入退院支援加算(退院時1回)

 $1 \sim 3$ (略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、地域連携診療計画加算として、退院時1回に限り、300点を更に所定点数に加算する。ただし、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(II)、区分番号B005に掲げる分番号B009に掲げる診療情報提供料(II)及び区分番号B0011に掲げる診療情報提供料(II)及び区分番号B011に掲げる診療情報提供料(II)及び区分番号B011に掲げる診療情報提供料(III)及び区分番号B011に掲げる診療情報提供料(III)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関に入院している患者については、 提出データ評価加算として、<u>退院時において、</u> 20点を更に所定点数に加算する。

A 2 4 6 入退院支援加算(退院時1回)

 $1 \sim 3$ (略)

注1~3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、地域連携診療計画加算として、退院時1回に限り、300点を更に所定点数に加算する。ただし、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(I)、区分番号B005に掲げる別に過に掲げる介護支援等連携指導料及び区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)は別に算定できない。

別に算定できない。

イ・ロ (略)

5 · 6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関に入院している患者であって別に厚 生労働大臣が定めるものに対して、入院前に支 援を行った場合に、その支援の内容に応じて、 次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算 する。

イ 入院時支援加算1

230点

口 入院時支援加算 2

200点

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関に入院している患者であって別に厚 生労働大臣が定めるものに対して、当該患者の 基本的な日常生活能力、認知機能、意欲等につ いて総合的な評価を行った上で、その結果を踏 まえて、入退院支援を行った場合に、総合機能 評価加算として、50点を更に所定点数に加算す る。

認知症ケア加算(1日につき)

1 認知症ケア加算1

イ 14日以内の期間

160点

ロ 15日以上の期間

(略)

2 認知症ケア加算 2

イ 14日以内の期間

100点

ロ 15日以上の期間

25点

3 認知症ケア加算3

イ 14日以内の期間 ロ 15日以上の期間 40点

(略)

イ・ロ (略)

5 • 6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関に入院している患者であって別に厚 生労働大臣が定めるものに対して、入院前に支 援を行った場合に、入院時支援加算として、20 0点を更に所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

認知症ケア加算(1日につき) A 2 4 7

1 認知症ケア加算1

イ 14日以内の期間

150点 (略)

ロ 15日以上の期間

(新設)

2 認知症ケア加算 2

イ 14日以内の期間

30点

ロ 15日以上の期間

注1・2 (略)

A247-2 せん妄ハイリスク患者ケア加算(入院中1回)

100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、せん妄ハイリスク患者ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、せん妄のリスクを確認し、その結果に基づいてせん妄対策の必要を認め、当該対策を行った場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 4 8 (略)

A 2 4 9 精神科急性期医師配置加算(1日につき)

1 精神科急性期医師配置加算1

600点

2 精神科急性期医師配置加算 2

イ 精神病棟入院基本料等の場合

ロ 精神科急性期治療病棟入院料の場合 500点

3 精神科急性期医師配置加算3

450点

500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、精神科急性期医師配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 5 0 薬剤総合評価調整加算(退院時1回)

100点

注<u>1</u> 入院中の患者について、次のいずれかに該当 する場合に、退院時1回に限り所定点数に加算 注1・2 (略)

(新設)

A 2 4 8 (略)

A249 精神科急性期医師配置加算(1日につき)

(新設)

(新設)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、精神科急性期医師配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

500点

250点

A 2 5 0 薬剤総合評価調整加算(退院時1回)

注 入院中の患者について、次のいずれかに該当する場合に、退院時1回に限り所定点数に加算する

する。

- イ 入院前に6種類以上の内服薬(特に規定するものを除く。)が処方されていた患者について、当該処方の内容を総合的に評価<u>した上で、当該処方の内容を変更し、かつ、療養上</u>必要な指導を行った場合
- ロ 精神病棟に入院中の患者であって、入院直 前又は退院1年前のいずれか遅い時点で抗精 神病薬を4種類以上内服していたものについ て、当該抗精神病薬の処方の内容を総合的に 評価した上で、当該処方の内容を変更し、か つ、療養上必要な指導を行った場合
- 2 次のいずれかに該当する場合に、薬剤調整加 算として150点を更に所定点数に加算する。
 - イ 注1のイに該当する場合であって、当該患者の退院時に処方する内服薬が2種類以上減少した場合
 - □ 注1の口に該当する場合であって、退院日 までの間に抗精神病薬の種類数が2種類以上 減少した場合その他これに準ずる場合

A 2 5 1 排尿自立支援加算(週1回)

200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、排尿自立支援加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して、包括的な排尿ケアを行った場合に、患者1人につき、週1回に限り12週を限度として所定点数に加算する。

A 2 5 2 地域医療体制確保加算(入院初日)

(新設)

(新設)

- イ 入院前に6種類以上の内服薬(特に規定する ものを除く。)が処方されていた患者について 、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、 当該患者の退院時に処方する内服薬が2種類以 上減少した場合
- ロ 精神病棟に入院中の患者であって、入院直前 又は退院1年前のいずれか遅い時点で抗精神病 薬を4種類以上内服していたものについて、<u>退</u> 院日までの間に、抗精神病薬の種類数が2種類 以上減少した場合その他これに準ずる場合

(新設)

520点

注 救急医療を提供する体制、病院勤務医の負担の 軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項に つき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険 医療機関に入院している患者(第1節の入院基本 料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特 定入院料のうち、地域医療体制確保加算を算定で きるものを現に算定している患者に限る。)につ いて、入院初日に限り所定点数に加算する。

第3節 特定入院料

区分

A300 救命救急入院料(1日につき)

 $1 \sim 4$ (略)

注1~6 (略)

7 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、救命救急入院料に含ま れるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算(特定機能病院の病棟にあっては、医師事務作業補助体制加算2を除く。)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止、病塊算、加算、医療安全対策加算、感染防止、病療事業和算、表表でア加算、病棟薬剤業務実施加算2、一ク患者ケア加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保

第3節 特定入院料

区分

A300 救命救急入院料(1日につき)

 $1 \sim 4$ (略)

 $注 1 \sim 6$ (略)

7 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、救命救急入院料に含ま れるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算(特定機能病院の病棟にあっては、医師事務作業補助体制加算2を除く。)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、認知症ケア加算及び精神疾患診療体制加算を除く。)

加算を除く。)

ハ~チ (略)

A 3 0 1 特定集中治療室管理料(1日につき)

 $1 \sim 4$ (略)

注1・2 (略)

3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、特定集中治療室管理料 に含まれるものとする。

イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、療瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)

ハ~チ (略)

4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から経腸栄養等の必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として400点を所定点数に加算する。

ハ~チ (略)

A 3 0 1 特定集中治療室管理料(1日につき)

 $1 \sim 4$ (略)

注1 • 2 (略)

3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、特定集中治療室管理料 に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、療瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、認知症ケア加算及び精神疾患診療体制加算を除く。)

ハ~チ (略)

4 (略)

(新設)

1 • 2 (略)

注 1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、ハイケアユニット入院 医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療 加算、超急性期脳卒中加算、妊產婦緊急搬送 入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域 加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算 、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感 染防止対策加算、患者サポート体制充実加算 、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤 業務実施加算2、データ提出加算、入退院支 援加算(1のイ及び3に限る。)、認知症ケ ア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精 神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び 地域医療体制確保加算を除く。)

ハ~チ (略)

A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料(1日につき) (略)

注 1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、脳卒中ケアユニット入 院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療 加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送

A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料(1日につき) A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、ハイケアユニット入院 医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療 加算、超急性期脳卒中加算、好產婦緊急搬送 入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域 加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算 、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感 染防止対策加算、患者サポート体制充実加算 、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提 出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限 る。)、認知症ケア加算及び精神疾患診療体 制加算を除く。)

ハ~チ (略)

A 3 0 1 - 3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料(1 日につき (略)

注 1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、脳卒中ケアユニット入 院医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療 加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送 入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)

<u>昇</u>を除く。) ハ~チ (略)

A 3 0 1 - 4 小児特定集中治療室管理料(1 日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、小児特定集中治療室管 理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)

ハ~チ (略)

A302 新生児特定集中治療室管理料 (1日につき)

1 · 2 (略)

入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、認知症ケア加算及び精神疾患診療体制加算を除く。)

ハ~チ (略)

A301-4 小児特定集中治療室管理料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、小児特定集中治療室管 理料に含まれるものとする。

イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)及び精神疾患診療体制加算を除く。)

ハ~チ (略)

A302 新生児特定集中治療室管理料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、新生児特定集中治療室 管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)

ハ~チ (略)

A303 総合周産期特定集中治療室管理料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、総合周産期特定集中治 療室管理料(チにあっては新生児集中治療室管 理料に限り、トにあっては母体・胎児集中治療 室管理料に限る。)に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、新生児特定集中治療室 管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算及び入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)を除く。)

ハ~チ (略)

A303 総合周産期特定集中治療室管理料(1日につき)

1・2 (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、総合周産期特定集中治 療室管理料(チにあっては新生児集中治療室管 理料に限り、トにあっては母体・胎児集中治療 室管理料に限る。)に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療 加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送 入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域 加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防 止対策加算、患者サポート体制充実加算、 じよくそう

標 瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算 2、データ提出加算、入退院支援加算 (1のイ及び3に限る。)、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)

ハ~リ (略)

A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料(1日につき) (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、新生児治療回復室入院 医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

ロ 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)

ハ~チ (略)

A 3 0 4 (略)

A305 一類感染症患者入院医療管理料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第9部処置及 び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、一 類感染症患者入院医療管理料に含まれるものと する。 じよくそう

褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)及び精神疾患診療体制加算を除く。)

ハ~リ (略)

A 3 0 3 - 2 新生児治療回復室入院医療管理料(1日につき) (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、 第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断の うち次に掲げるものは、新生児治療回復室入院 医療管理料に含まれるものとする。

イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算及び入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)を除く。)

ハ~チ (略)

A 3 0 4 (略)

A305 一類感染症患者入院医療管理料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 第1章基本診療料並びに第2章第9部処置及 び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、一 類感染症患者入院医療管理料に含まれるものと する。 イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算(1のイに限る。)、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)

ハ~ホ (略)

A306 特殊疾患入院医療管理料(1日につき) (略)

注 1~4 (略)

5 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、入退院支援加算(1の口及び2の口に限る。)、認知症ケア加算、排尿自立支援加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

A307 小児入院医療管理料(1日につき)

 $1 \sim 5$ (略)

注1~4 (略)

5 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第6部

イ (略)

口 入院基本料等加算(臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、標瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算及び入退院支援加算(1のイに限る。)を除く。)

ハ~ホ (略)

A 3 0 6 特殊疾患入院医療管理料(1日につき) (略) 注1~4 (略)

5 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診療加算、準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、入退院支援加算(1の口及び2の口に限る。)、認知症ケア加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

A307 小児入院医療管理料(1日につき)

 $1 \sim 5$ (略)

注 1~4 (略)

5 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加 算並びに当該患者に対して行った第2章第2部 第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第 4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第6部

6 診療に係る費用(注2から注4までに規定す る加算並びに当該患者に対して行った第2章第 2 部第 2 節在宅療養指導管理料、第 3 節薬剤料 、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第 6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放 射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の 費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院 診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急 入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超 重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者) 入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養 環境特別加算、医療安全対策加算、感染防止対 策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハ イリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退 院支援加算(1のイ及び3に限る。)、精神疾 患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医 注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線 治療及び第13部第2節病理診断・判断料の費用 並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療 加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院 診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症 児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院 診療加算、地域加算、離島加算、小児療養 特別加算、緩和ケア診療加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、及び精神疾患診療体 制加算を除く。)は、小児入院医療管理料1及 び小児入院医療管理料2に含まれるものとする

6 診療に係る費用(注2から注4までに規定す る加算並びに当該患者に対して行った第2章第 2 部第 2 節在宅療養指導管理料、第 3 節薬剤料 、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第 6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放 射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の 費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院 診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急 入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超 重症児(者)入院診療加算・進超重症児(者) 入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養 環境特別加算、医療安全対策加算、感染防止対 策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハ イリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退 院支援加算(1のイ及び3に限る。)及び精神 疾患診療体制加算を除く。)は、小児入院医療 療体制確保加算を除く。)は、小児入院医療管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれるものとする。

7 診療に係る費用(注2から注4までに規定す る加算並びに当該患者に対して行った第2章第 2 部第 2 節在宅療養指導管理料、第 3 節薬剤料 、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第 6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放 射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の 費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院 診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急 入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超 重症児(者)入院診療加算·進超重症児(者) 入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養 環境特別加算、強度行動障害入院医療管理加算 、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加 算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実 加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ 提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限 る。)、精神疾患診療体制加算(精神病棟を除 く。)及び排尿自立支援加算を除く。)は、小 児入院医療管理料5に含まれるものとする。

A308 回復期リハビリテーション病棟入院料 (1日につき) $1 \sim 6$ (略)

注1・2 (略)

3 診療に係る費用(注2及び注4に規定する加算、当該患者に対して行った第2章第1部医学管理等の区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料(回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定するものに限る。)、第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用(別

管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれる ものとする。

7 診療に係る費用(注2から注4までに規定す る加算並びに当該患者に対して行った第2章第 2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料 、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第 6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放 射線治療及び第13部第2節病理診断・判断料の 費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院 診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急 入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超 重症児(者)入院診療加算・進超重症児(者) 入院診療加算、地域加算、離島加算、小児療養 環境特別加算、強度行動障害入院医療管理加算 、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加 算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実 加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ 提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限 る。)及び精神疾患診療体制加算(精神病棟を 除く。)を除く。)は、小児入院医療管理料5 に含まれるものとする。

A308 回復期リハビリテーション病棟入院料(1日につき)

 $1 \sim 6$ (略)

注1・2 (略)

3 診療に係る費用(注2及び注4に規定する加算、当該患者に対して行った第2章第1部医学管理等の区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料(回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定するものに限る。)、第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用(別

に厚生労働大臣が定める費用を除く。)、第2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、入退院支援加算(1のイに限る。)、認知症ケア加算、支援加算(1のイに限る。)排尿自立支援加算、区分番号 J 0 3 8 に掲げる特定保険医療材料(区分番号 J 0 3 8 に掲げる特定保険医療材料(区分番号 J 0 3 8 に掲げる特定保険医療材料(区分番号 J 0 4 2 に掲げる規模灌流、区分番号 J 0 4 2 に掲げる規模を原るものに限る。)並でに除外薬に掲げる規模であるものに限る。)は、回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする

4 (略)

A 3 0 8 - 2 (略)

A308-3 地域包括ケア病棟入院料(1日につき)

 $1 \sim 8$ (略)

注1~3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護補助者配置加算として、1日につき160点を所定点数に加算する。

5 (略)

6 診療に係る費用(注3から注5まで及び注7 に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病 院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、 医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加 算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患 に厚生労働大臣が定める費用を除く。)、第2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師 事務作業補助体制加算<u>(一般病棟に限る。)</u>、 地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染 防止対策加算、患者サポート体制充実加算算、 一夕提出加算、入退院支援加算(1のイに限る。)、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整の 、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J03 8に掲げる特定保険医療材料(区分番号J03 8に掲げる人工腎臓又は区分番号J03 8に掲げる人工腎臓又は区分番号J03 8に掲げる人工腎臓又は区分番号J03 8に掲げる人工腎臓又は区分番号J03 8に掲げる大工腎臓又は区分番号J03 8に掲げる大工腎臓又は区分番号J03 8に掲げる大工腎臓又は区分番号J03 8に掲げる大工腎臓又は区分番号J03 8に掲げる大工腎臓又は区分番号J03 8に掲げる大工腎臓又は区分番号J03 8に掲げる大工腎臓のに限る。)並びに除外 薬剤・注射薬の費用を除く。)は、回復期リハ ビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。

4 (略)

A 3 0 8 - 2 (略)

A308-3 地域包括ケア病棟入院料(1日につき)

1~8 (略) 注1~3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護補助者配置加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

5 (略)

6 診療に係る費用(注3から注5まで及び注7 に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病 院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、 医師事務作業補助体制加算<u>(一般病棟に限る。</u>)、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、

者サポート体制充実加算、データ提出加算、入 退院支援加算(1のイに限る。)、認知症ケア 加算、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支 援加算、第2章第2部在宅医療、区分番号H0 04に掲げる摂食機能療法、区分番号 1038 に掲げる人工腎臓、区分番号 J 0 4 2 に掲げる 腹膜灌流、区分番号 I 4 0 0 に掲げる特定保険 医療材料(区分番号」038に掲げる人工腎臓 又は区分番号 J O 4 2 に掲げる腹膜灌流に係る ものに限る。)、第10部手術、第11部麻酔並び に除外薬剤・注射薬の費用を除く。) は、地域 包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療 管理料1、地域包括ケア病棟入院料2、地域包 括ケア入院医療管理料2、地域包括ケア病棟入 院料3、地域包括ケア入院医療管理料3、地域 包括ケア病棟入院料4及び地域包括ケア入院医 療管理料4に含まれるものとする。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護職員夜間配置加算として、1日(別に厚生労働大臣が定める日を除く。)につき65点を所定点数に加算する。

8 (略)

9 注1に規定する保険医療機関以外の保険医療機関であって、注1に規定する地域包括ケア病棟入院料の施設基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者については、地域包括ケア病棟特別入院料として、所定点数の100分の9

感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算 、データ提出加算、入退院支援加算(1のイに 限る。)、認知症ケア加算並びに薬剤総合評価 調整加算、第2章第2部在宅医療、区分番号H 004に掲げる摂食機能療法、区分番号 103 8に掲げる人工腎臓、区分番号 J 0 4 2 に掲げ る腹膜灌流、区分番号 [400に掲げる特定保 険医療材料(区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎 臓又は区分番号 J O 4 2 に掲げる腹膜灌流に係 るものに限る。)、第10部手術、第11部麻酔並 びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、地 域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医 療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2、地域 包括ケア入院医療管理料2、地域包括ケア病棟 入院料3、地域包括ケア入院医療管理料3、地 域包括ケア病棟入院料4及び地域包括ケア入院 医療管理料4に含まれるものとする。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護職員夜間配置加算として、1日(別に厚生労働大臣が定める日を除く。)につき55点を所定点数に加算する。

8 (略)

(新設)

0に相当する点数を算定する。

A309 特殊疾患病棟入院料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1~4 (略)

5 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算(50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。)、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、入退院支援加算(1の口及び2の口に限る。)、認知症ケア加算並びに排尿自立支援加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする

A310 緩和ケア病棟入院料(1日につき)

1・2 (略)

注1 · 2 (略)

3 診療に係る費用(注2に規定する加算、第2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産 婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加 算、地域加算、離島加算、がん拠点病院加算、 医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算(1 のイに限る。)及び排尿自立支援加算、第2章 第2部第2節在宅療養管理指導料、第3節薬剤 料、第4節特定保険医療材料料及び第12部放射 線治療、退院時に当該指導管理を行ったことに A309 特殊疾患病棟入院料(1日につき)

1・2 (略)

注1~4 (略)

5 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、入退院支援加算(1のロ及び2のロに限る。)並びに認知症ケア加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする。

A310 緩和ケア病棟入院料(1日につき)

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 診療に係る費用(注2に規定する加算、第2 節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産 婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加 算、地域加算、離島加算、がん拠点病院加算、 医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算及び入退院支援加算(1のイに限る。)、第2章第2節年宅療 養管理指導料、第3節薬剤料、第4節特定保険 医療材料料及び第12部放射線治療、退院時に当 該指導管理を行ったことにより算定できる区分 より算定できる区分番号C108に掲げる在宅 悪性腫瘍等患者指導管理料、区分番号C108 -2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料 及び区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患 者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費 用を除く。)は、緩和ケア病棟入院料に含まれ るものとする。

A311 精神科救急入院料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 診療に係る費用(注3から注5までに規定す る加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算 、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科 措置入院退院支援加算、精神科応急入院施設管 理加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全 対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体 制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ 提出加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支 援加算及び地域医療体制確保加算並びに第2章 第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる 精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門 療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射 線治療並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除 く。)は、精神科救急入院料に含まれるものと する。

3 • 4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、入院した日

番号C108に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料、区分番号C108-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料及び区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。)は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。

A311 精神科救急入院料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 診療に係る費用(注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修所入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科身体合併症管理加算、精神科身体合併症管理加算、患者ケア加算、感染防止対策加算、患者ケアル等を対策加算、感染性が変に対策加算、患者ケアル等を対策加算、感染性が変に対しなり、患者ケアル等を対策加算を受害者を対策がある。 提出加算及び薬剤総合評価調整加算がに第2章第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、精神科教急入院料に含まれるものとする。

3 • 4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、入院した日

から起算して30日を限度として、看護職員夜間 配置加算として、1日(別に厚生労働大臣が定 める日を除く。)につき<u>65点</u>を所定点数に加算 する。

A311-2 精神科急性期治療病棟入院料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 診療に係る費用(注3及び注4に規定する加) 算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加 算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補 助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置 入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、 精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併 症管理加算、重度アルコール依存症入院医療管 理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算 、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリス ク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携 紹介加算、データ提出加算、精神科急性期医師 配置加算 (精神科急性期治療病棟入院料1を算 定するものに限る。)、薬剤総合評価調整加算 並びに排尿自立支援加算並びに第2章第1部医 学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退 院時共同指導料2、第8部精神科専門療法、第 10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療並 びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は 、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるもの とする。

3 • 4 (略)

A311-3 精神科救急・合併症入院料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

から起算して30日を限度として、看護職員夜間 配置加算として、1日(別に厚生労働大臣が定 める日を除く。)につき<u>55点</u>を所定点数に加算 する。

A311-2 精神科急性期治療病棟入院料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 診療に係る費用(注3及び注4に規定する加 算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加 算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補 助体制加算(精神科急性期治療病棟入院料1を 算定するものに限る。)、地域加算、離島加算 、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退 院支援加算、精神科応急入院施設管理加算、精 神科身体合併症管理加算、重度アルコール依存 症入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染 防止対策加算、患者サポート体制充実加算、 褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬 送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精 神科急性期医師配置加算(精神科急性期治療病 棟入院料1を算定するものに限る。) 並びに薬 剤総合評価調整加算並びに第2章第8部精神科 専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部 放射線治療並びに除外薬剤・注射薬に係る費用 を除く。)は、精神科急性期治療病棟入院料に 含まれるものとする。

3 • 4 (略)

A311-3 精神科救急・合併症入院料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 診療に係る費用(注3から注5までに規定す る加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作 業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科 措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加 算、精神科応急入院施設管理加算、医療安全対 策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制 充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精 神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提 出加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援 加算並びに地域医療体制確保加算並びに第2章 第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる 精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門 療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射 線治療並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除 く。) は、精神科救急・合併症入院料に含まれ るものとする。

3 • 4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、入院した日から起算して30日を限度として、看護職員夜間配置加算として、1日(別に厚生労働大臣が定める日を除く。)につき65点を所定点数に加算する。

A311-4 児童・思春期精神科入院医療管理料(1日につき) (略)

注1 (略)

2 診療に要する費用(第2節に規定する臨床研 修病院入院診療加算、<u>医師事務作業補助体制加</u> 算(50対1補助体制加算、75対1補助体制加算

3 • 4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、入院した日から起算して30日を限度として、看護職員夜間配置加算として、1日(別に厚生労働大臣が定める日を除く。)につき55点を所定点数に加算する。

A311-4 児童・思春期精神科入院医療管理料(1日につき) (略)

注1 (略)

2 診療に要する費用(第2節に規定する臨床研 修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、強 度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医 又は100対1補助体制加算に限る。)、地域加算、離島加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算並びに第2章第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔及び第13部第2節病理診断・判断料の費用を除く。)は、児童・思春期精神科入院医療管理料に含まれるものとする。

A 3 1 2 精神療養病棟入院料(1日につき) (略)

注1 (略)

2 診療に係る費用(注3から注6までに規定す る加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 療加算、医師事務作業補助体制加算(50対1補 助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1 補助体制加算に限る。)、地域加算、離島加算 、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退 院支援加算、精神科地域移行実施加算、医療安 全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート 体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受 入加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加 算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管 理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時 共同指導料2、第7部リハビリテーションの区 分番号HOOOに掲げる心大血管疾患リハビリ テーション料、区分番号H001に掲げる脳血 管疾患等リハビリテーション料、区分番号H0 01-2に掲げる廃用症候群リハビリテーショ ン料、区分番号H002に掲げる運動器リハビ

療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算及び薬剤総合評価調整加算並びに第2章第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔及び第13部第2節病理診断・判断料の費用を除く。)は、児童・思春期精神科入院医療管理料に含まれるものとする。

A 3 1 2 精神療養病棟入院料 (1日につき) (略) 注 1 (略)

2 診療に係る費用(注3から注6までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科地域移行実施加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算及び薬剤総合評価調整加算、第2章第8部精神科専門療法に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。

リテーション料、区分番号H003に掲げる呼 吸器リハビリテーション料、区分番号H003 - 2 に掲げるリハビリテーション総合計画評価 料、第8部精神科専門療法並びに除外薬剤・注 射薬に係る費用を除く。)は、精神療養病棟入 院料に含まれるものとする。

 $3 \sim 7$ (略)

A 3 1 3 (略)

A 3 1 4 認知症治療病棟入院料(1日につき)

1 • 2 (略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加 算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加 算、医師事務作業補助体制加算(50対1補助体 制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助 体制加算に限る。)、地域加算、離島加算、精 神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支 援加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全 対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体 制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入 加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算 並びに排尿自立支援加算、第2章第1部医学管 理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時 共同指導料2、第7部リハビリテーションの区 分番号H003-2に掲げるリハビリテーショ ン総合計画評価料(1に限る。)、区分番号日 004に掲げる摂食機能療法、区分番号H00 7-3に掲げる認知症患者リハビリテーション 料、第8部精神科専門療法、第9部処置の区分 番号 | 038に掲げる人工腎臓(入院した日か ら起算して60日以内の期間に限る。)、区分番 $3 \sim 7$ (略)

(略) A 3 1 3

A314 認知症治療病棟入院料(1日につき)

1 • 2 (略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 診療に係る費用(注2及び注3に規定する加 算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加 算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療 加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科身 体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染防 止対策加算、患者サポート体制充実加算、精神 科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出 加算並びに薬剤総合評価調整加算、区分番号H 003-2に掲げるリハビリテーション総合計 画評価料(1に限る。)、区分番号H004に 掲げる摂食機能療法、区分番号H007一3に 掲げる認知症患者リハビリテーション料、第2 章第8部精神科専門療法に係る費用、区分番号 I 0 3 8 に掲げる人工腎臓 (入院した日から起 算して60日以内の期間に限る。)、区分番号 I 400に掲げる特定保険医療材料(入院した日 から起算して60日以内の期間における区分番号 I 0 3 8 に掲げる人工腎臓に係るものに限る。)並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。

-)は、認知症治療病棟入院料に含まれるものと

号 J 4 0 0 に掲げる特定保険医療材料(入院した日から起算して60日以内の期間における区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓に係るものに限る。)並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。

A 3 1 5 · A 3 1 6 (略)

A317 特定一般病棟入院料(1日につき)

1 • 2 (略)

 $注 1 \sim 5$ (略)

6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げ る入院基本料等加算のうち、総合入院体制加算 、 臨床研修病院入院診療加算、 救急医療管理加 算、超急性期脳卒中加算、妊產婦緊急搬送入院 加算、在宅患者緊急入院診療加算、診療録管理 体制加算、医師事務作業補助体制加算、乳幼児 加算・幼児加算、難病等特別入院診療加算、超 重症児(者)入院診療加算·準超重症児(者) 入院診療加算、看護配置加算、看護補助加算、 地域加算、離島加算、療養環境加算、HIV感 染者療養環境特別加算, 一類感染症患者療養環 境特別加算、重症者等療養環境特別加算、小児 療養環境特別加算、無菌治療室管理加算、放射 線治療病室管理加算、緩和ケア診療加算、精神 科リエゾンチーム加算、強度行動障害入院医療 管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理 加算、摂食障害入院医療管理加算、がん拠点病 院加算、栄養サポートチーム加算、医療安全対 策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制 充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、ハ イリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加 する。

A 3 1 5 · A 3 1 6 (略)

A317 特定一般病棟入院料(1日につき)

1·2 (略) 注1~5 (略)

> 6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げ る入院基本料等加算のうち、総合入院体制加算 、臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加 算、超急性期脳卒中加算、妊產婦緊急搬送入院 加算、在宅患者緊急入院診療加算、診療録管理 体制加算、医師事務作業補助体制加算、乳幼児 加算・幼児加算、難病等特別入院診療加算、超 重症児(者)入院診療加算·準超重症児(者) 入院診療加算、看護配置加算、看護補助加算、 地域加算、離島加算、療養環境加算、HIV感 染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環 境特別加算、重症者等療養環境特別加算、小児 療養環境特別加算、無菌治療室管理加算、放射 線治療病室管理加算、緩和ケア診療加算、精神 科リエゾンチーム加算、強度行動障害入院医療 管理加算、重度アルコール依存症入院医療管理 加算、摂食障害入院医療管理加算、がん拠点病 院加算、栄養サポートチーム加算、医療安全対 策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制 充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、ハ イリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加

算、呼吸ケアチーム加算、後発医薬品使用体制加算、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ、2のイ及び3に限る。)、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

 $7 \sim 9$ (略)

A318 地域移行機能強化病棟入院料(1日につき)

(略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 診療に係る費用(注2及び注3本文に規定す る加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診 療加算、医師事務作業補助体制加算(50対1補 助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1 補助体制加算に限る。)、地域加算、離島加算 、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退 院支援加算、医療安全対策加算、感染防止対策 加算、患者サポート体制充実加算、データ提出 加算、薬剤総合評価調整加算並びに排尿自立支 援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B 0 1 5 に掲げる精神科退院時共同指導料 2 、第 8部精神科専門療法(区分番号 I 0 1 1 に掲げ る精神科退院指導料及び区分番号 I 0 1 1 - 2 に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。)並 びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は 、地域移行機能強化病棟入院料に含まれるもの とする。

第4節 短期滞在手術等基本料

区分

A 4 0 0 短期滞在手術等基本料

算、総合評価加算、呼吸ケアチーム加算、後発 医薬品使用体制加算、データ提出加算、入退院 支援加算(1のイ、2のイ及び3に限る。)、 認知症ケア加算、精神疾患診療体制加算及び薬 剤総合評価調整加算について、同節に規定する 算定要件を満たす場合に算定できる。

 $7 \sim 9$ (略)

A318 地域移行機能強化病棟入院料(1日につき)

(略)

注1~3 (略)

4 診療に係る費用(注2及び注3本文に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算並びに薬剤総合評価調整加算、第2章第8部精神科専門療法(区分番号I011-2に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。)に係る費用並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、地域移行機能強化病棟入院料に含まれるものとする。

第4節 短期滞在手術等基本料

区分

A 4 0 0 短期滞在手術等基本料

1 • 2 (略)

3 短期滞在手術等基本料 3 (4 泊 5 日までの場合)

(削る)

<u>イ</u> D 2 9 1 - 2 小児食物アレルギー負荷検査 5,630点

(生活療養を受ける場合にあっては、5,556点)ロ D413 前立腺針生検法10,309点(生活療養を受ける場合にあっては、10,235点)ハ K093-2 関節鏡下手根管開放手術

18,448点

(生活療養を受ける場合にあっては、18,374点) $\underline{-}$ K 1 9 6 - 2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側) $\underline{40,943}$ 点

(生活療養を受ける場合にあっては、<u>40,869点</u>) <u>ホ</u> K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを 挿入する場合 ロ その他のもの(片側)

19,873点

(生活療養を受ける場合にあっては、<u>19,799点</u>) <u>へ K282</u> 水晶体再建術 1 眼内レンズを 挿入する場合 ロ その他のもの(両側)

34,416点

(生活療養を受ける場合にあっては、34,342点)ト K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満18,588点

(生活療養を受ける場合にあっては、18,514点)チ K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 1 初回32,540点(生活療養を受ける場合にあっては、32,466点)

1 • 2 (略)

3 短期滞在手術等基本料3 (4泊5日までの場合)

イD 2 3 7終夜睡眠ポリグラフィー31及び 2 以外の場合9,424点

(生活療養を受ける場合にあっては、9,350点)

<u>ロ</u> D 2 9 1 - 2 小児食物アレルギー負荷検査 6,237点

(生活療養を受ける場合にあっては、6,164点)

<u>ハ D413 前立腺針生検法 11,736点</u>

(生活療養を受ける場合にあっては、<u>11,662点</u>) ニ K 0 9 3 - 2 関節鏡下手根管開放手術

19,747点

(生活療養を受ける場合にあっては、<u>19,673点</u>) <u>ホ</u> K 1 9 6 - 2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側) 42,138点

(生活療養を受ける場合にあっては、42,064点)

<u>へ</u> K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを 挿入する場合 ロ その他のもの(片側)

22,411点

(生活療養を受ける場合にあっては、<u>22,337点</u>) <u>ト</u> K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを

挿入する場合 ロ その他のもの(両側)

<u>37, 839点</u>

(生活療養を受ける場合にあっては、37,765点)<u>チ</u> K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満20,756点

(生活療養を受ける場合にあっては、20,683点)

リK616-4経皮的シャント拡張術・血栓除去術38,243点

(生活療養を受ける場合にあっては、38,169点)

リ K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓 除去術 2 1の実施後3月以内に実施する場 (生活療養を受ける場合にあっては、32,466点) ヌ K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除 21,755点 (生活療養を受ける場合にあっては、<u>21,681点</u>) ル K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法 (一連として) 10,411点 (生活療養を受ける場合にあっては、<u>10,337点</u>) ヲ K617 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮 10,225点 (生活療養を受ける場合にあっては、<u>10,151点</u>) ワ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (3歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合にあっては、<u>31,761点</u>) カ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (3歳以上6歳未満に限る。) 25,358点 (生活療養を受ける場合にあっては、<u>25,284点</u>) ヨ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (6歳以上15歳未満に限る。) 22,597点 (生活療養を受ける場合にあっては、<u>22,523点</u>) タ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳以上に限る。) 24,975点 (生活療養を受ける場合にあっては、<u>24,901点</u>) レ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) (3歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合にあっては、<u>62,270点</u>) ソ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) (3歳以上6歳未満に限る。) 51,773点 (生活療養を受ける場合にあっては、51,699点)

(新設)

ヌ K617 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除 24,242点 (生活療養を受ける場合にあっては、<u>24,168点</u>) ル K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法 (一連として) 12,507点 (生活療養を受ける場合にあっては、<u>12,433点</u>) ヲ K617 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮 11,704点 (生活療養を受ける場合にあっては、<u>11,630点</u>) ワ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (3歳未満に限る。) (生活療養を受ける場合にあっては、<u>35,371点</u>) カ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (3歳以上6歳未満に限る。) 28,368点 (生活療養を受ける場合にあっては、<u>28,294点</u>) ヨ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (6歳以上15歳未満に限る。) 25,578点 (生活療養を受ける場合にあっては、<u>25,505点</u>) タ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳以上に限る。) (生活療養を受ける場合にあっては、<u>25,321点</u>) レ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) (3歳未満に限る。) 69,217点 (生活療養を受ける場合にあっては、<u>69,14</u>3点) ソ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) (3歳以上6歳未満に限る。) 55,428点 (生活療養を受ける場合にあっては、55,354点)

ツ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径へルニア手術(両側)(6歳以上15歳未満に限る。) 40,741点 (生活療養を受ける場合にあっては、40,667点) ネ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径へルニア手術(両側)(15歳以上に限る。) 50,328点 (生活療養を受ける場合にあっては、50,254点) ナ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除 術 1 長径2センチメートル未満 12,739点 (生活療養を受ける場合にあっては、12,665点) ラ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除 術 2 長径2センチメートル以上 15,599点 (生活療養を受ける場合にあっては、15,525点) ム K 7 4 3 痔核手術(脱肛を含む。) 2 硬化療法(四段階注射法によるもの)

11,109点

(生活療養を受ける場合にあっては、11,035点)ウ K768 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 (一連につき)25,597点(生活療養を受ける場合にあっては、25,523点)中 K867 子宮頸部 (腟部) 切除術

16,249点

(生活療養を受ける場合にあっては、<u>16,175点</u>) (削る)

_M 0 0 1 - 2ガンマナイフによる定位放射線治療59,199点(生活療養を受ける場合にあっては、59,125点)注 1 ~ 5(略)第 2 章 特掲診療料

第1部 医学管理等

ツ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)(6歳以上15歳未満に限る。) 44,061点(生活療養を受ける場合にあっては、43,988点)ネ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)(15歳以上に限る。) 51,719点(生活療養を受ける場合にあっては、51,645点)ナ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径 2 センチメートル未満 14,525点(生活療養を受ける場合にあっては、14,451点)ラ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径 2 センチメートル以上 18,141点(生活療養を受ける場合にあっては、14,451点) ス K 7 4 3 痔核手術(脱肛を含む。) 2 硬化療法(四段階注射法によるもの)

12,383点

(生活療養を受ける場合にあっては、12,309点)ウ K768 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 (一連につき)28,268点

(生活療養を受ける場合にあっては、<u>28,194点</u>) 中 K 8 6 7 子宮頸部(腟部)切除術

18,179点

(生活療養を受ける場合にあっては、<u>18,106点</u>)

ノ K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

35, 141点

<u>(生活療養を受ける場合にあっては、35,067点)</u> <u>オ</u> M O O 1 − 2 ガンマナイフによる定位放射

線治療 <u>60,403点</u>

(生活療養を受ける場合にあっては、60,330点)

注1~5 (略)

第2章 特揭診療料

第1部 医学管理等

(削る)

区分

B 0 0 0 特定疾患療養管理料

 $1 \sim 3$ (略)

注1~4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療の際に特定疾患療養管理料を算定す

通則

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生 労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のもの(初診 の患者を除く。)に対して、区分番号B000に掲げる特定疾 患療養管理料、区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導 料、区分番号B001の6に掲げるてんかん指導料、区分番号 B001の7に掲げる難病外来指導管理料、区分番号B001 の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料、区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料、区分番号B001-2-10に 掲げる認知症地域包括診療料又は区分番号B001-3に掲げ る生活習慣病管理料(以下この通則において「特定管理料等 という。)を算定すべき医学管理を継続的に行い、当該医学管 理と情報通信機器を用いた診察を組み合わせた治療計画を策定 し、当該計画に基づき、療養上必要な管理を行った場合は、前 回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間が2月以内の 場合に限り、オンライン医学管理料として、100点に当該期間 の月数を乗じて得た点数を月1回に限り算定する。ただし ンライン医学管理料は、今回受診月に特定管理料等の所定点数 と併せて算定することとし、オンライン医学管理料に係る療養 上必要な管理を行った月において、特定管理料等を算定する場 合は、オンライン医学管理料は算定できない。

区分

B 0 0 0 特定疾患療養管理料

 $1 \sim 3$ (略)

注 1~4 (略)

(新設)

べき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、特定疾患療養管理料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

B 0 0 1 特定疾患治療管理料

1 (略)

2 特定薬剤治療管理料

イ・ロ (略)

 $注 1 \sim 5$ (略)

6 イについては、臓器移植後の患者に対して 、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移 植を行った日の属する月を含め3月に限り、 2,740点を所定点数に加算する。

- 7 イについては、バンコマイシンを投与している患者であって、同一暦月に複数回の血中のバンコマイシンの濃度を測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、530点を所定点数に加算する。
- 8 イについては、注6及び注7に規定する患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、28 0点を所定点数に加算する。
- 9 イについては、ミコフェノール酸モフェチ

B 0 0 1 特定疾患治療管理料

1 (略)

2 特定薬剤治療管理料

イ・ロ (略)

 $注 1 \sim 5$ (略)

6 イについては、臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、2,740点を所定点数に加算し、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、280点を所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

ルを投与している臓器移植後の患者であって、2種類以上の免疫抑制剤を投与されているものについて、医師が必要と認め、同一暦月に血中の複数の免疫抑制剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、6月に1回に限り250点を所定点数に加算する。

10 イについては、エベロリムスを投与している臓器移植後の患者であって、2種類以上の免疫抑制剤を投与されているものについて、医師が必要と認め、同一暦月に血中の複数の免疫抑制剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、エベロリムスの初回投与を行った日の属する月を含め3月に限り月1回、4月目以降は4月に1回に限り250点を所定点数に加算する。

<u>11</u> (略)

3 悪性腫瘍特異物質治療管理料

イ・ロ (略)

- 注1 イについては、悪性腫瘍の患者に対して、 尿中BTAに係る検査を行い、その結果に基 づいて計画的な治療管理を行った場合に、月 1回に限り第1回の検査及び治療管理を行っ たときに算定する。
 - 2 口については、悪性腫瘍の患者に対して、 区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係 る検査(注1に規定する検査を除く。)のう ち1又は2以上の項目を行い、その結果に基 づいて計画的な治療管理を行った場合に、月

(新設)

<u>7</u> (略)

3 悪性腫瘍特異物質治療管理料

イ・ロ (略)

- 注1 イについては、<u>別に厚生労働大臣が定める</u> <u>基準を満たす保険医療機関において、</u>悪性腫瘍の患者に対して、尿中BTAに係る検査を 行い、その結果に基づいて計画的な治療管理 を行った場合に、月1回に限り第1回の検査 及び治療管理を行ったときに算定する。
 - 2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める 基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係る検査(注1に規定する検査を除く。)のうち1又は2以上の項目を

1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。

 $3 \sim 6$ (略)

4 小児特定疾患カウンセリング料

イ 医師による場合

(1) 月の1回目

500点

(2) 月の2回目

400点

ロ 公認心理師による場合

200点

注 小児科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、小児科<u>若しくは</u>心療内科を担当する 医師<u>又は医師の指示を受けた公認心理師</u>が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、2年を限度として月2回に限り算定する。ただし、分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法又は区分番号I004に掲げる心身医学療法を算定している患者については算定しない。

5 小児科療養指導料

(略)

注1 小児科を標榜する保険医療機関において、慢性疾患であって生活指導が特に必要なものを主病とする15歳未満の患者であって入院中以外のものに対して、必要な生活指導を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。

行い、その結果に基づいて計画的な治療管理 を行った場合に、月1回に限り第1回の検査 及び治療管理を行ったときに算定する。

 $3 \sim 6$ (略)

4 小児特定疾患カウンセリング料

(新設)

イ 月の1回目

500点

ロ 月の2回目

400点

(新設)

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児 科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、小児科又は心療内科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、2年を限度として月2回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法又は区分番号I004に掲げる心身医学療法を算定している患者については算定しない。
- 5 小児科療養指導料

(略)

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科を標榜する保険医療機関において、慢性疾患であって生活指導が特に必要なものを主病とする15歳未満の患者であって入院中以外のものに対して、必要な生活指導を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療管理料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定し

 $2 \sim 5$ (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療の際に小児科療養指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、小児科療養指導料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

6 てんかん指導料

(略)

 $注 1 \sim 5$ (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療の際にてんかん指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、てんかん指導料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

7 難病外来指導管理料

(略)

 $注 1 \sim 5$ (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、区分番号A003 に掲げるオンライン診療料に規定する情報通 信機器を用いた診療の際に難病外来指導管理 ている患者については算定しない。 $2 \sim 5$ (略) (新設)

6 てんかん指導料 (略)注1~5 (略)(新設)

7 難病外来指導管理料 (略) 注 1 ~ 5 (略) (新設)

料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用 いて行った場合は、注1の規定にかかわらず 、所定点数に代えて、難病外来指導管理料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回 に限り100点を算定する。

- 8 (略)
- 9 外来栄養食事指導料
- イ 外来栄養食事指導料1

(1) 初回

(2) 2回目以降

260点

① 対面で行った場合 200点

② 情報通信機器を用いた場合 180点

口 外来栄養食事指導料 2

(1) 初回

250点

(2) 2回目以降

190点

- 注1 イの(1)及びイの(2)の①については、入院中 の患者以外の患者であって、別に厚生労働大 臣が定めるものに対して、医師の指示に基づ き管理栄養士が具体的な献立等によって指導 を行った場合に、初回の指導を行った月にあ っては月2回に限り、その他の月にあっては 月1回に限り算定する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た す保険医療機関において、外来化学療法を実 施している悪性腫瘍を有する当該患者に対し て、医師の指示に基づき、第2章第6部の通 則第7号に規定する連携充実加算の施設基準 に該当する管理栄養士が具体的な献立等によ って月2回以上の指導をした場合に限り、月 の2回目の指導時にイの(2)の①の点数を算定 する。ただし、外来化学療法加算を算定した

8 (略)

9 外来栄養食事指導料

(新設)

イ 初回

260点

口 2回目以降

200点

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険 医療機関において、入院中の患者以外の患者で あって、別に厚生労働大臣が定めるものに対し て、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な 献立等によって指導を行った場合に、初回の指 **導を行った月にあっては月2回に限り、その他** の月にあっては月1回に限り算定する。

(新設)

日と同日であること。

- 3 イの(2)の②については、医師の指示に基づき当該医療機関の管理栄養士が電話等によって必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 4 ロについては、診療所において、入院中の 患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣 が定めるものに対して、当該保険医療機関の 医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理 栄養士以外の管理栄養士が具体的な献立等に よって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月 にあっては月1回に限り算定する。
- 10 入院栄養食事指導料 (週1回)

イ・ロ (略)

- 注1 イについては、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、入院中2回に限り算定する。
 - 2 ロについては、<u>診療所において、</u>入院中の 患者であって、別に厚生労働大臣が定めるも のに対して、当該保険医療機関の医師の指示 に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士 が具体的な献立等によって指導を行った場合 に、入院中2回に限り算定する。
 - 3 別に厚生労働大臣が定める患者に対して、 退院後の栄養食事管理について指導するとと

(新設)

(新設)

10 入院栄養食事指導料(週1回)

イ・ロ (略)

- 注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める 基準を満たす保険医療機関において、入院中 の患者であって、別に厚生労働大臣が定める ものに対して、医師の指示に基づき管理栄養 士が具体的な献立等によって指導を行った場 合に、入院中2回に限り算定する。
 - 2 ロについては、<u>別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関(診療所に限る。</u>) において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、当該保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、入院中2回に限り算定する。

(新設)

もに、入院中の栄養管理に関する情報を示す 文書を用いて患者に説明し、これを他の保険 医療機関、介護老人保健施設等又は障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援する法 律(平成17年法律第123号)第34条第1項に 規定する指定障害者支援施設等の医師又は管 理栄養士等と共有した場合に、入院中1回に 限り、栄養情報提供加算として50点を所定点 数に加算する。

11 集団栄養食事指導料

(略)

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする複数の患者に対して、医師の指示に基づき管理栄養士が栄養指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

- 12 心臓ペースメーカー指導管理料
 - イ 着用型自動除細動器による場合 (略)
 - ロ ペースメーカーの場合

300点

ハ植込型除細動器又は両室ペーシング機能付き植込型除細動器の場合520点

注1~4 (略)

5 ロ<u>又はハ</u>を算定する患者について、<u>別に厚</u>生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、前回受診月の翌月から今回受診月の前日までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、<u>それぞれ260点又は480</u>点に当該期間の月数(当該指導を行った月に限り、11月を限度とする。)を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。

11 集団栄養食事指導料

(略)

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険 医療機関において、別に厚生労働大臣が定める 特別食を必要とする複数の患者に対して、医師 の指示に基づき管理栄養士が栄養指導を行った 場合に、患者1人につき月1回に限り算定する
- 12 心臓ペースメーカー指導管理料 イ 着用型自動除細動器による場合

ロイ以外の場合

(略) 360点

(新設)

注 1~4 (略)

5 ロを算定する患者について、前回受診月の 翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔 モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、 320点に当該期間の月数(当該指導を行った 月に限り、11月を限度とする。)を乗じて得 た点数を、所定点数に加算する。

- 13 (略)
- 14 高度難聴指導管理料

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

- 3 区分番号 K 3 2 8 に掲げる人工内耳植込術を行った患者に対して、人工内耳用音声信号処理装置の機器調整を行った場合は、人工内耳機器調整加算として6歳未満の乳幼児については3月に1回に限り、6歳以上の患者については6月に1回に限り800点を所定点数に加算する。
- 15 (略)
- 16 喘息治療管理料

イ・ロ (略)

注1 イについては、入院中の患者以外の喘息の 患者に対して、ピークフローメーターを用い て計画的な治療管理を行った場合に、月1回 に限り算定する。

- 2 (略)
- 3 ロについては、入院中の患者以外の喘息の 患者(6歳未満又は65歳以上のものに限る。)であって、吸入ステロイド薬を服用する際 に吸入補助器具を必要とするものに対して、 吸入補助器具を用いた服薬指導等を行った場 合に、初回に限り算定する。
- 17 (略)
- 18 小児悪性腫瘍患者指導管理料 (略) 注1 小児科を標榜する保険医療機関において、

- 13 (略)
- 14 高度難聴指導管理料

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

(新設)

- 15 (略)
- 16 喘息治療管理料

イ・ロ (略)

- 注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める <u>基準を満たす保険医療機関において、</u>入院中 の患者以外の喘息の患者に対して、ピークフ ローメーターを用いて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 (略)
 - 3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める 基準を満たす保険医療機関において、入院中 の患者以外の喘息の患者(6歳未満又は65歳 以上のものに限る。)であって、吸入ステロ イド薬を服用する際に吸入補助器具を必要と するものに対して、吸入補助器具を用いた服 薬指導等を行った場合に、初回に限り算定する。
- 17 (略)
- 18 小児悪性腫瘍患者指導管理料 (略)
 - 注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小

悪性腫瘍を主病とする15歳未満の患者であって入院中の患者以外のものに対して、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者については算定しない。

 $2 \sim 4$ (略)

 $19\sim 22$ (略)

23 がん患者指導管理料

イ~ハ (略)

<u>ニ</u> <u>医師が遺伝子検査の必要性等について文書により説明を行った場合</u> 300点

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 二については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該患者の同意を得て、当該医療機関の保険医が、区分番号D006-18に掲げるBRCA1/2遺伝子検査の血液を検体とするものを実施する前にその必要性及び診療方針等について文書により説明を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

<u>5</u>・<u>6</u> (略)

24 外来緩和ケア管理料

(略)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、緩和ケアを要する 入院中の患者以外の患者(症状緩和を目的と 児科を標榜する保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする15歳未満の患者であって入院中の患者以外のものに対して、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者

 $2 \sim 4$ (略)

については算定しない。

 $19\sim 22$ (略)

23 がん患者指導管理料

イ~ハ (略)

(新設)

注 1 ~ 3 (略) (新設)

<u>4</u>・<u>5</u> (略)

24 外来緩和ケア管理料

(略)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、緩和ケアを要する 入院中の患者以外の患者(がん性疼痛の症状 して麻薬が投与されている患者に限る。)に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

 $2 \sim 4$ (略)

25 • 26 (略)

27 糖尿病诱析予防指導管理料

(略)

注1~5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療の際に糖尿病透析予防指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、糖尿病透析予防指導管理料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

28 小児運動器疾患指導管理料 (略)

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険 医療機関において、入院中の患者以外の患者で あって、運動器疾患を有する12歳未満のものに 対し、小児の運動器疾患に関する専門の知識を 有する医師が、計画的な医学管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に、6月に 1回(初回算定日の属する月から起算して6月 以内は月1回)に限り算定する。ただし、同一 月に区分番号B001の5に掲げる小児科療養 指導料を算定している患者については、算定で きない。 緩和を目的として麻薬が投与されている患者に限る。)に対して、当該保険医療機関の保 険医、看護師、薬剤師等が共同して療養上必 要な指導を行った場合に、月1回に限り算定 する。

 $2 \sim 4$ (略)

25 • 26 (略)

27 糖尿病透析予防指導管理料

(略)

注 1 ~ 5 (略)

(新設)

28 小児運動器疾患指導管理料

(略)

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険 医療機関において、地域において診療を担う他 の保険医療機関から紹介された入院中の患者以 外の患者であって、運動器疾患を有する6歳未 満のものに対し、小児の運動器疾患に関する専 門の知識を有する医師が、計画的な医学管理を 継続して行い、療養上必要な指導を行った場合 に、6月に1回に限り算定する。ただし、同一 月に区分番号B001の5に掲げる小児科療養 指導料を算定している患者については、算定で きない。 29 (略)

30 婦人科特定疾患治療管理料

250,5

- 注1 婦人科又は産婦人科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の器質性月経困難症の患者であって、ホルモン剤(器質性月経困難症に対して投与されたものに限る。)を投与している患者に対して、婦人科又は産婦人科を担当する医師が、患者の同意を得て、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、3月に1回に限り算定する。
 - 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

31 腎代替療法指導管理料

500点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、慢性腎臓病の患者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)であって、入院中の患者以外の患者に対して、当該患者の同意を得て、看護師と共同して、患者と診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき2回に限り算定する。
 - <u>2</u> 1回の指導時間は30分以上でなければなら ないものとする。

B001-2 小児科外来診療料(1日につき)

1・2 (略)

注1 小児科を標榜する保険医療機関において、入 院中の患者以外の患者(6歳未満の乳幼児に限 29 (略)

(新設)

(新設)

B001-2 小児科外来診療料(1日につき)

1・2 (略)

注1 小児科を標榜する保険医療機関において、入 院中の患者以外の患者(3歳未満の乳幼児に限 る。) に対して診療を行った場合に、保険医療 機関単位で算定する。

2 (略)

- 3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲 げる初診料の注7、注8及び注10に規定する加 算、区分番号A001に掲げる再診料の注5及 び注6に規定する加算、区分番号A002に掲 げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算 、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携 小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2 -5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号 B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医 学管理料、区分番号B010に掲げる診療情報 提供料(I)、区分番号B011に掲げる診療情報 提供料団及び区分番号C000に掲げる往診料 (同区分番号の注1から注3までに規定する加 算を含む。)を除き、診療に係る費用は、小児 科外来診療料に含まれるものとする。ただし、 区分番号A000に掲げる初診料の注7及び注 8に規定する加算を算定する場合については、 それぞれの加算点数から115点を減じた点数を 、区分番号A001に掲げる再診料の注5及び 注6に規定する加算並びに区分番号A002に 掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加 算を算定する場合については、それぞれの加算 点数から70点を減じた点数を算定するものとす る。
- 4 1のイ又は2のイについて、別に厚生労働大 臣が定める施設基準を満たす保険医療機関にお いて、急性気道感染症又は急性下痢症により受 診した患者であって、診察の結果、抗菌薬の投

る。) に対して診療を行った場合に、保険医療 機関単位で算定する。

2 (略)

- 3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲 げる初診料の注7、注8及び注12に規定する加 算、区分番号A001に掲げる再診料の注5及 び注6に規定する加算、区分番号A002に掲 げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算 、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携 小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2 -5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号 B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医 学管理料、区分番号B010に掲げる診療情報 提供料(I)及び区分番号 С 0 0 0 に掲げる往診料 (同区分番号の注1から注3までに規定する加 算を含む。)を除き、診療に係る費用は、小児 科外来診療料に含まれるものとする。ただし、 区分番号A000に掲げる初診料の注7及び注 8に規定する加算を算定する場合については、 それぞれの加算点数から115点を減じた点数を 、区分番号A001に掲げる再診料の注5及び 注6に規定する加算並びに区分番号A002に 掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加 算を算定する場合については、それぞれの加算 点数から70点を減じた点数を算定するものとす る。
- 4 1のイ又は2のイについて、別に厚生労働大 臣が定める施設基準を満たす保険医療機関にお いて、急性気道感染症又は急性下痢症により受 診した患者であって、診察の結果、抗菌薬の投

与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、月1回に限り80点を所定点数に加算する。

 $B \ 0 \ 0 \ 1 - 2 - 2$ (略)

B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料 (略)

注 小児科を標榜する保険医療機関において、小児 科を担当する医師が、3歳未満の乳幼児に対する 初診時に、育児、栄養その他療養上必要な指導を 行った場合に算定する。

 $B \ 0 \ 0 \ 1 - 2 - 4 \cdot B \ 0 \ 0 \ 1 - 2 - 5$ (略)

B001-2-6 夜間休日救急搬送医学管理料 (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要な医学管理を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 救急搬送看護体制加算1

400点

口 救急搬送看護体制加算 2

200点

 $B \ 0 \ 0 \ 1 - 2 - 7 \cdot B \ 0 \ 0 \ 1 - 2 - 8$ (略)

B001-2-9 地域包括診療料(月1回)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 地域包括診療を受けている患者に対して行った注3に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5から注7までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B010に掲

与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、80点を所定点数に加算する。

 $B \ 0 \ 0 \ 1 - 2 - 2$ (略)

B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料

(略)

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科 を標榜する保険医療機関において、小児科を担当 する医師が、3歳未満の乳幼児に対する初診時に 、育児、栄養その他療養上必要な指導を行った場 合に算定する。

 $B \ 0 \ 0 \ 1 - 2 - 4 \cdot B \ 0 \ 0 \ 1 - 2 - 5$ (略)

B001-2-6 夜間休日救急搬送医学管理料 (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要な医学管理を行った場合は、<u>救急搬送看護体制加算として、200点を所定</u>点数に加算する。

(新設)

(新設)

 $B \ 0 \ 0 \ 1 - 2 - 7 \cdot B \ 0 \ 0 \ 1 - 2 - 8$ (略)

B 0 0 1 - 2 - 9 地域包括診療料 (月 1 回)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 地域包括診療を受けている患者に対して行った注3に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5から注7まで<u>及び注16</u>に規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B0

げる診療情報提供料(II)、区分番号B011に掲げる診療情報提供料(II)、第2章第2部在宅医療(区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(II)、区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(II)、区分番号C002-2に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料を除く。)並びに第5部投薬(区分番号F100に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処方等により、上までは、出まででは、といいのでは、地域包括診療料に含まれるものとする。とする。とする。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療の際に地域包括診療料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、地域包括診療料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

B001-2-10 認知症地域包括診療料(月1回)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 認知症地域包括診療を受けている患者に対して行った注3に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5から注7までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地

10に掲げる診療情報提供料(II)、第2章第2部在宅医療(区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(II)、区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(II)、区分番号C002に掲げる在宅患者訪問診療料(II)、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号F1002に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処方箋料を除く。)を除く費用は、地域包括診療料に含まれるものとする。ただし、患者のび処置に係る費用は、所定点数が550点未満のものに限り、当該診療料に含まれるものとする。

3 (略)(新設)

B001-2-10 認知症地域包括診療料(月1回)

1 • 2 (略)

注 1 (略)

2 認知症地域包括診療を受けている患者に対して行った注3に規定する加算、区分番号A00 1に掲げる再診料の注5から注7まで<u>及び注16</u> に規定する加算、区分番号B001-2-2に

域連携小児夜間·休日診療料、区分番号B01 0に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)、区分番号 B 0 1 1に掲げる診療情報提供料(Ⅲ)、第2章第2部在 宅医療(区分番号C001に掲げる在宅患者訪 問診療料(1)、区分番号С001-2に掲げる在 宅患者訪問診療料(Ⅱ)、区分番号С002に掲げ る在宅時医学総合管理料及び区分番号C002 - 2 に掲げる施設入居時等医学総合管理料を除 く。) 並びに第5部投薬(区分番号F100に 掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処 方箋料を除く。)を除く費用は、認知症地域包 括診療料に含まれるものとする。ただし、患者 の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断 及び処置に係る費用は、所定点数が550点未満 のものに限り、当該診療料に含まれるものとす る。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療の際に認知症地域包括診療料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、認知症地域包括診療料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

B001-2-11 小児かかりつけ診療料(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料(II)、第2章第2部在宅医療(区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(II)、区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(II)、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料を除く。)並びに第5部投薬(区分番号F100に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処方箋料を除く。)を除く費用は、認知症地域包括診療料に含まれるものとする。ただし、患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用は、所定点数が550点未満のものに限り、当該診療料に含まれるものとする。

3 (略) (新設)

B 0 0 1 - 2 - 11 小児かかりつけ診療料 (1日につき)

1 • 2 (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

険医療機関において、未就学児(<u>6</u>歳以上の患者にあっては、<u>6</u>歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る。)の患者であって入院中の患者以外のものに対して診療を行った場合に算定する。

2 (略)

- 3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲 げる初診料の注7、注8及び注10に規定する加 算、区分番号A001に掲げる再診料の注5及 び注6に規定する加算、区分番号A002に掲 げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算 、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携 小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2 - 5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号 B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医 学管理料、区分番号B009に掲げる診療情報 提供料(I)、区分番号B009-2に掲げる電子 的診療情報評価料、区分番号B010に掲げる 診療情報提供料(I)、区分番号B011に掲げる 診療情報提供料Ⅲ並びに区分番号C000に掲 げる往診料 (同区分番号の注1から注3までに 規定する加算を含む。)を除き、診療に係る費 用は、小児かかりつけ診療料に含まれるものと する。
- 4 1のイ又は2のイについて、別に厚生労働大 臣が定める施設基準を満たす保険医療機関にお いて、急性気道感染症又は急性下痢症により受 診した患者であって、診察の結果、抗菌薬の投 与の必要性が認められないため抗菌薬を使用し ないものに対して、療養上必要な指導及び検査 結果の説明を行い、文書により説明内容を提供

険医療機関において、未就学児(<u>3</u>歳以上の患者にあっては、<u>3</u>歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る。)の患者であって入院中の患者以外のものに対して診療を行った場合に算定する。

2 (略)

- 3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲 げる初診料の注7、注8及び注12に規定する加 算、区分番号A001に掲げる再診料の注5及 び注6に規定する加算、区分番号A002に掲 げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算 、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携 小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2 -5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号 BOO1-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医 学管理料、区分番号B009に掲げる診療情報 提供料(I)、区分番号B009-2に掲げる電子 的診療情報評価料、区分番号B010に掲げる 診療情報提供料(II)並びに区分番号C000に掲 げる往診料 (同区分番号の注1から注3までに 規定する加算を含む。)を除き、診療に係る費 用は、小児かかりつけ診療料に含まれるものと する。
- 4 1のイ又は2のイについて、別に厚生労働大 臣が定める施設基準を満たす保険医療機関にお いて、急性気道感染症又は急性下痢症により受 診した患者であって、診察の結果、抗菌薬の投 与の必要性が認められないため抗菌薬を使用し ないものに対して、療養上必要な指導及び検査 結果の説明を行い、文書により説明内容を提供

した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、<u>月に1回に限り</u>80点を所定点数に加算する

0

B001-3 生活習慣病管理料

1 • 2 (略)

注1 保険医療機関(許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。)において、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者(入院中の患者を除く。)に対して、当該患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合にあっては、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。

2 · 3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療の際に生活習慣病管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数に代えて、生活習慣病管理料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する

0___

B001-3-2 ニコチン依存症管理料

1 ニコチン依存症管理料1

<u>イ</u> 初回

ロ 2回目から4回目まで

230点

した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、80点を所定点数に加算する。

B001-3 生活習慣病管理料

1 • 2 (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険 医療機関(許可病床数が200床未満の病院又は 診療所に限る。)において、脂質異常症、高血 圧症又は糖尿病を主病とする患者(入院中の患 者を除く。)に対して、当該患者の同意を得て 治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生 活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合 に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を 主病とする場合にあっては、区分番号C101 に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定してい るときは、算定できない。

2 • 3 (略)

(新設)

B 0 0 1 - 3 - 2 ニコチン依存症管理料 (新設)

<u>1</u> 初回

230点

2 2回目から4回目まで

184点

(1) 対面で行った場合

184点

(2) 情報通信機器を用いた場合

155点 180点

<u>ハ</u> 5回目

2 ニコチン依存症管理料2(一連につき)

800点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、禁煙を希望する患者であ って、スクリーニングテスト (TDS) 等によ りニコチン依存症であると診断されたものに対 し、治療の必要を認め、治療内容等に係る説明 を行い、当該患者の同意を文書により得た上で 、禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行 うとともに、その内容を文書により情報提供し た場合に、1の場合は5回に限り、2の場合は 初回時に1回に限り算定する。ただし、別に厚 生労働大臣が定める基準を満たさない場合には 、それぞれの所定点数の100分の70に相当する 点数により算定する。

2 (略)

3 1のロの(2)を算定する場合は、区分番号A0 01に掲げる再診料、区分番号A002に掲げ る外来診療料、区分番号A003に掲げるオン ライン診療料、区分番号C000に掲げる往診 料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診 療料(1)又は区分番号С001-2に掲げる在宅 患者訪問診療料(II)は別に算定できない。

 $B \ 0 \ 0 \ 1 - 4 \sim B \ 0 \ 0 \ 1 - 6$ (8)

B001-7 リンパ浮腫指導管理料

(略) B001-7 リンパ浮腫指導管理料

注1 保険医療機関に入院中の患者であって、鼠径

(新設) (新設)

3 5回目 (新設)

180点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、禁煙を希望する患者であ って、スクリーニングテスト(TDS)等によ りニコチン依存症であると診断されたものに対 し、治療の必要を認め、治療内容等に係る説明 を行い、当該患者の同意を文書により得た上で 、禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行 うとともに、その内容を文書により情報提供し た場合に、5回に限り算定する。ただし、別に 厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に は、それぞれの所定点数の100分の70に相当す る点数により算定する。

2 (略) (新規)

 $B \ 0 \ 0 \ 1 - 4 \sim B \ 0 \ 0 \ 1 - 6$ (略)

(略)

注1 保険医療機関に入院中の患者であって、子宮

えき か

部、骨盤部若しくは腋窩のリンパ節部郭清を伴う悪性腫瘍に対する手術を行ったもの又は原発性リンパ浮腫と診断されたものに対して、当該手術を行った日の属する月又はその前月若しくは翌月のいずれか(原発性リンパ浮腫と診断されたものにあっては、当該診断がされた日の属する月又はその翌月のいずれかをいう。)に、医師又は医師の指示に基づき看護師、理学療法士若しくは作業療法士が、リンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、入院中1回に限り算定する。

2 (略)

B 0 0 1 - 8 (略)

B001-9 療養・就労両立支援指導料

1 初回

800点

2 2回目以降

400点

- 注1 1については、別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患している患者に対して、当該患者と当該患者を使用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の内容を踏まえ、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、当該患者が勤務する事業場において選任されている産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者若しくは安全衛生推進者又は労働者の健康管理等を行う保健師(以下「産業医等」という。)に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と治療の両立に必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 <u>2については、当該保険医療機関において1</u> を算定した患者について、就労の状況を考慮し

悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍又は腋窩部郭清を伴う乳腺悪性腫瘍に対する手術を行ったものに対して、当該手術を行った日の属する月又はその前月若しくは翌月のいずれかに、医師又は医師の指示に基づき看護師、理学療法士若しくは作業療法士が、リンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、入院中1回に限り算定する。

2 (略)

B 0 0 1 - 8 (略)

B001-9 療養・就労両立支援指導料

1,000点

(新設)

(新設)

- 注1 がんと診断された患者(産業医(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条第1項に規定する産業医をいう。以下同じ。)が選任されている事業場において就労しているものに限る。)について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、産業医に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と治療の両立に必要な情報を文書により提供した上で、当該産業医から助言を得て、治療計画の見直しを行った場合に、6月に1回に限り算定する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医

て療養上の指導を行った場合に、1を算定した 日の属する月から起算して3月を限度として、 月1回に限り算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。

4 (略)

 $B \ 0 \ 0 \ 2 \sim B \ 0 \ 0 \ 5 - 6$ (略)

B 0 0 5 - 6 - 2 がん治療連携指導料 (略)

注1 (略)

2 注1の規定に基づく計画策定病院への文書の 提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報 提供料(I)及び区分番号B011に掲げる診療情 報提供料(II)の費用は、所定点数に含まれるもの とする。

 $B \ 0 \ 0 \ 5 - 6 - 3 \cdot B \ 0 \ 0 \ 5 - 6 - 4$ (略)

B005-7 認知症専門診断管理料

1 • 2 (略)

注1・2 (略)

3 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)及び区分番号B011に 掲げる診療情報提供料(II)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

4 (略)

B005-7-2 認知症療養指導料

 $1 \sim 3$ (略)

注1~3 (略)

療機関においては、相談体制充実加算として、 500点を所定点数に加算する。

(新設)

3 (略)

 $B \ 0 \ 0 \ 2 \sim B \ 0 \ 0 \ 5 - 6$ (略)

B005-6-2 がん治療連携指導料

注 1 (略)

2 注1の規定に基づく計画策定病院への文書の 提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報 提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものと する。

(略)

 $B \ 0 \ 0 \ 5 - 6 - 3 \cdot B \ 0 \ 0 \ 5 - 6 - 4$ (略)

B005-7 認知症専門診断管理料

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

4 (略)

B005-7-2 認知症療養指導料

 $1 \sim 3$ (略)

注1~3 (略)

4 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)及び区分番号B011に 掲げる診療情報提供料(II)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

5 (略)

B 0 0 5 - 7 - 3 認知症サポート指導料 (略)

注1 (略)

2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への助言に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)及び区分番号B011に掲げる診療情報提供料(II)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B 0 0 5 - 8 (略)

B 0 0 5 - 9 外来排尿自立指導料

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に<u>おいて、</u>入院中<u>の患者以外</u>の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、包括的な排尿ケアを行った場合に、患者1人につき、週1回に限り、区分番号A251に掲げる排尿自立支援加算を算定した期間と通算して12週を限度として算定する。ただし、区分番号C106に掲げる在宅自己導尿指導管理料を算定する場合は、算定できない。

B 0 0 5 $-10 \cdot$ B 0 0 5 -10-2 (略)

B 0 0 5-11 遠隔連携診療料

500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保 険医療機関において、対面による診療を行ってい る患者であって、別に厚生労働大臣が定めるもの に対して、診断を目的として、当該施設基準を満 4 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

5 (略)

B 0 0 5 - 7 - 3 認知症サポート指導料

(略)

注1 (略)

2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への助 言に係る区分番号B009に掲げる診療情報提 供料(I)の費用は、所定点数に含まれるものとす る。

B 0 0 5 - 8 (略)

B005-9 排尿自立指導料

(略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、包括的な排尿ケアを行った場合に、患者1人につき、週1回に限り<u>6週</u>を限度として算定する。

B 0 0 5 - 10・B 0 0 5 - 10 - 2 (略) (新設) たす難病又はてんかんに関する専門的な診療を行っている保険医療機関の医師と情報通信機器を用いて連携して診療を行った場合に、当該診断の確定までの間に3月に1回に限り算定する。

 $B \ 0 \ 0 \ 6 \sim B \ 0 \ 0 \ 8 - 2$ (8)

B 0 0 9 診療情報提供料(I)

(略)

注1~6 (略)

7 保険医療機関が、児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通学する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する

0

8~13 (略)

- 14 保険医療機関が、患者の口腔機能の管理の必要を認め、歯科診療を行う他の保険医療機関に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、診療情報を示す文書を添えて、患者の紹介を行った場合は、歯科医療機関連携加算1として、100点を所定点数に加算する。
- 15 保険医療機関が、周術期等における口腔機能管理の必要を認め、当該患者又はその家族等の同意を得て、歯科を標榜する他の保険医療機関に当該患者が受診する日の予約を行った上で患者の紹介を行った場合は、歯科医療機関連携加算2として100点を所定点数に加算する。

B 0 0 6 ~ B 0 0 8 - 2 (略)
B 0 0 9 診療情報提供料(I) (略)
注 1 ~ 6 (略)
(新設)

 $7 \sim 12$ (略)

13 保険医療機関が、患者の口腔機能の管理の必要を認め、歯科診療を行う他の保険医療機関に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、診療情報を示す文書を添えて、患者の紹介を行った場合は、歯科医療機関連携加算として、100点を所定点数に加算する。

(新設)

 $16 \sim 18$ (略)

 $B \ 0 \ 0 \ 9 - 2 \sim B \ 0 \ 1 \ 0 - 2$ (略)

B011 診療情報提供料(II)

150点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定 める基準を満たす他の保険医療機関から紹介された れた患者又は他の保険医療機関から紹介された 別に厚生労働大臣が定める患者について、当該 患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに 応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書 を提供した場合(区分番号A000に掲げる初 診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機 関に次回受診する日の予約を行った場合はこの 限りでない。)に、提供する保険医療機関ごと に患者1人につき3月に1回に限り算定する。
 - 2 注1に規定する患者以外の患者については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合(区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。)に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。
 - 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定 める患者について、診療に基づき、頻回の情報 提供の必要を認め、当該患者を紹介した他の保 険医療機関に情報提供を行った場合は、注1の

 $\frac{14}{\sim} \frac{16}{16}$ (略) B 0 0 9 - 2 \sim B 0 1 0 - 2 (略) (新設) 規定にかかわらず、月1回に限り算定する。

4 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I) (同一の保険医療機関に対して紹介を行った場合に限る。)を算定した月は、別に算定できない。

 $B \ 0 \ 1 \ 1 - 2 \sim B \ 0 \ 1 \ 3$ (略)

B 0 1 4 退院時薬剤情報管理指導料

(略)

注1 (略)

2 保険医療機関が、入院前の内服薬を変更又は 中止した患者について、保険薬局に対して、患 者又はその家族等の同意を得て、その理由や変 更後の患者の状況を文書により提供した場合に 、退院時薬剤情報連携加算として、60点を所定 点数に加算する。

B 0 1 5 精神科退院時共同指導料

- 1 精神科退院時共同指導料1 (外来を担う保険医療機関又は在宅療養担当医療機関の場合)
 - <u>イ</u> 精神科退院時共同指導料(I)

<u>1,500点</u>

- □ 精神科退院時共同指導料(I)
- 900点
- 2 精神科退院時共同指導料 2 (入院医療を提供する保険医療機関の場合) 700点
- 注1 1のイについては、精神保健福祉法第29条若しくは第29条の2に規定する入院措置に係る患者、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号に規定する同法による入院若しくは同法第42条第1項第2号に規定する同法による通院をしたことがあるもの又は当該入院の期間が1年以上のもの(以下この区分番号において「措置入院者等」という。)に対して、

 B 0 1 1
 ~ B 0 1 3
 (略)

 B 0 1 4
 退院時薬剤情報管理指導料
 (略)

 注
 (略)

 (新設)

当該患者の外来を担う保険医療機関又は在宅療養担当医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関が、当該患者が入院している他の保険医療機関と共同して、当該患者の同意を得て、退院後の療養上必要な説明及び指導を行った上で、支援計画を作成し、文書により情報提供した場合に、入院中に1回に限り算定する。

- 2 1の口については、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該患者の外来を担う保険医療機関又は在宅療養担当医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関が、当該患者が入院している他の保険医療機関と共同して、当該患者の同意を得て、退院後の療養上必要な説明及び指導を行った上で、支援計画を作成し、文書により情報提供した場合に、入院中に1回に限り算定する。
- 3 1について、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A003に掲げるオンライン診療料、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(I)、区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)又は区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)以は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(II)は別に算定できない。
- 4 2については、精神病棟に入院している患者であって、他の保険医療機関において1を算定するものに対して、当該患者が入院している保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定め

る基準を満たす保険医療機関が、当該患者の外来を担う保険医療機関又は在宅療養担当医療機関と共同して、当該患者の同意を得て、退院後の療養上必要な説明及び指導を行った上で、支援計画を作成し、文書により情報提供した場合に、入院中に1回に限り算定する。ただし、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅱ)、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2又は区分番号I011に掲げる精神科退院指導料は、別に算定できない。

 $B \ 0 \ 1 \ 6 \sim B \ 0 \ 1 \ 8$ (略)

第2部 在宅医療

通則

 $1 \sim 4$ (略)

第1節 在宅患者診療・指導料

区分

 $C 0 0 0 \sim C 0 0 1 - 2$ (略)

C 0 0 2 在宅時医学総合管理料(月1回)

 $1 \sim 3$ (略)

注1~11 (略)

12 <u>1から3までにおいて、</u>別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地方 厚生局長等に届け出た保険医療機関において、 別に厚生労働大臣が定める患者に対して、情報 通信機器を用いた診察(訪問診療と同日に行う 場合を除く。)による医学管理を行っている場 合に、オンライン在宅管理料として100点を所 定点数に加えて算定できる。

 $C \ 0 \ 0 \ 2 - 2 \sim C \ 0 \ 0 \ 4$ (略)

B 0 1 <u>5</u>~B 0 1 8 (略) 第 2 部 在宅医療

通則

 $1 \sim 4$ (略)

第1節 在宅患者診療・指導料

区分

 $C 0 0 0 \sim C 0 0 1 - 2$ (略)

C 0 0 2 在宅時医学総合管理料(月1回)

 $1 \sim 3$ (略)

注 1~11 (略)

12 <u>1のイの(3)若しくは口の(3)、2のハ又は3の</u> <u>ハの場合であって、</u>別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生局 長等に届け出た保険医療機関において、別に厚 生労働大臣が定める患者に対して、情報通信機 器を用いた診察(訪問診療と同日に行う場合を 除く。)による医学管理を行っている場合に、 オンライン在宅管理料として100点を所定点数 に加えて算定できる。<u>ただし、連続する3月は</u> 算定できない。

 $C \ 0 \ 0 \ 2 - 2 \sim C \ 0 \ 0 \ 4$ (略)

C005 在宅患者訪問看護・指導料(1日につき)

 $1 \sim 3$ (略)

注 1~14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合には、訪問看護・指導体制充実加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。

16 • 17 (略)

C 0 0 5 - 1 - 2 同一建物居住者訪問看護・指導料(1日につき)

 $1 \sim 3$ (略)

注1 1及び2については、保険医療機関が、在宅 で療養を行っている患者(同一建物居住者に限 る。) であって通院が困難なものに対して、診 療に基づく訪問看護計画により、看護師等を訪 問させて看護又は療養上必要な指導を行った場 合に、患者1人について日単位で算定する。た だし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者 以外の患者については、区分番号C005に掲 げる在宅患者訪問看護・指導料(3を除く。) 又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護 ・指導料を算定する日と合わせて週3日(保険 医療機関が、診療に基づき患者の急性増悪等に より一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要 を認めて、訪問看護・指導を行う場合にあって は、1月に1回(別に厚生労働大臣が定めるも のについては、月2回)に限り、週7日(当該 診療の日から起算して14日以内の期間に行われ る場合に限る。))を限度とする。

C005在宅患者訪問看護・指導料(1日につき)1~3(略)注1~14(略)(新設)

15・16 (略)

C 0 0 5 - 1 - 2 同一建物居住者訪問看護・指導料 (1日につき)

 $1 \sim 3$ (略)

注1 1及び2については、保険医療機関が、在宅 で療養を行っている患者(同一建物居住者に限 る。注8及び注9において同じ。)であって通 院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看 護計画により、看護師等を訪問させて看護又は 療養上必要な指導を行った場合に、患者1人に ついて日単位で算定する。ただし、別に厚生労 働大臣が定める疾病等の患者以外の患者につい ては、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問 看護・指導料(3を除く。)又は区分番号 I O 12に掲げる精神科訪問看護・指導料を算定す る日と合わせて调3日(保険医療機関が、診療 に基づき患者の急性増悪等により一時的に頻回 の訪問看護・指導を行う必要を認めて、訪問看 護・指導を行う場合にあっては、1月に1回(別に厚生労働大臣が定めるものについては、月 2回)に限り、週7日(当該診療の日から起算 して14日以内の期間に行われる場合に限る。)

- 2 (略)
- 3 1及び2については、注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は同注ただし書の規定に基づき週7日を限度として所定点数を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合は、難病等複数回訪問加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。
 - イ 1日に2回の場合

(1) 同一建物内1人

450点

(2) 同一建物内2人

450点

(3) 同一建物内3人以上

400点

- 口 1日に3回以上の場合
 - (1) 同一建物内1人

800点

(2) 同一建物内2人

800点

(3) 同一建物内3人以上

720点

- 4 1及び2については、同時に複数の看護師等による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の複数の看護師等が同時に訪問看護・指導を行うことについて当該患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週1日を、ハの場合にあっては週1日を、ハの場合にあっては週1日を、これでは近1日を限度として算定する。
 - イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う

-)を限度とする。
- 2 (略)

(新設)

	看護	師	等	が・	他	の	保	健	師	,	助	産	師	又	は	看	護	師と	<u>.</u>
	同時	に	訪	問	看	護	•	指	導	を	行	う	場	合					
	(1)	同	_	建:	物	内	1	人									4	50点	į
	(2)	同	_	建:	物	内	2	人									4	50点	<u>-</u>
	(3)	同		建:	物	内	3	人	以	<u>上</u>							4	点00点	į
口	所	定	点	数	を	算	定	す	る	訪	問	看	護	•	指	導	を	行う	
	看護	師	等	が	他	の	准	看	護	師	と	同	時	に	訪	問	看	護・	_
	指導	を	行	う:	場	合													
	(1)	同		建:	物	内	1	人									3	点08	į
	(2)	同	_	建:	物	内	2	人									3	80点	į
	(3)	同	_	建:	物	内	3	人	以	<u>上</u>							3	40点	į
ハ	所	定	点	数	を	算	定	す	る	訪	問	看	護	•	指	導	を	行う	
	看護	師	等	が	看	護	補	助	者	と	同	時	に	訪	問	看	護	・指	i
	導を	行	う	場	合	(別	に	厚	生	労	働	大	臣	が	定	め	る場	Ī
	合を	除	<	0 /)														
	<u>(1)</u>	同	<u> </u>	建:	物	内	1	人									3	点00点	į
	(2)	同		建:	物	内	2	人									3	点00点	į
	(3)	同	<u> </u>	建:	物	内	3	人	以	<u>上</u>							2	70点	į
=	所	定	点	数	を	算	定	す	る	訪	問	看	護	•	指	導	を	行う	
	看護	師	等	が	看	護	補	助	者	と	同	時	に	訪	問	看	護	• 指	ì
	導を	行	う	場	合	(別	に	厚	生	労	働	大	臣	が	定	め	る場	Ī
	<u>合に</u>	限	る	0 /)														
	<u>(1)</u>	1	日	に	1	口	0)	場	合										
	1	-		<u> </u>					_								3	点00点	<u> </u>
	2		同	<u> </u>	建:	物	内	2	人								3	00点	<u>,</u>
	3		同	<u> </u>	建:	物	内	3	人	以	<u>上</u>						2	70点	<u>,</u>
	(2)	1	日	に	2	口	0)	場	合										
	1		同	→ 5	建:	物	内	1	人								6	00点	<u> </u>
		-	同	<u> </u>	建:	物	内	2	人								6	点00点	Ĺ
	3	-	同	<u> </u>	建:	物	内	3	人	以	上						5	40点	Ĺ
	(3)	1	日	に	3	口	以	上	0)	場	合								

① 同一建物内1人

1,000点

② 同一建物内2人

1,000点

③ 同一建物内3人以上

900点

5 (略)

| 区分番号C005の注4から注6まで、注8 | から注15まで及び注17の規定は、同一建物居住者訪問看護・指導料について準用する。このにおいて海養を行ってで療養を行って高患者」とあるのは「在宅で療養を行って「在宅患者連携指導加算」とあるのは「同一建物居住者連携指導加算」と、同注9中「在宅で療養を行っている患者」とあるのは「同一建物居住者で療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)」と、「在宅患者緊急時等カンファンス加算」と、同注10中「在宅ターミナルケア加算」と読み替えるものとする。

 $C \ 0 \ 0 \ 5 - 2 \sim C \ 0 \ 0 \ 8$ (8)

C 0 0 9 在宅患者訪問栄養食事指導料

1 在宅患者訪問栄養食事指導料1

イ 単一建物診療患者が1人の場合 (略)

<u>ロ</u> 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 (略)

ハ イ及びロ以外の場合

(略)

2 在宅患者訪問栄養食事指導料 2

<u>イ</u> 単一建物診療患者が1人の場合

510点

□ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合

460点

ハ イ及びロ以外の場合

420点

3 (略)

4 区分番号C005の注3から注14まで及び注16の規定は、同一建物居住者訪問看護・指導料について準用する。この場合において、同注8中「在宅で療養を行っている患者」とあるのは「在宅で療養を行っている患者連携指導加算」とあるのは「同一建物居住者連携指導加算」と、同注9中「在宅で療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)」と、「在宅患者緊急時等カンファレンス加算」とあるのは「一定者緊急時等カンファレンス加算」とあるのは「信者緊急時等カンファレンス加算」とあるのは「同一建物居住者ターミナルケア加算」と読み替えるものとする。

 $C \ 0 \ 0 \ 5 - 2 \sim C \ 0 \ 0 \ 8$ (略)

C 0 0 9 在宅患者訪問栄養食事指導料

(新設)

1 単一建物診療患者が1人の場合 (略)

<u>2</u> 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 (略)

(略)

<u>3</u> 1及び2以外の場合 (新設)

- 注1 1については、在宅で療養を行っており通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、単一建物診療患者(当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険医療機関の管理栄養士が訪問し栄養食事指導を行っているものをいう。注2において同じ。)の人数に従い、患者1人につき月2回に限り所定点数を算定する。
 - 2 2については、在宅で療養を行っており通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士以外の管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に従い、患者1人につき月2回に限り所定点数を算定する。

<u>3</u> (略)

 $C 0 1 0 \sim C 0 1 2$ (略)

C 0 1 3 在宅患者訪問褥瘡管理指導料

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる患者(在宅での療養を行っているものに限る。)に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士又は当該保険医療機関の管理栄養士以外の管理栄養士、看護師又は連携する他の保険医療

注1 在宅で療養を行っており通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、単一建物診療患者(当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険医療機関の管理栄養士が訪問し栄養食事指導を行っているものをいう。)の人数に従い、患者1人につき月2回に限り所定点数を算定する。

(新設)

<u>2</u> (略)

 $C 0 1 0 \sim C 0 1 2$ (略)

C 0 1 3 在宅患者訪問 褥 瘡管理指導料

(略)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる患者(在宅での療養を行っているものに限る。)に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士、看護師又は連携する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画

(略)

機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関す る計画的な指導管理を行った場合には、初回の カンファレンスから起算して6月以内に限り、 当該患者1人につき3回に限り所定点数を算定 する。

2 (略)

第2節 在宅療養指導管理料

通則 (略)

第1款 在宅療養指導管理料

通則

(略) $1\sim4$

区分

 $C \ 1 \ 0 \ 0$ (略)

C 1 0 1 在宅自己注射指導管理料

1 • 2 (略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

- 4 当該患者に対し、バイオ後続品に係る説明を 行い、バイオ後続品を処方した場合には、バイ 才後続品導入初期加算として、当該バイオ後続 品の初回の処方日の属する月から起算して3月 を限度として、150点を所定点数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、区分番号A003に掲げ るオンライン診療料に規定する情報通信機器を 用いた診療の際に在宅自己注射指導管理料を算 定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行っ た場合は、注1の規定にかかわらず、所定点数 に代えて、在宅自己注射指導管理料(情報通信 機器を用いた場合)として、月1回に限り100 点を算定する。

的な指導管理を行った場合には、初回のカンフ ァレンスから起算して6月以内に限り、当該患 者1人につき2回に限り所定点数を算定する。

2 (略)

第2節 在宅療養指導管理料

通則 (略)

第1款 在宅療養指導管理料

通則

 $1 \sim 4$ (略)

区分

C 1 0 0(略)

C 1 0 1 在宅自己注射指導管理料

1 • 2 (略) $注 1 \sim 3$ (略) (新設)

 $C \ 1 \ 0 \ 1 - 2$ (略)

C 1 0 1 - 3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料

1 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1

150点

2 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料 2

150点

注1 1については、妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。

2 2については、1を算定した入院中の患者以外の患者に対して、分娩後も継続して血糖管理のために適切な指導管理を行った場合に、当該分娩後12週の間、1回に限り算定する。

 $C \ 1 \ 0 \ 2 \sim C \ 1 \ 0 \ 5 - 3$ (略)

C106 在宅自己導尿指導管理料

<u>1,400</u>点

注1 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外 の患者に対して、在宅自己導尿に関する指導管 理を行った場合に算定する。

2 カテーテルの費用は、第2款に定める所定点数により算定する。

 $C 1 0 7 \sim C 1 1 8$ (略)

C 1 1 9 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料

800点

注1・2 (略)

<u>C120</u> 非侵襲中耳加圧療法指導管理料

1,800点

注 在宅において非侵襲中耳加圧療法を行っている 入院中の患者以外の患者に対して、非侵襲中耳加 圧療法に関する指導管理を行った場合に算定する

0__

第2款 在宅療養指導管理材料加算

通則

1 • 2 (略)

C 1 0 1 - 2 (略)

C 1 0 1 - 3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料

150点

(新設)

(新設)

注 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。

(新設)

 $C \ 1 \ 0 \ 2 \sim C \ 1 \ 0 \ 5 - 3$ (略)

C106 在宅自己導尿指導管理料

1,800点

注1 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外 の患者に対して、在宅自己導尿に関する指導管 理を行った場合に算定する。

2 <u>第2款に定めるものを除き、カテーテルの費</u> 用は、所定点数に含まれるものとする。

 $C107\sim C118$ (略)

C 1 1 9 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料

950点

注1・2 (略)

(新設)

第2款 在宅療養指導管理材料加算

通則

1 • 2 (略)

3 6歳未満の乳幼児に対して区分番号C103に掲げる在宅 酸素療法指導管理料、C107に掲げる在宅人工呼吸指導管 理料又はC107-2に掲げる在宅持続陽圧呼吸療法指導管 理料を算定する場合は、乳幼児呼吸管理材料加算として、3 月に3回に限り1,500点を所定点数に加算する。

区分

C 1 5 0 血糖自己測定器加算

 $1 \sim 6$ (略)

7 間欠スキャン式持続血糖測定器によるもの

1,250点

- 注1 1から4までについては、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
 - イ インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者(1型糖尿病の患者及び膵全摘後の患者を除く。)
 - ロ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者(1型糖尿病の患者<u>又は膵全摘後の患者</u>に限る。)

ハ・ニ (略)

- 2 5及び6については、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
 - イ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以 上行っている患者(1型糖尿病の患者<u>又は膵</u> 全摘後の患者に限る。)

(新設)

区分

C 1 5 0 血糖自己測定器加算

 $1 \sim 6$ (略)

(新設)

- 注1 1から4までについては、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
 - イ インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者(1型糖尿病の患者を除く。)
 - ロ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以 上行っている患者(1型糖尿病の患者に限る。)

ハ・ニ (略)

- 2 5及び6については、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。
 - イ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以 上行っている患者(1型糖尿病の患者に限る 。)

ロ・ハ (略)

3 7については、入院中の患者以外の患者であって、強化インスリン療法を行っているもの又は強化インスリン療法を行った後に混合型インスリン製剤を1日2回以上使用しているものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、間欠スキャン式持続血糖測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

C 1 5 1 · C 1 5 2 (略)

C152-2 持続血糖測定器加算

1 間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測

定器を用いる場合

<u>イ</u> 2個以下の場合

1,320点

ロ 4個以下の場合

2,640点

ハ 5個以上の場合

3,300点

2 間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖

測定器を用いる場合 イ 2個以下の場合

1,320点

ロ 4個以下の場合

2,640点

ハ 5個以上の場合

3,300点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続血糖測定器を使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。

2 (略)

 $C \ 1 \ 5 \ 2 - 3 \sim C \ 1 \ 6 \ 0$ (略)

C161 注入ポンプ加算

(略)

ロ・ハ (略) (新設)

C 1 5 1 · C 1 5 2 (略)

C 1 5 2 - 2 持続血糖測定器加算 (新設)

1 2個以下の場合

1,320点

<u>2</u> 4個以下の場合

2,640点

<u>3</u> 5個以上の場合

3,300点

(新設)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続血糖測定器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

2 (略)

 $C 1 5 2 - 3 \sim C 1 6 0$ (略)

C161 注入ポンプ加算

(略)

注 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法 若しくは在宅小児経管栄養法を行っている入院中 の患者以外の患者、在宅における鎮痛療法若しく は悪性腫瘍の化学療法を行っている入院中の患者 以外の末期の患者又は別に厚生労働大臣が定める 注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外 の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、 2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する

0

C 1 6 2 (略)

C163 特殊カテーテル加算

1 再利用型カテーテル

400点

<u>2</u> 間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル イ 親水性コーティングを有するもの

(1) 60本以上の場合

1,700点

(2) 90本以上の場合

1,900点

(3) 120本以上の場合

<u>2,100点</u>

ロ イ以外のもの

<u>1,000</u>点

3 間歇バルーンカテーテル

1,000点

注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の 患者に対して、<u>再利用型カテーテル、</u>間歇導尿用 ディスポーザブルカテーテル又は間歇バルーンカ テーテルを使用した場合に、<u>3月に3回に限り、</u> 第1款の所定点数に加算する。

 $C 1 6 4 \sim C 1 7 1 - 2$ (略)

<u>C 1 7 2</u> 在宅経肛門的自己洗腸用材料加算

2,400点

注 在宅で経肛門的に自己洗腸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己洗腸用材料を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

C 1 7 3 横隔神経電気刺激装置加算

600点

注 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法 若しくは在宅小児経管栄養法を行っている入院中 の患者以外の患者、在宅における鎮痛療法若しく は悪性腫瘍の化学療法を行っている入院中の患者 以外の末期の患者又は別に厚生労働大臣が定める 注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外 の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、 第1款の所定点数に加算する。

C 1 6 2 (略)

C163 特殊カテーテル加算

(新設)

1 間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル

イ 親水性コーティングを有するもの

960点

(新設)

(新設)

(新設)

ロ イ以外のもの

<u>600</u>点

2 間歇バルーンカテーテル

600点

注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の 患者に対して、間歇導尿用ディスポーザブルカテ ーテル又は間歇バルーンカテーテルを使用した場 合に、第1款の所定点数に加算する。

 $C \ 1 \ 6 \ 4 \sim C \ 1 \ 7 \ 1 - 2$ (略)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保 険医療機関において、在宅人工呼吸を行っている 入院中の患者以外の患者に対して、横隔神経電気 刺激装置を使用した場合に、第1款の所定点数に 加算する。 第3節・第4節 第3節・第4節 (略) (略) 第3部 検査 第3部 検査 通則 通則 $1\sim6$ (略) $1\sim6$ (略) 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 通則 (略) 通則 (略) 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 通則 通則 $1 \sim 3$ (略) $1 \sim 3$ (略) 区分 区分 (尿・糞便等検査) (尿・糞便等検査) D 0 0 0 (略) D 0 0 0(略) 尿中特殊物質定性定量検査 尿中特殊物質定性定量検査 D 0 0 1 D 0 0 1 1 尿蛋白 7点 1 尿蛋白 7点 2 VMA定性(尿)、Bence Jones蛋 2 VMA定性(尿)、Bence Jones 蛋 白定性(尿)、尿グルコース 白定性(尿)、尿グルコース 9点 3 ウロビリノゲン(尿)、先天性代謝異常症スク 3 ウロビリノゲン(尿)、先天性代謝異常症スク リーニングテスト(尿)、尿浸透圧 リーニングテスト(尿)、尿浸透圧 16点 16点 4 ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿) 4 ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿) 17点 17点 5 N-アセチルグルコサミニダーゼ (NAG) 5 N-アセチルグルコサミニダーゼ (NAG) 尿) 尿) 41点 41点 6 アルブミン定性(尿) 6 アルブミン定性(尿) 49点 49点 7 黄体形成ホルモン (LH) 定性 (尿)、フィブ 7 黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)、フィブ リン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿) リン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿) 72点 72点

8 アルブミン定量(尿)	102点	8	アルブミン定量 (尿)	<u>105</u> 点
9 トランスフェリン(尿)	<u>104</u> 点	9	トランスフェリン(尿)	<u>107</u> 点
10 ウロポルフィリン(尿)	<u>105</u> 点	10	ウロポルフィリン(尿)	<u>108</u> 点
11 δ アミノレブリン酸(δ -ALA)	(尿)	11	δアミノレブリン酸 (δ-ALA)	(尿)
	<u>109</u> 点			<u>112</u> 点
12 ポリアミン(尿)	115点	12	ポリアミン(尿)	115点
13 ミオイノシトール(尿)	120点	13	ミオイノシトール(尿)	120点
14 コプロポルフィリン(尿)	<u>135</u> 点	14	コプロポルフィリン(尿)	<u>139</u> 点
<u>15</u> <u>総ヨウ素(尿)</u>	186点	(亲	新設)	
<u>16</u> <u>Ⅳ型コラーゲン(尿)</u>	189点	(亲	新設)	
<u>17</u> ポルフォビリノゲン(尿)	191点	<u>15</u>	ポルフォビリノゲン(尿) <u>、総ヨ</u>	ウ素 (尿)_
				191点
(削る)		<u>16</u>	№型コラーゲン(尿)	194点
18 シュウ酸 (尿) たん	200点		シュウ酸(尿) _{たん}	200点
<u>19</u> L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)	(尿)、	<u>18</u>	L型脂肪酸結合蛋白(L-FAB	P) (尿)、
好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン	(NGAL	友	好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリ	ン(NGAL
)(尿)	210点)	(尿) _{たん}	210点
<u>20</u> 尿の蛋白免疫学的検査 区分番号I) たん	<u>19</u>	尿の蛋白免疫学的検査 区分番	号 D 0 1 5 に
掲げる血漿	蛋白免疫			漿 蛋白免疫
学的検査の例	列により算			の例により算
定した点数			定した点	· ·
<u>21</u> その他 検査の種類の別により区分		<u>20</u>	その他 検査の種類の別により	
07に掲げる血液化学検査ス			07に掲げる血液化学検	
号D008に掲げる内分泌質			号D008に掲げる内分	
区分番号D009に掲げる肌			区分番号D009に掲げ	****
一若しくは区分番号D01(ー若しくは区分番号D0	
特殊分析の例により算定した	こ点数		特殊分析の例により算定	した点数
注(略)		·	主 (略)	
D O O 2 \sim D O O 3 (略)		D 0 0 2 $\sim D_{\text{th}}$ 0 0		
D 0 0 4 穿刺液・採取液検査			夜・採取液検査	
1 ヒューナー検査	20点	1	ヒューナー検査	20点

2 胃液又は十二指腸液一般検査	55点	2 胃液又は十二指腸液一般検査 55点
3 髓液一般検査	62点	3 髄液一般検査 62点
4 精液一般検査	70点	4 精液一般検査 70点
5 頸管粘液一般検査	75点	1711
6 顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液	液)、I	6 顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液)、 I
g E 定性 (涙液)	100点	g E 定性 (涙液) 100点
7 顆粒球エラスターゼ (子宮頸管粘液)	122点	かり
8 マイクロバブルテスト	200点	8 マイクロバブルテスト 200点
9 IgGインデックス	414点	9 I g G インデックス 426点
10 オリゴクローナルバンド	 522点	10 オリゴクローナルバンド <u>538</u> 点
11 ミエリン塩基性蛋白(MBP)(髄液)		11 ミエリン塩基性蛋白 (MBP) (髄液)
	<u>577</u> 点	<u>593</u> 点
<u>12</u> <u>タウ蛋白(髄液)</u>	622点	(新設)
<u>13</u> リン酸化タウ蛋白(髄液)	641点	12 リン酸化タウ蛋白(髄液) <u>、タウ蛋白(髄液)</u>
**		641点
14 髓液蛋白免疫学的検査 区分番号D	015に	13 髄液蛋白免疫学的検査 区分番号D 0 1 5 に
掲げる血漿		
学的検査の例と	により算	学的検査の例により算
定した点数		定した点数
15 髓液塗抹染色標本検査 区分番号D	0 1 7 に	<u>14</u> 髄液塗抹染色標本検査 区分番号D0 1 7 に
掲げる排泄物、	、滲出物	掲げる排泄物、滲出物
又は分泌物の治	細菌顕微	又は分泌物の細菌顕微
鏡検査の例に	より算定	鏡検査の例により算定
した点数		した点数
16 その他 検査の種類の別により区分	番号D0	<u>15</u> その他 検査の種類の別により区分番号D0
07に掲げる血液化学検査又に	は区分番	07に掲げる血液化学検査又は区分番
号D008に掲げる内分泌学院	的検査、	号D008に掲げる内分泌学的検査、
区分番号D009に掲げる腫乳	傷マーカ	区分番号D009に掲げる腫瘍マーカ
一若しくは区分番号D010		一若しくは区分番号D010に掲げる
特殊分析の例により算定した。	点数	特殊分析の例により算定した点数
注 (略)		注 (略)

D 0 0 4 - 2 悪性腫瘍組織検査

- 1 悪性腫瘍遺伝子検査
 - イ 処理が容易なもの
 - (1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるもの

2,500点

(2) その他のもの

2,100点

ロ 処理が複雑なもの

5,000点

(削る)

注<u>1</u> 患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対して<u>イに掲げる検査</u>を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 2項目

4,000点

口 3項目

6,000点

ハ 4項目以上

8,000点

2 患者から1回に採取した組織等を用いて同 一がん種に対して口に掲げる検査を実施した 場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目 D 0 0 4 - 2 悪性腫瘍組織検査

1 悪性腫瘍遺伝子検査

イ <u>EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法</u><u>2,500点</u>

(新設)

(新設)

ロEGFR遺伝子検査 (リアルタイムPCR法以外)2,100点

ハ K-ras遺伝子検査

2,100点

2,100点

2,100点

<u>SYT-SSX遺伝子検査</u>

2,100点

<u>卜</u> c-kit遺伝子検査

<u>2,500点</u> 2,100点

チ マイクロサテライト不安定性検査 2,100 リ センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査

2,100点

ヌ BRAF遺伝子検査

6,520点

ル RAS遺伝子検査

2,500点

ヲ ROS1融合遺伝子検査

2,500点

注 患者から1回に採取した組織等を用いて同一 がん種に対して<u>悪性腫瘍遺伝子検査</u>を実施した 場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数 に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 2項目

4,000点

ロ 3項目<u>以上</u>

6,000点

(新設)

	数に応じて次に掲げる点数により	り算定する。				
	<u>イ</u> 2項目	8,000点				
	口 3項目以上	12,000点				
	2 抗悪性腫瘍剤感受性検査	2,500点		2	抗悪性腫瘍剤感受性検査	2,500点
	(血液学的検査)			(ц	血液学的検査)	
D 0 0 5	血液形態・機能検査		D 0 0 5	血液用	ぎ態・機能検査	
	1 赤血球沈降速度(ESR)	9 点		1	赤血球沈降速度 (ESR)	9 点
	注 当該保険医療機関内で検査を行	った場合に算		注	主 当該保険医療機関内で検査を行	テった場合に算
	定する。				定する。	
	2 網赤血球数 ncth	12点			網赤血球数	12点
	3 血液浸透圧、好酸球(鼻汁・喀痰				血液浸透圧、好酸球(鼻汁·喀	
	液像(自動機械法)	15点		褔	変像(自動機械法)	15点
	4 好酸球数	17点		4	好酸球数	17点
	5 末梢血液一般検査	21点		5	末梢血液一般検査	21点
	6 末梢血液像(鏡検法)	25点		6	末梢血液像(鏡検法)	25点
	注 特殊染色を併せて行った場合は、			洼	主 特殊染色を併せて行った場合に	
	算として、特殊染色ごとにそれぞれ	れ27点を所定			算として、特殊染色ごとにそれる	ぞれ27点を所定
	点数に加算する。			_	点数に加算する。	
	7 血中微生物検査	40点			血中微生物検査	40点
	8 赤血球抵抗試験	45点		8	赤血球抵抗試験	45点
	9 ヘモグロビンA1c (HbA1c)	49点			ヘモグロビンA1c(HbA1c)	49点
	10 自己溶血試験、血液粘稠度	50点			自己溶血試験、血液粘稠度	50点
	11 ヘモグロビンF (H b F)	60点		11	ヘモグロビンF(HbF)	60点
	12 デオキシチミジンキナーゼ (TK)			12	デオキシチミジンキナーゼ(TK	,
	19 カーミナルゴナナシフカルナエジ	233点		1.0	カーミナルゴナナシフカレナチ	233点
	13 ターミナルデオキシヌクレオチジ	ルトランスフ 250点			ターミナルデオキシヌクレオチシ □ラーゼ(TdT)	250点
	ェラーゼ(TdT) 14 骨髄像				- プーセ(I d I) - 骨髄像	837点
	注 ・ 特殊染色を併せて行った場合は、	812点 铁矾洗色加			「「眦啄 主 特殊染色を併せて行った場合に	
	は、特殊染色を併せて行った場合は、 算として、特殊染色ごとにそれぞれ。			1=	ま、特殊栄色を併せて行った場合に 算として、特殊染色ごとにそれる	
	点数に加算する。	いるのかでがた			点数に加算する。	C 4040小飞///)
	点数に加昇する。				点数に加昇する。	

15 造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につ	き)		15 造血器腫瘍細胞抗原検査(一連に	つき)
	<u>1,940</u> 点			<u>2,000</u> 点
D006 出血・凝固検査		D 0 0 6	出血・凝固検査	
1 出血時間	15点		1 出血時間	15点
2 プロトロンビン時間 (PT)	18点		2 プロトロンビン時間(PT)、ト	
				18点
3 血餅収縮能、毛細血管抵抗試験	19点		3 血餅収縮能、毛細血管抵抗試験	19点
4 フィブリノゲン半定量、フィブリノ	ゲン定量、		4 フィブリノゲン半定量、フィブリ	ノゲン定量、
クリオフィブリノゲン	23点		クリオフィブリノゲン	23点
5 トロンビン時間	25点		5 トロンビン時間	25点
6 蛇毒試験、トロンボエラストグラフ	、ヘパリン		6 蛇毒試験、トロンボエラストグラ	フ、ヘパリン
抵抗試験	28点		抵抗試験	28点
7 活性化部分トロンボプラスチン時間	(APTT		7 活性化部分トロンボプラスチン時	間(APTT
)	29点)	29点
8 血小板凝集能	50点		8 血小板凝集能	50点
9 血小板粘着能	64点		9 血小板粘着能	64点
10 アンチトロンビン活性、アンチトロ	ンビン抗原		10 アンチトロンビン活性、アンチト	ロンビン抗原
	70点			70点
11 フィブリン・フィブリノゲン分解産	物(FDP		11 フィブリン・フィブリノゲン分解	Z産物(FDP
)定性、フィブリン・フィブリノゲン	分解産物()定性、フィブリン・フィブリノゲ	ン分解産物(
FDP)半定量、フィブリン・フィブ	リノゲン分		FDP)半定量、フィブリン・フィ	ブリノゲン分
解産物(FDP)定量、プラスミン、	プラスミン		解産物(FDP)定量、プラスミン	、プラスミン
活性、α 1-アンチトリプシン	80点		活性、α1-アンチトリプシン	80点
12 フィブリンモノマー複合体定性	93点		12 フィブリンモノマー複合体定性	93点
13 プラスミノゲン活性、プラスミノゲ	ン抗原、凝		13 プラスミノゲン活性、プラスミノ	ゲン抗原、凝
固因子インヒビター定性(クロスミキ	シング試験		固因子インヒビター定性(クロスミ	キシング試験
)	100点)	100点
14 Dダイマー定性	<u>125</u> 点		14 Dダイマー定性	<u>128</u> 点
15 プラスミンインヒビター(アンチプ	゚ラスミン)		15 プラスミンインヒビター(アンチ	プラスミン)
、Dダイマー半定量	128点		、Dダイマー半定量	<u>131</u> 点
16 von Willebrand因子	· (VWF)		16 von Willebrand因	子 (VWF)

活性	132点	活性 136点
17 Dダイマー	133点	
18 α 2-マクログロブリン	 138点	
19 P I V K A — II	143点	19 PIVKA-Ⅱ 143点
20 凝固因子インヒビター	<u>148</u> 点	20 凝固因子インヒビター 152点
21 von Willebrand因子(VWF)	21 von Willebrand因子(VWF)
抗原	<u>151</u> 点	抗原 <u>155</u> 点
<u>22</u> プラスミン・プラスミンインヒビター	複合体 ((新設)
PIC)	158点	
<u>23</u> プロテインS抗原	162点	22 プラスミン・プラスミンインヒビター複合体 (
		<u>PIC)、</u> プロテインS抗原 162点
<u>24</u> プロテインS活性	<u>168</u> 点	<u>23</u> プロテインS活性 <u>170</u> 点
$\underline{25}$ $\beta - $	177点	$\underline{24}$ βートロンボグロブリン(βーTG) 177点
<u>26</u> 血小板第4因子(PF ₄)	178点	<u>25</u> 血小板第 4 因子 (P F ₄) 178点
<u>27</u> トロンビン・アンチトロンビン複合体		<u>26</u> トロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT
)	<u>181</u> 点) <u>186</u> 点
28 \mathcal{C}^2 $\mathcal{C}^$	193点	27 プロトロンビンフラグメント $F1+2$ 193点
29 トロンボモジュリン	204点	<u>28</u> トロンボモジュリン <u>205</u> 点
<u>30</u> 凝固因子(第Ⅱ因子、第V因子、第VⅡ		<u>29</u> 凝固因子(第Ⅱ因子、第Ⅴ因子、第Ⅶ因子、第
Ⅷ因子、第Ⅸ因子、第Ⅺ因子、第ⅪⅠ因		Ⅷ因子、第Ⅸ因子、第Ⅹ因子、第ⅩⅠ因子、第Ⅹ
Ⅱ因子、第XⅢ因子)	<u>223</u> 点	Ⅱ 因子、第 X Ⅲ 因子) 229点
<u>31</u> フィブリンモノマー複合体	<u>227</u> 点	<u>30</u> フィブリンモノマー複合体 <u>233</u> 点
<u>32</u> プロテイン C 抗原	<u>239</u> 点	<u>31</u> プロテイン C 抗原 <u>246</u> 点
<u>33</u> t P A · P A I - 1 複合体	<u>240</u> 点	<u>32</u> t P A · P A I - 1 複合体 <u>247</u> 点
<u>34</u> プロテイン C 活性	<u>241</u> 点	<u>33</u> プロテイン C 活性 <u>248</u> 点
35 ADAMTS13活性	400点	34 ADAMTS13活性 400点
	<u>1,000</u> 点	35 A D A M T S 13インヒビター 600点
注 患者から1回に採取した血液を用いて		注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の
14から34までに掲げる検査を3項目以上		
合は、所定点数にかかわらず、検査の項	日数に応	
じて次に掲げる点数により算定する。		じて次に掲げる点数により算定する。

イ 3項目又は4項目 5:	0点 イ 3項目又は4項目 530点
口 5項目以上 75	2点 口 5項目以上 722点
D 0 0 6 - 2 (略)	D006-2 (略)
D006-3 Major BCR-ABL1 (mRNA定	<u>t (</u> D006-3 Major BCR-ABL1
国際標準値))	
1 診断の補助に用いるもの 2,55	0点 1 <u>mRNA定量(国際標準値)</u>
(削る)	<u>イ</u> <u>診断の補助に用いるもの</u> <u>2,520点</u>
(削る)	<u>ロ</u> <u>モニタリングに用いるもの</u> <u>2,520点</u>
2 <u>モニタリングに用いるもの</u> 2,55	<u> m R N A 定量(1以外のもの)</u> <u> 1,200点</u>
$D 0 0 6 - 4 \cdot D 0 0 6 - 5$ (略)	$D 0 0 6 - 4 \cdot D 0 0 6 - 5$ (略)
D O O 6 - 6 免疫関連遺伝子再構成 <u>2,45</u>	
D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型
2, 0	<u>7</u> 点
D 0 0 6 $-8 \sim$ D 0 0 6 -10 (略)	$D \ 0 \ 0 \ 6 - 8 \sim D \ 0 \ 0 \ 6 - 10$ (略)
D 0 0 6 -11 F I P 1 L 1 - P D G F R α 融合遺伝子検査	D 0 0 6 -11 F I P 1 L 1 - P D G F R α 融合遺伝子検査
3,20	1点 3,300点 3,300点
D006-12 EGFR遺伝子検査(血漿) 2,10	
注 同一の患者につき同一月において検査を 2	<u>]以</u> (新設)
上実施した場合における2回目以降の当該検	
費用は、所定点数の100分の90に相当する点	
より算定する。	
D006-13 (略)	D 0 0 6 -13 (略)
<u>DOO6−14</u> <u>FLT3遺伝子検査</u> <u>4,2</u> 0	
<u>D006-15</u> 膀胱がん関連遺伝子検査 <u>1,5</u> 5	
<u>D O O 6 − 16</u> <u>J A K 2 遺伝子検査</u> <u>2,5</u> 6	
<u>D006-17</u> <u>Nudix hydrolase 15 (NU</u>	
<u>15) 遺伝子多型</u> <u>2,10</u>	
<u>D 0 0 6 − 18</u> <u>B R C A 1 / 2 遺伝子検査</u>	(新設)
<u>1</u> 腫瘍細胞を検体とするもの 20,20	
<u>2</u> 血液を検体とするもの <u>20,20</u>	
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合	

<u>いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医</u> 療機関において実施した場合に限り算定する。

D006-19 がんゲノムプロファイリング検査

1 検体提出時

8,000点

2 結果説明時

48,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 療機関において実施した場合に限り算定する。

D006-20 角膜ジストロフィー遺伝子検査

1,200点 (新設)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 療機関において行われる場合に、患者1人につき 1回に限り算定する。

D006-21 血液粘弾性検査(一連につき)

600点

(生化学的検査(I))

D 0 0 7 血液化学検査

1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリ ルビン、総蛋白、アルブミン(BCP改良法・B CG法)、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アル カリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラ ーゼ (ChE)、ν-グルタミルトランスフェラ ーゼ $(\gamma - GT)$ 、中性脂肪、ナトリウム及びク ロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、 クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダ ーゼ (LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、 アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄(Fe) 、血中ケトン体・糖・クロール検査(試験紙法・ アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽 和鉄結合能(UIBC)(比色法)、総鉄結合能 (TIBC) (比色法) 11点

(新設) (生化学的検査(I))

D 0 0 7 血液化学検査

1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素、クLP)、尿素で、アルカリホスファターゼ(ALP)、カリンエステラーゼ(7-GT)、中性脂シストリウム及びクロール、カリウム、カルトリウム及びクロール、カリウム、ロール、カリウム、ローゼ、アミラーゼ(LAP)、アミラーゼ(LAP)、カルドラーゼ(CK)、アルドラーゼ、遊離コレーン・サーゼ(CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄(Fe)、血中ケトン体・糖・クロール、鉄(Fe)、血中ケトン体・糖・アンプル法・固定化酵素によるもの)、不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)、総鉄結合能(TIBC)(比色法)、総鉄結合をクロール、・

	リン脂質	15点
3	HDL-コレステロール、無機リン及びリ	ン酸
`	総コレステロール、アスパラギン酸アミノ	トラ
ン	スフェラーゼ (AST)、アラニンアミノ	トラ
ン	スフェラーゼ(ALT) $_{th}$	17点
4	LDL-コレステロール、蛋白分画	18点
5	銅(Cu)	23点
6	リパーゼ	24点
7	イオン化カルシウム	26点
8	マンガン (Mn)	27点
(削		
9	ケトン体た	30点
10	アポリポ蛋白	
	1項目の場合	31点
口	2項目の場合	62点
ハ	3項目以上の場合	94点
11	アデノシンデアミナーゼ (ADA)	32点
12	グアナーゼ	35点
13	有機モノカルボン酸、胆汁酸	47点
14	ALPアイソザイム、アミラーゼアイソサ	ニイム
`	$\gamma - G T T T T T T T T T T T T T T T T T T$	、重
炭	酸塩	48点
<u>15</u>	ASTアイソザイム、リポ蛋白分画	49点
<u>16</u>	アンモニア	50点
<u>17</u>	CKアイソザイム、グリコアルブミン	55点
<u>18</u>	コレステロール分画	57点
19	ケトン体分画、遊離脂肪酸	59点
20	レシチン・コレステロール・アシルトラン	/スフ
エ	ラーゼ (L-CAT)	70点
<u>21</u>	グルコースー6-リン酸デヒドロゲナーセ	. (G
	6-PD)、リポ蛋白分画(PAGディス	

2 リン脂質 15	点
3 HDL-コレステロール、無機リン及びリン	酸
、総コレステロール、アスパラギン酸アミノト	ラ
ンスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノト	ラ
ンスフェラーゼ (ALT) 17	点
4 LDL-コレステロール、蛋白分画 18	点
5 銅 (C u) 23	点
6 リパーゼ 24	点
7 イオン化カルシウム 26	点
8 マンガン (Mn) 27	点
<u>9</u> ムコ蛋白 <u>29</u>	点
10 ケトン体 th th th th th th th th	点
<u>11</u> アポリポ蛋白	
イ 1項目の場合 31	点
ロ 2項目の場合 62	点
ハ 3項目以上の場合 94	点
<u>12</u> アデノシンデアミナーゼ (ADA) 32	点
<u>13</u> グアナーゼ 35	点
<u>14</u> 有機モノカルボン酸、胆汁酸 47	点
15 ALPアイソザイム、アミラーゼアイソザイ	ム
$\chi = G T T T T T T T T T T T T T T T T T T$	重
炭酸塩 48	点
<u>16</u> ASTアイソザイム、リポ ^{たん} 蛋白分画 49	点
<u>17</u> アンモニア 50	点
18 CKアイソザイム、グリコアルブミン 55	点
<u>19</u> コレステロール分画 57	点
20 ケトン体分画、遊離脂肪酸 59	点
	フ
$\begin{array}{ccc} - & & \\ &$	点
$\underline{22}$ グルコースー $6-$ リン酸デヒドロゲナーゼ (G
-6-PD)、リポ蛋白分画(PAGディスク	

気泳動法)、1,5-アンヒドロ-D-グルシト ール (1,5AG)、グリココール酸 22 CK-MB (免疫阻害法·蛋白量測定) 90点 23 LDアイソザイム1型、総カルニチン、遊離カ ルニチン 95点 24 ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファ ターゼ (BAP) 96点 25 リポ蛋白(a) 107点 26 ヘパリン、フェリチン半定量、フェリチン定量 108点 (削る) 27 エタノール 111点 28 KL - 6114点 29 心筋トロポニン I、心筋トロポニンT(TnT) 定性・定量、アルミニウム (A1) 115点 117点 30 25-ヒドロキシビタミンD 31 ペントシジン、シスタチンC 118点 32 イヌリン 120点 (削る) 33 リポ蛋白分画(HPLC法) 129点 34 肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)、ガ ラクトース 130点 35 肺サーファクタント蛋白-D (SP-D) 136点 36 血液ガス分析、Ⅳ型コラーゲン、ミオグロビン 定性、ミオグロビン定量、心臓由来脂肪酸結合蛋 白(H-FABP)定性、心臟由来脂肪酸結合蛋 白(H-FABP)定量、アルブミン非結合型ビ

リルビン

気泳動法)、1, 5-アンヒドロ-D-グルシト ール(1,5AG)、グリココール酸 <u>23</u> <u>C K – M B</u> 90点 24 膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI) 、LDアイソザイム1型、総カルニチン、遊離カ ルニチン 95点 25 ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファ ターゼ (BAP) 26 リポ蛋白(a) 107点 27 ヘパリン 108点 28 フェリチン半定量、フェリチン定量 111点 29 エタノール 113点 (新設) 30 心筋トロポニン I 、K L - 6 117点 (新設) 31 ペントシジン、アルミニウム(A 1) 118点 32 イヌリン、心筋トロポニンT (TnT) 定性• 定量 120点 33 シスタチンC 121点 34 リポ蛋白分画(HPLC法) 129点 35 肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)、ガ ラクトース 130点 36 肺サーファクタント蛋白-D(SP-D) 136点 (新設)

注 血液ガス分析については、当該保険医療機関 内で行った場合に算定する。 37 プロコラーゲンー \mathbf{II} ーペプチド $(P-\mathbf{II}-P)$ <u>、亜鉛(Z</u>n) (削る) (削る) 38 セレン、アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)、ビタミンB₁₂ 144点 39 IV型コラーゲン・7 S 148点 40 ピルビン酸キナーゼ (PK) 150点 41 葉酸 154点 42 ALPアイソザイム (PAG電気泳動法)、腟 分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(I GFBP-1) 定性 180点 43 ヒアルロン酸、心室筋ミオシン軽鎖 I、レムナ ント様リポ蛋白コレステロール (RLP-C) 184点 44 アセトアミノフェン 185点 45 トリプシン 189点 (削る) 46 Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体、マロンジ アルデヒド修飾LDL(MDA-LDL)

トタキシン

37		<u>ín</u>	液	ガ	ス	分	析	,	プ	口	コ	ラ	_	ゲ	ン	_	Ш	_	~	プ	チ	ド
	(Р	_	Ш	_	Р)													1	40	点
	注		<u>í</u>	液	ガ	ス	分	析	に	つ	V	て	は	,	当	該	保	険	医	療	機	関
		内	で	行	つ	た	場	合	に	算沒	定~	する	5。	_								
38		IV	型	コ	ラ	_	ゲ	ン		3	オ	グ	口	ピ	ン	定	性	,	3	オ	グ	口
	ピ	ン	定	量	,	心	臓	由	来	脂	肪	酸	結	合	蛋	白	(Н	_	F	Α	В
	Р)	定	性	,	心	臓	由	来	脂	肪	酸	結	合	蛋	白	(Н	_	F	Α	В
													合									
																				1	43	点
39		亜	鉛	(Z	n)	,	7	こし	/:	/										44	
40		ア	ン	ギ	オ	テ	ン	シ	ン	Ι	転	換	酵	素	(Α	С	Ε)	,	IV	型
													ン								48	
41													K		_					1	50	点
			酸																	1	58	点
				Р	ア	イ	ソ	ザ	イ	ム	(Р	Α	G	雷	気	泳	動	法	_		
											`										80	点
44		Ł	ア	ル	口	ン	酸		η. Σ	室	餎	3	オ	シ	ン	軽	鎖	T		1	84	点
							н.	`	_		/3/3	•	•	•		1	~ `	-		-	-	,,,,
45		ちつ腔	分	泌	液	中	1	ン	ス	ij	ン	様	成	長	厌	子	結	合	たん	白	1	型
10			G										14/~				<u>/۱۲⊢</u>	Н			85	
46										にん			レ	ス	テ	П	_	ル	(
)												/			<i>, •</i>			89	
			セ																		90	
									にん			鉛	修	郃	思.	州	休					
10		111	а	C		_	小口		坦	П	17日	实	炒	디니	天	ıΞ	/ ^			1	JŦ	<i>\T\</i>

(削る)		49 マロンジアルデヒド修飾LDL (MDA	A - L D
		<u>L)</u>	200点
<u>47</u> ホスフォリパーゼA2 (PLA2)	204点	<u>50</u> ホスフォリパーゼA2 (PLA2)	204点
48 赤血球コプロポルフィリン	210点	<u>51</u> 赤血球コプロポルフィリン	210点
<u>49</u> リポ蛋白リパーゼ(LPL)	223点	<u>52</u> リポ蛋白リパーゼ(LPL)	223点
<u>50</u> 肝細胞増殖因子(HGF)	227点	<u>53</u> 肝細胞増殖因子(HGF)	227点
<u>51</u> ビタミンB ₁	246点	(新設)	
<u>52</u> <u>ビタミンB₂</u>	249点	(新設)	
<u>53</u> 2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活	性	<u>54</u> 2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	ŧ
	250点		250点
(削る)		<u>55 ビタミンB 1</u>	253点
(削る)		<u>56 ビタミンB₂</u>	256点
<u>54</u> 赤血球プロトポルフィリン	272点	<u>57</u> 赤血球プロトポルフィリン	272点
<u>55</u> プロカルシトニン (PCT) 定量、ブ	<u>゜ロカルシ</u>	(新設)	
トニン(PCT)半定量	292点		
<u>56</u> プレセプシン定量	301点	<u>58</u> プロカルシトニン(PCT)定量、プロ	コカルシ
		<u>トニン (PCT) 半定量、</u> プレセプシン気	2量
			301点
<u>57</u> インフリキシマブ定性	310点	<u>59</u> インフリキシマブ定性	310点
<u>58</u> ビタミンC	314点	<u>60</u> ビタミンC	314点
$\underline{59}$ 1, $25-$ ジヒドロキシビタミンD $_3$	388点	$\underline{61}$ 1,25ージヒドロキシビタミンD $_3$	388点
(削る)		62 25ーヒドロキシビタミンD	400点
<u>60</u> <u>F G F 23</u>	<u>788点</u>	(新設)	
注 患者から1回に採取した血液を用いて		注 患者から1回に採取した血液を用いて2	
1から8までに掲げる検査を5項目以上		1から8までに掲げる検査を5項目以上行	
合は、所定点数にかかわらず、検査の項	[目数に応	合は、所定点数にかかわらず、検査の項目	目数に応
じて次に掲げる点数により算定する。		じて次に掲げる点数により算定する。	
イ 5項目以上7項目以下	93点	イ 5項目以上7項目以下	93点
ロ 8項目又は9項目	99点	ロ 8項目又は9項目	99点
ハ 10項目以上	109点	ハ 10項目以上	<u>112</u> 点
注 入院中の患者について算定した場	合は、入	注 入院中の患者について算定した場合	合は、入

	院時初回加昇として、初回に限り20点を所定	
	点数に加算する。	
	(生化学的検査(Ⅱ))	
D 0 0 8	内分泌学的検査	
	1 ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性	
	55点	
	2 11-ハイドロキシコルチコステロイド(11-〇	
	HCS) 60点	
	3 ホモバニリン酸 (HVA) 69点	
	4 バニールマンデル酸 (VMA) 90点	
	5 5-ハイドロキシインドール酢酸 (5-HIA	
	A) 95点	
	6 プロラクチン (PRL) 98点	
	7 レニン活性 100点	
	8 トリヨードサイロニン (T ₃) 102点	
	9 甲状腺刺激ホルモン(TSH)、ガストリン	
	104点	
	10 インスリン(IRI) <u>106</u> 点	
	<u>11</u> レニン定量 <u>108</u> 点	
	$\frac{1}{12}$ サイロキシン (T ₄) $\frac{1}{111$ 点	
	 13 成長ホルモン (GH) 、卵胞刺激ホルモン (F	
	 SH)、C−ペプチド(CPR)、黄体形成ホル	
	モン (LH) <u>111</u> 点	
	<u>14</u> アルドステロン、テストステロン <u>125</u> 点	
	15 遊離サイロキシン (FT4)、遊離トリヨード	
	<u>サイロニン (FT3)、コルチゾール 127点</u>	
	<u>16</u> サイロキシン結合グロブリン (TBG)	
	130点	
	<u>17</u> サイログロブリン <u>133点</u>	
	<u>18</u> 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗G	

院時初回加算として 初回に限り20点を所定

院時初回加算として、初回に限り20点を所定 点数に加算する。

(生化学的検査(Ⅱ))

D008 内分泌学的検査

1 ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性

55点

- 2 11-ハイドロキシコルチコステロイド(11-0 HCS) 60点
- 3 ホモバニリン酸(HVA) 69点
- 4 バニールマンデル酸(VMA)

90点

- 5 5-ハイドロキシインドール酢酸 (5-HIA A) 95点
- 6 プロラクチン (PRL)

98点

7 レニン活性

100点 105点

8 トリヨードサイロニン (T₃) 9 甲状腺刺激ホルモン (TSH)、ガストリン

107点

10 インスリン (IRI)

109点

- 11 レニン定<u>量、</u>サイロキシン (T₄) 111点
- 12 成長ホルモン (GH) 、卵胞刺激ホルモン (F SH)、C-ペプチド(CPR)、黄体形成ホル モン (LH) 114点
- 13 アルドステロン、テストステロン 128点 (新設)
- 14 遊離サイロキシン (FT4)、遊離トリヨード サイロニン<u>(FT3)、コルチゾール、</u>サイロキ シン結合グロブリン(TBG) (新設)
- 15 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗G

AD抗体) 134点 AD抗体) 134点 19 脳性Na利尿ペプチド(BNP)、脳性Na利 16 脳性Na利尿ペプチド(BNP) 136点 尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-pr o B N P) 、ヒト絨 毛性ゴナドトロピンーβサ ブユニット (HCG-β)136点 20 カルシトニン 137点 <u>17</u> サイログロブリン 137点 21 ヒト絨 毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、 (新設) ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量 138点 18 サイロキシン結合能 (TBC)、脳性Na利尿 22 サイロキシン結合能 (TBC)、ヒト胎盤性ラ クトーゲン (HPL) ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-pro 140点 BNP)、ヒト胎盤性ラクトーゲン(HPL)、 ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット ($H C G - \beta$) 140点 (削る) 19 カルシトニン 141点 (削る) 20 ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、 ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量 142点 21 グルカゴン 23 グルカゴン 150点 150点 22 プロゲステロン 24 プロゲステロン 151点 155点 25 Ⅰ型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX 23 Ⅰ型コラーゲン架橋 N-テロペプチド (NTX)、酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP)、酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP -5 b-5b156点 156点 (新設) 26 低カルボキシル化オステオカルシン(ucOC 158点 27 骨型アルカリホスファターゼ(BAP)、オス 24 骨型アルカリホスファターゼ (BAP) テオカルシン(OC) 161点 161点 25 低カルボキシル化オステオカルシン (u c O C (削る) 162点 (新設) 28 遊離テストステロン、インタクト I 型プロコラ

ーゲン-N-プロペプチド (Intact PI

 NP)
 163点

 29 低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)
 半定量

 165点

(削る)

(削る)

- 31 セクレチン、 I 型コラーゲン架橋 C ーテロペプ チドー β 異性体 (β C T X) 、 副甲状腺ホルモン (P T H)、カテコールアミン分画 170点
- 32デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体 (D
HEA-S)174点33サイクリックAMP (cAMP)175点

(削る)

34 エストラジオール (E₂) <u>177点</u>

- 35 エストリオール (E_3) 、エストロゲン半定量、エストロゲン定量、副甲状腺ホルモン関連蛋白 C端フラグメント (C-PTHrP) 180点 (削る)
- 36 デオキシピリジノリン(DPD)(尿)

191点

37副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)、副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)、カテコールアミン194点

26 オステオカルシン (OC)

165点

27 遊離テストステロン

166点

- 28
 インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプ

 手ド(Intact PINP)
 168点
- 29 I 型コラーゲン架橋 C テロペプチドー β 異性体 (β C T X) (𝐼) 169点

30 セクレチン、低単位ヒト 絨 毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量、 I 型コラーゲン架橋 C ーテロペプチドー β 異性体 (β - C T X)、 I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド (P I N P)

(新設)

31サイクリック AMP (c AMP)、副甲状腺ホルモン (PTH)

175点

- 32
 デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体 (D

 HEA-S)
 176点

 (新設)
 176点
- 33 エストリオール (E_3) 、エストロゲン半定量、エストロゲン定量、副甲状腺ホルモン関連蛋白 C端フラグメント (C-PTHrP) 180点
- 34 エストラジオール (E₂) 182点
- 35 デオキシピリジノリン (DPD) (尿) 191点
- 36 副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP)

38 17-ケトジェニックステロイド(17-KGS) 200点 39 エリスロポエチン 209点 40 17-ケトステロイド分画(17-KS分画)、17 $\alpha - \forall F = 0$ $\alpha - \forall F = 0$ 、抗 I A - 2 抗体、プレグナンジオール 213点 41 メタネフリン 217点 42 ソマトメジンC 218点 43 17-ケトジェニックステロイド分画(17-KG S分画) 220点 (削る) (削る) 44 メタネフリン・ノルメタネフリン分画 221点 45 心房性 N a 利尿ペプチド (A N P) 227点 46 プレグナントリオール 234点 47 抗利尿ホルモン (ADH) 235点 (削る) 48 ノルメタネフリン 250点 49 インスリン様成長因子結合蛋白 3型 (IGFB P - 3) 280点 50 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画 320点 注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の 13から50までに掲げる検査を3項目以上行った場 合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応 じて次に掲げる点数により算定する。 イ 3項目以上5項目以下 410点 623点 ロ 6項目又は7項目

ハ 8項目以上

37 17-ケトジェニックステロイド(17-KGS) 、副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)、カテコー ルアミン 200点 38 エリスロポエチン 209点 39 17-ケトステロイド分画 (17-KS分画)、17 、抗IA-2抗体、プレグナンジオール 213点 (新設) (新設) 40 17-ケトジェニックステロイド分画(17-KG S分画) 220点 41 メタネフリン 223点 42 ソマトメジンC 224点 (新設) 43 心房性 N a 利尿ペプチド (A N P) 、メタネフ リン・ノルメタネフリン分画 227点 (新設) 44 抗利尿ホルモン (ADH) 235点 45 プレグナントリオール 240点 46 ノルメタネフリン 250点 47 インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFB P - 3) 280点 (新設) 注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の 12から47までに掲げる検査を3項目以上行った場 合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応 じて次に掲げる点数により算定する。 イ 3項目以上5項目以下 410点 ロ 6項目又は7項目 623点

ハ 8項目以上

900点

D009 腫瘍マーカー	1	D 0 0 9 腫瘍マーカー
1 尿中BTA	80点	1 尿中BTA 80点
2 癌胎児性抗原 (CEA)	102点	<i>№</i>
3 $\alpha - フェトプロテイン(AFP)$	104点	$3 \alpha - フェトプロテイン(AFP) 107点$
4 扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)	107点	(新設)
		^h
_		
<u>6</u> DUPAN-2, NCC-ST-	439、 C A 15	5 DUPAN-2, NCC-ST-439, CA15
- 3	<u>118</u> 点	— 3 <u>121</u> 点
(削る)		<u>6</u> 前立腺酸ホスファターゼ抗原 (PAP)
		<u>124点</u>
7 エラスターゼ1	<u>126</u> 点	7 エラスターゼ 1 <u>129</u> 点
8 前立腺特異抗原 (PSA)、CA1	9-9	8 前立腺特異抗原 (PSA) 、CA19-9
	<u>127</u> 点	<u>130</u> 点
9 PIVKA-Ⅱ半定量、PIVKA	A - II 定量	9 PIVKA-Ⅱ半定量、PIVKA-Ⅱ定量
	<u>139</u> 点	<u>143</u> 点
<u>10 C A 125</u>	144点	(新設)
<u>11</u> CA72−4、SPan−1、シアリ	ルTn抗原(<u>10</u> CA72-4、SPan-1、シアリルTn抗原(
STN)、神経特異エノラーゼ(NS	SE)	STN)、神経特異エノラーゼ(NSE)
	146点	146点
(削る)		<u>11</u> <u>C A 125</u> <u>148点</u>
<u>12</u> 核マトリックスプロテイン22(NM	M P 22) 定量	(新設)
(尿)、核マトリックスプロテイン2	2 (NMP22	
<u>)定性(尿)</u>	147点	
<u>13</u> <u>シアリルLe*-i抗原(SLX)</u>	148点	(新設)
<u>14</u> 塩基性フェトプロテイン (BFP)	150点	<u>12</u> 塩基性フェトプロテイン (BFP) 150点
(削る)		<u>13</u> 核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量
		<u>(</u> 尿)、核マトリックスプロテイン22(NM P 22
		<u>)定性(尿)</u> <u>151点</u>
(削る)		<u>14</u> シアリルLe×-i 抗原(SLX) <u>152点</u>
15 遊離型PSA比(PSA F/Tb	七) <u>154</u> 点	15 遊離型 P S A 比 (P S A F / T 比) <u>158</u> 点

16 サイトケラチン8・18(尿) 160点 17 BCA225、サイトケラチン19フラグメント(シフラ) 18 抗 p 53抗体 163点 (削る) (削る) 19 シアリルLe×抗原(CSLEX) 164点 I型コラーゲン-C-テロペプチド(ICTP 170点 ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP AT23 CA602、 $\alpha-フェトプロテインレクチン分画$ (A F P - L 3 %) $24 \quad \gamma - \tau \leq J \mathcal{J} \Box \tau + \gamma \Delta (\gamma - S m)$ 194点 25 ヒト精巣上体蛋白4 (HE4) 200点 26 可溶性メソテリン関連ペプチド 220点 27 癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)、 癌胎児性抗原 (CEA) 半定量 (乳頭分泌液) 305点 28 HER2蛋白 320点 29 可溶性インターロイキン-2レセプター(s I L - 2 R) 438点 注1 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から 悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に 対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、 1回に限り算定する。ただし、区分番号B00 1の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を 算定している患者については算定しない。

160点 16 サイトケラチン8・18(尿) (新設) 17 抗 p 53抗体 163点 165点 18 B C A 225 19 サイトケラチン19フラグメント (シフラ) 167点 20 シアリルLe^{*}抗原(CSLEX) 169点 I型コラーゲン-C-テロペプチド(ICTP 170点 ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP AT24 CA602、 $\alpha-フェトプロテインレクチン分画$ (A F P - L 3 %)25 $\gamma - \tau \leq J \mathcal{J} \Box \tau + \tau \Delta (\gamma - S m)$ 194点 26 ヒト精巣上体蛋白4 (HE4) 200点 27 可溶性メソテリン関連ペプチド 220点 28₁₁ 癌胎児性抗原 (CEA) 定性 (乳頭分泌液)、 癌胎児性抗原 (CEA) 半定量 (乳頭分泌液) 314点 29 HER2蛋白 320点 30 可溶性インターロイキン-2レセプター(s I L-2R438点 注1 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から 悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に 対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、 1回に限り算定する。ただし、区分番号B00 1の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を 算定している患者については算定しない。

2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区 分の2から29までに掲げる検査を2項目以上行 った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項 目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ 2項目 230点 口 3項目 290点 ハ 4項目以上 408点 D010 特殊分析 1 糖分析(尿) 38点 2 結石分析 120点 3 チロシン 200点 4 アミノ酸 イ 1種類につき 287点 口 5種類以上 1,176点 5 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比(BTR) 288点 (削る) 6 アミノ酸定性 350点 7 脂肪酸分画 417点 8 先天性代謝異常症検査 イ 尿中有機酸分析 1,141点 口 血中極長鎖脂肪酸 1,141点 <u>ハ</u> <u>タン</u>デムマス分析 1,141点 ニ その他 1,141点 注1 イ、ロ及びハについては、別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に おいて行われる場合に、患者1人につき月1

回に限り算定する。

2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区 分の2から30までに掲げる検査を2項目以上行 った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項 目数に応じて次に掲げる点数により算定する。 イ 2項目 230点 ロ 3項目 290点 ハ 4項目以上 420点

D010 特殊分析

1 糖分析(尿)38点2 結石分析120点3 チロシン200点(新設)

<u>4</u> 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比(BTR)

288点

<u>5</u> アミノ酸

イ1種類につき295点ロ5種類以上1,212点6アミノ酸定性350点

7 脂肪酸分画 429点

8 先天性代謝異常症検査 1,176点

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

注 保険医療機関内において、当該検査を行った 場合に患者1人につき月1回に限り算定する。 2 二については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関において、当 該保険医療機関内で検査を行った場合に、患 者1人につき月1回に限り算定する。

(免疫学的検査)

D 0 1 1 免疫血液学的検査

1 ABO血液型、Rh(D)血液型 24点

2 Coombs試験

イ 直接34点ロ 間接47点

3 Rh (その他の因子) 血液型 152点

4 不規則抗体 159点

注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術 、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、 同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部 第11款の各区分に掲げる性器手術のうち区分番 号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合 に算定する。

5 ABO血液型関連糖転移酵素活性 186点

6 血小板関連 I g G (PA-I g G)

7 ABO血液型亜型 260点

8 抗血小板抗体 262点

9 血小板第4因子ーヘパリン複合体抗体(IgG 抗体) 378点

10 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG

、 I g M 及 び I g A 抗 体) 390 点

D 0 1 2 感染症免疫学的検査

1 梅毒血清反応 (STS) 定性、抗ストレプトリジンO (ASO) 定性、抗ストレプトリジンO (ASO) 半定量、抗ストレプトリジンO (ASO)

(新設)

(免疫学的検査)

D 0 1 1 免疫血液学的検査

1 ABO血液型、Rh(D)血液型 24点

2 Coombs試験

イ 直接34点ロ 間接47点

159点

204点

3 Rh (その他の因子) 血液型 156点

4 不規則抗体

注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術 、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、 同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部 第11款の各区分に掲げる性器手術のうち区分番 号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合 に算定する。

5 ABO血液型関連糖転移酵素活性 191点

6 血小板関連 I g G (P A - I g G)

7 ABO血液型亜型 260点

8 抗血小板抗体 262点

9 血小板第4因子ーヘパリン複合体抗体(IgG 抗体) 389点

10 血小板第4因子ーへパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)390点

D012 感染症免疫学的検査

1 梅毒血清反応 (STS) 定性、抗ストレプトリジンO (ASO) 定性、抗ストレプトリジンO (ASO) 半定量、抗ストレプトリジンO (ASO

)定量	15点)定量	15点
2 トキソプラズマ抗体定性、トキ	ソプラズマ抗体	2 トキソプラズマ抗体定性、トキン	ノプラズマ抗体
半定量	26点	半定量	26点
3 抗ストレプトキナーゼ (ASK))定性、抗スト	3 抗ストレプトキナーゼ (ASK)	定性、抗スト
レプトキナーゼ (ASK) 半定量	29点	レプトキナーゼ(ASK)半定量	29点
4 梅毒トレポネーマ抗体定性、マ	イコプラズマ抗	4 梅毒トレポネーマ抗体定性、マイ	イコプラズマ抗
体定性、マイコプラズマ抗体半定	量 32点	体定性、マイコプラズマ抗体半定量	量 32点
5 梅毒血清反応 (STS) 半定量	、梅毒血清反応	5 梅毒血清反応(STS)半定量、	梅毒血清反応
(STS) 定量	34点	(STS) 定量	34点
6 梅毒トレポネーマ抗体半定量、	梅毒トレポネー	6 梅毒トレポネーマ抗体半定量、株	毎毒トレポネー
マ抗体定量	53点	マ抗体定量	53点
7 アデノウイルス抗原定性(糞便))、迅速ウレア	7 アデノウイルス抗原定性(糞便)	、迅速ウレア
ーゼ試験定性	60点	ーゼ試験定性	60点
3 ロタウイルス抗原定性(糞便)	、ロタウイルス	8 ロタウイルス抗原定性(糞便)、	ロタウイルス
抗原定量 (糞便)	65点	抗原定量 (糞便)	65点
9 ヘリコバクター・ピロリ抗体定		9 ヘリコバクター・ピロリ抗体定性	
ラミドフィラ・ニューモニエ I g		ラミドフィラ・ニューモニエ I g (
0 クラミドフィラ・ニューモニエ		10 クラミドフィラ・ニューモニエ]	_
	75点		75点
1 ウイルス抗体価(定性・半定量		11 ウイルス抗体価(定性・半定量	
目当たり)	79点	目当たり)	79点
注 同一検体についてウイルス抗		注 同一検体についてウイルス抗体	
定量・定量)の測定を行った場	合は、8項目を	定量・定量)の測定を行った場合	うは、8項目を
限度として算定する。		限度として算定する。	
2 クロストリジオイデス・ディフ	· 변경	12 クロストリジウム・ディフィシ/	. Z
、ヘリコバクター・ピロリ抗体、		リコバクター・ピロリ抗体、百日	
性、百日咳菌抗体半定量	80点	百日咳菌抗体半定量	80点
3 HTLV-I抗体定性、HTL		13 HTLV-I抗体定性、HTLV	
量 	85点	量	85点
4 トキソプラズマ抗体	93点	14 トキソプラズマ抗体	93点
5 トキソプラズマΙοΜ抗休	95 占	15 トキソプラズマIgM抗休	95 占

 16
 HIV-1, 2抗体定性、HIV-1, 2抗体

 半定量、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性

17抗酸菌抗体定量、HIV-1抗体、抗酸菌抗体定性116点(削る)

(削る)

- 19カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量134点
- 20ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液)136点
- 21RSウイルス抗原定性、梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験) 定性、梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験) 半定量138点
- <u>22</u> インフルエンザウイルス抗原定性 <u>139</u>点
- <u>23</u> ヘリコバクター・ピロリ抗原定性 <u>142点</u>
- 24肺炎球菌抗原定性 (尿・髄液)、ヒトメタニューモウイルス抗原定性146点
- 26 クラミドフィラ・ニューモニエ I g M 抗体

156点

27 D-アラビニトール、クラミジア・トラコマチ

(新設)

- 16 抗酸菌抗体定量、HIV-1抗体、抗酸菌抗体 定性 116点
- 17 HIV-1, 2抗体定性、HIV-1, 2抗体 半定量、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性 、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量

118点

18 H I V - 1, 2 抗体定量

127点

- <u>19</u> <u>A 群 β 溶連菌迅速試験定性</u> <u>130</u>
- 20カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量138点
- <u>21</u> ヘモフィルス・インフルエンザ b 型 (H i b) 抗原定性 (尿・髄液) 140点
- 22RSウイルス抗原定性、梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験) 定性、梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験) 半定量
- <u>23</u> インフルエンザウイルス抗原定性 <u>143</u>点 (新設)
- 24 肺炎球菌抗原定性(尿・髄液)<u>、ヘリコバクタ</u> ー・ピロリ抗原定性 146点

(新設)

26 D-アラビニトール、クラミドフィラ・ニュー

ス抗原定性 160点 28 アスペルギルス抗原 161点 29 大腸菌O157抗原定性 165点 30 大腸菌O157抗体定性、HTLV-I抗体 168点 31 マイコプラズマ抗原定性 (FA法) 170点 (削る) 32 クリプトコックス抗原半定量、クリプトコック ス抗原定性 174点 33 大腸菌血清型別 175点 34 淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性 35 アデノウイルス抗原定性(糞便を除く。)、肺 炎球菌細胞壁抗原定性 36 肺炎球菌 荚 膜抗原定性 (尿·髓液) 198点 37 ブルセラ抗体定性、ブルセラ抗体半定量、グロ ブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体 200点 38 ツツガムシ抗体定性、ツツガムシ抗体半定量、 $(1 \rightarrow 3) - \beta - D - \mathcal{J} \mathcal{V} \mathcal{D} \mathcal{V}$ 207点 39 単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)、単純 ヘルペスウイルス抗原定性(性器)、アニサキス IgG・IgA抗体 210点 (削る) 40 グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当 たり) 注 同一検体について、グロブリンクラス別ウイ

ルス抗体価の測定を行った場合は、2項目を限

モニエIgM抗体、クラミジア・トラコマチス抗 原定性 160点 27 アスペルギルス抗原 164点 28 大腸菌O157抗原定性 165点 (新設) 29 マイコプラズマ抗原定性(FA法) 170点 30 大腸菌O157抗体定性、HTLV-I抗体 173点 31 クリプトコックス抗原半定量、クリプトコック ス抗原定性 179点 (新設) 32 淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性 、大腸菌血清型別 33 アデノウイルス抗原定性(糞便を除く。)、肺 炎球菌細胞壁抗原定性 34 肺炎球菌 莢 膜抗原定性 (尿・髄液) 204点 35 ブルセラ抗体定性、ブルセラ抗体半定量、グロ ブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体 206点 (新設) 36 単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)、単純 ヘルペスウイルス抗原定性(性器)、アニサキス IgG・IgA抗体 210点 37 ツツガムシ抗体半定量、 $(1 \rightarrow 3) - \beta - D -$ グルカン、ツツガムシ抗体定性 38 グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当 たり)

注 同一検体について、グロブリンクラス別ウイ

ルス抗体価の測定を行った場合は、2項目を限

	度として算定する。				度として算定する。	
	<u>41</u> レジオネラ抗原定性 (尿)_	217点		(亲	新設)	
	(削る)			<u>39</u>	サイトメガロウイルス抗体	220点
	<u>42</u> 赤痢アメーバ抗体半定量	223点		<u>40</u>	赤痢アメーバ抗体半定量、レジオネラ抗	原定性
				_	(尿)_	223点
	<u>43</u> デングウイルス抗原定性、デングウイ	ルス抗原		<u>41</u>	デングウイルス抗原定性、デングウイル	/ス抗原
	・抗体同時測定定性、水痘ウイルス抗原質	定性(上			• 抗体同時測定定性	233点
	皮細胞)_	233点				
	注 デングウイルス抗原定性及びデング	ウイルス		<u>}</u>	生 別に厚生労働大臣が定める施設基準を	満たす
	抗原・抗体同時測定定性については、	別に厚生			保険医療機関において実施した場合に算	定する
	労働大臣が定める施設基準を満たす保	険医療機			0	
	関において実施した場合に算定する。					
	(削る)			<u>42</u>	水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)	240点
	<u>44</u> エンドトキシン	<u>243</u> 点		<u>43</u>	エンドトキシン	<u>250</u> 点
	<u>45</u> 百日咳菌抗体	<u>264</u> 点		$\underline{44}$	百日咳菌抗体	<u>272</u> 点
	<u>46</u> HIV-1抗体(ウエスタンブロット)	法)		<u>45</u>	HIV-1抗体(ウエスタンブロット法	(;)
		280点				280点
	<u>47</u> 結核菌群抗原定性	291点		<u>46</u>	結核菌群抗原定性	291点
	48 サイトメガロウイルスpp65抗原定性	377点			新設)	
	<u>49</u> HIV-2抗体(ウエスタンブロット)			<u>47</u>	HIV-2抗体(ウエスタンブロット法	
		380点				380点
	(削る)				サイトメガロウイルスpp65抗原定性	387点
	50 HTLV-I抗体 (ウエスタンブロッ				HTLV-I抗体(ウエスタンブロット	
	ラインブロット法)	425点			ラインブロット法)	425点
	<u>51</u> H I V 抗原	600点			HIV抗原	600点
_	52 抗トリコスポロン・アサヒ抗体	<u>873</u> 点			抗トリコスポロン・アサヒ抗体	<u>900</u> 点
D013	肝炎ウイルス関連検査		D 0 1 3		ウイルス関連検査	
	1 HBs抗原定性・半定量	29点			HBs抗原定性・半定量	29点
	2 HBs抗体定性、HBs抗体半定量	32点			HBs抗体定性、HBs抗体半定量	32点
	3 HBs抗原、HBs抗体	88点				88点
	4 HBe抗原、HBe抗体	104点		4	H B e 抗原、H B e 抗体	<u>107</u> 点

	5 HCV抗体定性・定量、HCVコア蛋白	5 HCV抗体定性・定量、HCVコア蛋白
	108点	
	6 HBc抗体半定量・定量 137点	
	7 HCVコア抗体 143点	
	8 HA-IgM抗体、HA抗体、HBc-IgM	8 HA-IgM抗体、HA抗体、HBc-IgM
	抗体 146点	
	9 HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性、HC	9 HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性、HC
	V 構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量 160点	V 構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量 160点
	10 HE-IgA抗体定性 210点	10 HE-IgA抗体定性 210点
	11 HCV血清群別判定 <u>227</u> 点	11 HCV血清群別判定 <u>233</u> 点
	12 HBVコア関連抗原 (HBcrAg) <u>266</u> 点	12 HBVコア関連抗原(HBcrAg) <u>274</u> 点
	13 デルタ肝炎ウイルス抗体 330点	13 デルタ肝炎ウイルス抗体 330点
	14 HCV特異抗体価、HBVジェノタイプ判定	14 HCV特異抗体価、HBVジェノタイプ判定
	340点	340点
	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分σ	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の
	3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場	3 から14までに掲げる検査を3項目以上行った場
	合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応	合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応
	じて次に掲げる点数により算定する。	じて次に掲げる点数により算定する。
	イ 3項目 290点	
	口 4項目 360点	
	ハ 5 項目以上 438点	
D 0 1 4	自己抗体検査	D014 自己抗体検査
	1 寒冷凝集反応 11点	
	2 リウマトイド因子 (RF) 定量 30点	
	3 抗サイログロブリン抗体半定量、抗甲状腺マイ	
	クロゾーム抗体半定量 37点	*
	4 Donath-Landsteiner試験 55点	
	5 抗核抗体(蛍光抗体法)定性、抗核抗体(蛍光	
	抗体法)半定量、抗核抗体(蛍光抗体法)定量	抗体法)半定量、抗核抗体(蛍光抗体法)定量
	105点	
	6 抗核抗体(蛍光抗体法を除く。)、抗インスリ	6 抗核抗体(蛍光抗体法を除く。)、抗インスリ

ン抗体	110点	ン抗体	110点
7 マトリックスメタロプロテイナーゼー:	3 (MM	7 マトリックスメタロプロテイナーゼー	3 (MM
P - 3)	116点	P - 3)	116点
8 抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定性、打	亢ガラク	8 抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定性、抗	抗ガラク
トース欠損IgG抗体定量	117点	トース欠損IgG抗体定量	117点
9 抗 Jo-1 抗体定性、抗 Jo-1 抗体半点	定量、抗	(新設)	
<u>J o− 1 抗体定量</u>	140点		
<u>10</u> 抗サイログロブリン抗体、抗RNP抗体	本定性、	9 抗サイログロブリン抗体、抗RNP抗化	体定性、
抗RNP抗体半定量、抗RNP抗体定量	144点	抗RNP抗体半定量、抗RNP抗体定量	: <u>、抗 J o</u>
		一1抗体定性、抗Jo-1抗体半定量、抗	і́ J о− 1
		抗体定量	144点
<u>11</u> 抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	146点	<u>10</u> 抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	146点
12 抗Sm抗体定性、抗Sm抗体半定量、抗	Sm抗体	11 抗Sm抗体定性、抗Sm抗体半定量、抗	Sm抗体
定量	<u>151</u> 点	定量	<u>155</u> 点
13 Cıq結合免疫複合体	<u>157点</u>	(新設)	
14 抗SS-B/La抗体定性、抗SS-B	/ La抗	<u>12</u> 抗SS-B/La抗体定性、抗SS-B	/La抗
体半定量、抗SS-B/La抗体定量、抗	Sc1-7	体半定量、抗SS-B/La抗体定量 <u>、C</u>	i q 結合
0抗体定性、抗Sc1-70抗体半定量、抗S	8c1 - 70	<u>免疫複合体</u>	161点
抗体定量	161点		
(削る)		13 抗Scl-70抗体定性、抗Scl-70抗体	半定量、
		抗 S c1-70抗体定量	162点
<u>15</u> 抗SS-A/Ro抗体定性、抗SS-A	./Ro抗	<u>14</u> 抗SS-A/Ro抗体定性、抗SS-A	√Ro抗
体半定量、抗SS-A/Ro抗体定量	163点	体半定量、抗SS-A/Ro抗体定量	163点
16 抗DNA抗体定量、抗DNA抗体定性	168点	(新設)	
<u>17</u> 抗RNAポリメラーゼⅢ抗体	170点	<u>15</u> 抗RNAポリメラーゼⅢ抗体	170点
(削る)		<u>16</u> 抗DNA抗体定量、抗DNA抗体定性	<u>172点</u>
<u>18</u> 抗セントロメア抗体定量、抗セントロク	メア抗体	<u>17</u> 抗セントロメア抗体定量、抗セントロ	メア抗体
定性	<u>179</u> 点	定性	<u>184</u> 点
19 抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコン	ンドリア	(新設)	
抗体半定量	186点		
20 抗ARS抗休	190 占	18 抗 A R S 抗休	190占

(削る)		<u>19</u> <u>抗ミ</u> 抗体半
21 モノクローナルRF結合免疫複合	-	<u>20</u> モノ
<u>ンドリア抗体定量</u> (削る)	194点	21 抗ミ
	203点	
22 I g G 型 リウマトイド因子 23 抗シトルリン化ペプチド抗体定性		22 I g 23 抗シ
ン化ペプチド抗体定量		23 がシン化ペ
24 抗LKM-1抗体	<u>204</u> 点 221点	ン化へ 24 抗L
24 机 L K M - 1 机体 25 抗カルジオリピンβ 2 グリコプロ		24 机L 25 抗力
体抗体	223点	体抗体
147.144 26 抗TSHレセプター抗体(TRA		26 抗T
26 机 I S H レセノター机体 (I R A 27 抗カルジオリピン抗体		
	232点	*
28 I g G ₂ (T I A 法によるもの)	239点	28 I g
<u>29</u> <u>抗好中球細胞質ミエロペルオキシ</u>		(新設)
MPO-ANCA)30 抗好中球細胞質プロテイナーゼ3	<u>265点</u> 坛体(D.D.2)	(新設)
<u> </u>	267点	(利収)
<u>- ANCA)</u> 31 抗デスモグレイン 3 抗体、抗 B P		29 抗デ
近体、抗糸球体基底膜抗体(抗GB		<u>29</u>
机件 <u>、机术以件基区层机件(机GB</u>	270点	171.74
32 抗MDA5抗体、抗TIF1-γ		30 抗M
<u>52</u>	270点	<u>30</u> 抗M −2抗
- 2 が体 (削る)	270点	
(日1の)		<u>31</u> <u>抗好</u>
(本日2)		<u>MPO</u>
(削る)		<u>32</u> <u>抗好</u>
(削る)		<u>− A N</u>
	オップフマ	<u>33</u> <u>抗糸</u>
33 ループスアンチコアグラント定量		<u>34</u> ルー
ンチコアグラント定性	281点	ンチコ
34 抗好中球細胞質抗体(ANCA)	定性 290点	<u>35</u> 抗好

19 抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリ	ア
	_
<u>20</u> モノクローナルRF結合免疫複合体 194.	点
<u>21</u> 抗ミトコンドリア抗体定量 <u>200</u> ,	点
22 IgG型リウマトイド因子 203.	点
23 抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトル	リ
ン化ペプチド抗体定量 <u>210</u>	点
24 抗LKM-1抗体 221.	点
25 抗カルジオリピンβ₂グリコプロテインⅠ複々	合
体抗体 223.	点
26 抗TSHレセプター抗体(TRAb) <u>232</u> ,	点
27 抗カルジオリピン抗体 <u>239</u> ,	点
28 IgG ₂ (TIA法によるもの) 239.	点
(新設)	
(新設)	
29 抗デスモグレイン 3 抗体、抗 B P 180 - N C 16	За
抗体 270.	点
30 抗MDA5抗体、抗TIF1 $-\gamma$ 抗体、抗M	
- 2 抗体 270,	
31 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体	
$\underline{MPO-ANCA}$ 273,	
32 抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体 (PR	_
<u>– A N C A) 275,</u>	
<u>33 抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)</u> <u>277</u>	
34 ループスアンチコアグラント定量、ループス	
ンチコアグラント定性 281,	
35 抗好中球細胞質抗体(ANCA)定性 290/	点

35 抗デスモグレイン1抗体 300点 36 甲状腺刺激抗体(TSAb) 340点 37 I g G 4 377点 38 IgG_2 (ネフェロメトリー法によるもの) 388点 39 抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体 460点 40 抗デスモグレイン1抗体、抗デスモグレイン3 抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定 490点 41 抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR 抗体) 822点 42 抗グルタミン酸レセプター抗体 970点 43 抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキ ナーゼ抗体 1,000点 44 抗HLA抗体 (スクリーニング検査) 1,000点 45 抗HLA抗体(抗体特異性同定検査) 4,850点 注1 本区分の9から15まで、17、20及び32に掲げ る検査を2項目又は3項目以上行った場合は、 所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490 点を算定する。 2 本区分の44及び45に掲げる検査については、

36 抗デスモグレイン1抗体 300点

37 甲状腺刺激抗体(TSAb) 340点 377点

38 I g G 4

39 I g G₂ (ネフェロメトリー法によるもの)

388点

40 抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体 460点

(新設)

- 41 抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR 抗体) 847点
- 42 抗グルタミン酸レセプター抗体 970点
- 43 抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキ ナーゼ抗体 1,000点
- 44 抗HLA抗体 (スクリーニング検査)

1,000点

45 抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)

5,000点

- 注1 本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検 査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定 点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を 算定する。
- 2 本区分の44及び45に掲げる検査については、 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険 医療機関において実施した場合に算定する。
- D 0 1 5 血漿蛋白免疫学的検査
 - 1 C反応性蛋白(CRP)定性、C反応性蛋白(CRP
 - 2 赤血球コプロポルフィリン定性、グルコースー

- D 0 1 5 血 漿 蛋白免疫学的検査
 - 1 C反応性蛋白(CRP)定性、C反応性蛋白(CRP16点

医療機関において実施した場合に算定する。

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険

2 赤血球コプロポルフィリン定性、グルコースー

6-ホスファターゼ($G-6-P$ ase)	30点	6 - ホスファターゼ (G - 6 - Pase) 30点
3 グルコースー6-リン酸デヒドロゲナ	ーゼ (G	3 グルコース−6−リン酸デヒドロゲナーゼ(G)
-6-PD) 定性、赤血球プロトポルフ	ィリン定	-6-PD) 定性、赤血球プロトポルフィリン定
性	34点	性 34点
4 血清補体価 (CH50)、免疫グロブリン	ン 38点	4 血清補体価 (CH50)、免疫グロブリン 38点
5 クリオグロブリン定性、クリオグロブ	リン定量	5 クリオグロブリン定性、クリオグロブリン定量
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	42点	42点
6 血清アミロイドA蛋白(SAA)	47点	6 血清アミロイドA蛋白(SAA) 47点
7 トランスフェリン (T f)	60点	7 トランスフェリン (T f) 60点
8 C ₃ , C ₄	70点	8 C ₃ 、C ₄ 70点
9 セルロプラスミン	90点	9 セルロプラスミン 90点
	1.7.	
10 非特異的 I g E 半定量、非特異的 I g		10 非特異的 I g E 半定量、非特異的 I g E 定量
	100点	100点
$\frac{11}{\beta_2 - \gamma / \rho D / D / D / D / D / D / D / D / D /$	104点	(新設)
<u>12</u> トランスサイレチン(プレアルブミン		$11 \beta_2 - \overline{\gamma} + \gamma$
	107点	ン(プレアルブミン) 107点
<u>13</u> 特異的 I g E 半定量・定量	110点	<u>12</u> 特異的 I g E 半定量・定量 110点
注 特異的IgE半定量・定量検査は、	特異抗原	注 特異的IgE半定量・定量検査は、特異抗原
の種類ごとに所定点数を算定する。た	だし、患	の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患
者から1回に採取した血液を用いて検	査を行っ	者から1回に採取した血液を用いて検査を行っ
た場合は、1,430点を限度として算定す	する。	た場合は、1,430点を限度として算定する。
14 レチノール結合蛋白(RBP)、α 1	ーマイク	13 レチノール結合蛋白(RBP) 136点
)	136点	
<u>(</u> (削る)	2007,11	$14 \underline{\alpha}_1 - \overline{\gamma} + $
(111 0)		型補正を含む。) 140点
(削る)		<u> </u>
(は, ふ)		
15 C プロマカエベ・カ	160 占	16 C プロマカチベーカ 100 占
15 C3プロアクチベータ	160点	16 C 3プロアクチベータ 160点 170 kg
16 免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)	170点	<u>17</u> 免疫電気泳動法 (抗ヒト全血清) 170点
<u>17</u> ヘモペキシン	180点	<u>18</u> ヘモペキシン 180点

<u>18</u> TARC	184点	<u> </u>
<u>19</u> APRスコア定性	191点	
<u>20</u> アトピー鑑別試験定性 _{たん}	194点	
21 Bence Jones蛋白同定(尿)	<u>201</u> 点	かん りい ちつ
<u>22</u> 癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腟	分泌液	<u>23</u> 癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腟分泌液
)	204点	·
<u>23</u> 免疫電気泳動法(特異抗血清)	<u>224</u> 点	<u> </u>
<u>24</u> C 1インアクチベータ	<u>268</u> 点	<u>25</u> C 1インアクチベータ <u>276</u> 点
<u>25</u> 免疫グロブリンL鎖 κ / λ 比	330点	<u>26</u> 免疫グロブリンL鎖 κ / λ 比 330点
<u>26</u> 免疫グロブリン遊離L鎖κ/λ比	<u>388</u> 点	<u>27</u> 免疫グロブリン遊離L鎖 κ / λ 比 <u>400</u> 点
<u>27</u> 結核菌特異的インターフェロンーγ産生	能	28 結核菌特異的インターフェロンーγ産生能
	<u>612</u> 点	<u>630</u> 点
D016 細胞機能検査		D016 細胞機能検査
1 B細胞表面免疫グロブリン	<u>157</u> 点	1 B細胞表面免疫グロブリン <u>161</u> 点
2 T細胞サブセット検査(一連につき)	<u>190</u> 点	2 T細胞サブセット検査(一連につき) <u>194</u> 点
<u>3</u> <u>T 細胞・B 細胞百分率</u>	198点	(新設)
<u>4</u> 顆粒球機能検査(種目数にかかわらずー	連につ	<u>3</u> 顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につ
き)	200点	き) 200点
(削る)		<u>4</u> <u>T 細胞・B 細胞百分率</u> <u>204点</u>
5 顆粒球スクリーニング検査(種目数にか	かわら	5 顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわら
ず一連につき)	220点	ず一連につき) 220点
6 赤血球・好中球表面抗原検査	<u>320</u> 点	6 <u>赤血球表面抗原検査</u> <u>270</u> 点
7 リンパ球刺激試験(LST)		7 リンパ球刺激試験(LST)
イ 1 薬剤	345点	イ 1薬剤 345点
口 2薬剤	425点	口 2 薬剤 425点
ハ 3薬剤以上	515点	ハ 3薬剤以上 515点
(微生物学的検査)		(微生物学的検査)
D 0 1 7 (略)		D017 (略)
D018 細菌培養同定検査		D018 細菌培養同定検査
1 口腔、気道又は呼吸器からの検体	160点	
2 消化管からの検体	180点	2 消化管からの検体 180点

せん		th	_
3 血液又は穿刺液	<u>215</u> 点	3 血液又は穿刺液	<u>210</u> 点
4 泌尿器又は生殖器からの検体	170点	4 泌尿器又は生殖器からの検体	170点
5 その他の部位からの検体	160点	5 その他の部位からの検体	160点
6 簡易培養	60点	6 簡易培養	60点
注1 1から6までについては、同一検体	について	注1 1から6までについては、同一検体	について
一般培養と併せて嫌気性培養を行った	場合は、	一般培養と併せて嫌気性培養を行った	場合は、
嫌気性培養加算として、112点を所定.	点数に加	嫌気性培養加算として、 <u>115</u> 点を所定	点数に加
算する。		算する。	
2 入院中の患者に対して、質量分析装	置を用い	2 入院中の患者に対して、質量分析装	置を用い
て細菌の同定を行った場合は、質量分	析装置加	て細菌の同定を行った場合は、質量分	析装置加
算として、40点を所定点数に加算する。	0	算として、40点を所定点数に加算する	0
D 0 1 9 細菌薬剤感受性検査		D 0 1 9 細菌薬剤感受性検査	
1 1 菌種	170点	1 1菌種	170点
2 2 菌種	220点	2 2 菌種	220点
3 3菌種以上	280点	3 3菌種以上	280点
4 薬剤耐性菌検出	50点	(新設)	
5 抗菌薬併用効果スクリーニング	150点	(新設)	
D 0 1 9 - 2 酵母様真菌薬剤感受性検査	150点	D019-2 酵母様真菌薬剤感受性検査	150点
$D 0 2 0 \sim D 0 2 2$ (略)		$D 0 2 0 \sim D 0 2 2$ (略)	
D 0 2 3 微生物核酸同定·定量検査		D 0 2 3 微生物核酸同定·定量検査	
1 細菌核酸検出(白血球)(1菌種あた	り)	1 細菌核酸検出(白血球)(1菌種あた	り)
	130点		130点
<u>2</u> クラミジア・トラコマチス核酸検出	198点	(新設)	
<u>3</u> 淋菌核酸検出	204点	<u>2</u> 淋菌核酸検出 <u>、クラミジア・トラコマ</u>	チス核酸
		<u>検出</u>	204点
<u>4</u> HBV核酸定量	<u>271</u> 点	<u>3</u> HBV核酸定量	<u>279</u> 点
<u>5</u> 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同	時核酸検	<u>4</u> 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同	時核酸検
出	<u>278</u> 点	出	286点
<u>6</u> レジオネラ核酸検出	292点	<u>5</u> レジオネラ核酸検出	292点
<u>7</u> マイコプラズマ核酸検出	300点	<u>6</u> マイコプラズマ核酸検出	300点
<u>8</u> EBウイルス核酸定量	310点	<u>7</u> EBウイルス核酸定量	310点
	•		•

9 <u>HCV核酸検出、HPV核酸検出</u>

限り算定する。

- 注 HPV核酸検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者又は過去に区分番号K867に掲げる子宮頸部(腟部)切除術、区分番号K867-3に掲げる子宮頸部摘出術(腟部切断術を含む。)若しくは区分番号K867-4に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に
- <u>10</u> HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)、百 日咳菌核酸検出 360点
 - 注 HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者に区分番号K867-3に掲げる子宮頸部出術(腟部切断術を含む。)、対る子宮頸部満出術(腟部切断術を含む。)、大直とは区分番号K867-4に掲げる子宮頸部とは区分番号K867-4に掲げる子宮頸部とは区分番号K867-4に掲げる子宮頸部とは上皮内癌レーザー照射治療を行った場合に限り算定する。
- 11 インフルエンザ核酸検出、抗酸菌核酸同定、結 核菌群核酸検出 410点
- 12マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー (MAC) 核酸検出421点13HCV核酸定量437点

(新設)

- 8 HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸 検出(簡易ジェノタイプ判定)、百日咳菌核酸検 出 360点
 - 注 HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者又は過去に区分番号K867に掲げる子宮頸部(腟部)切除術若しくは区分番号K867-3に掲げる子宮頸部摘出術(腟部切断術を含む。)を行った患者に対して行った場合に限り算定する。
- 9 インフルエンザ核酸検出、抗酸菌核酸同定、結 核菌群核酸検出 410点
- 10 マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー(MAC)核酸検出 421点
- 11 HCV核酸定量

437点

- 14HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出
、SARSコロナウイルス核酸検出、HTLVー
1 核酸検出、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量450点
- 15
 HIV-1核酸定量
 520点

 注
 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行っ

た場合は、濃縮前処理加算として、130点を所 定点数に加算する。

- 16 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核 菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソ ニアジド耐性遺伝子検出、サイトメガロウイルス 核酸検出 850点
- 17 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 963点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、別に厚生労働大臣が定め る患者に対して実施した場合に限り算定する。
- 18 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出 1,700点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関において実施した場合に算定する
- <u>19</u> HPVジェノタイプ判定 2,000点
- 20 HIVジェノタイプ薬剤耐性 6,000点
- 注 <u>6</u>、<u>7</u>、<u>10</u>(百日咳菌核酸検出に限る。)又は <u>11</u>(結核菌群核酸検出に限る。)に掲げる検査の 結果について、検査実施日のうちに説明した上で 文書により情報を提供した場合は、迅速微生物核 酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数 に加算する。

D023-2 その他の微生物学的検査

- 12HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出、SARSコロナウイルス核酸検出、HTLV-1核酸検出、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量
- 13 HIV-1核酸定量 520点注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、濃縮前処理加算として、130点を所定点数に加算する。
- 14 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核 菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソ ニアジド耐性遺伝子検出、サイトメガロウイルス 核酸検出 850点 (新設)

- 15 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出 1,700点注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関において実施した場合に算定する
- 16 HPVジェノタイプ判定 2,000点
- 17 H I V ジェノタイプ薬剤耐性 6,000点
- 注 <u>5、6、8</u>(百日咳菌核酸検出に限る。)又は <u>9</u>(結核菌群核酸検出に限る。)に掲げる検査の 結果について、検査実施日のうちに説明した上で 文書により情報を提供した場合は、迅速微生物核 酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数 に加算する。

D023-2 その他の微生物学的検査

	たん			<i>たん</i>
1	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'			1 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PB
	P 2 ') 定性	55点		P 2 ')定性 55点
2	尿素呼気試験 (UBT)	70点		2 尿素呼気試験 (UBT) 70点
3	大腸菌ベロトキシン定性	194点		3 大腸菌ベロトキシン定性 194点
4	クロストリジオイデス・ディフィシルの	トキシ		(新設)
	ンB遺伝子検出	450点		
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を	満たす		
	保険医療機関において実施した場合に算	定する		
	<u>o </u>			
D 0 2 4 (略	()		D 0 2 4	(略)
((基本的検体検査実施料)			(基本的検体検査実施料)
D025 (略	()		D 0 2 5	(略)
	第2款 検体検査判断料			第2款 検体検査判断料
区分			区分	
D026 検体	本検査判断料		D 0 2 6	検体検査判断料
1	尿・糞便等検査判断料	34点		1 尿・糞便等検査判断料 34点
2	遺伝子関連・染色体検査判断料	100点		(新設)
3	_ 血液学的検査判断料	125点		2 血液学的検査判断料 125点
4	生化学的検査(1)判断料	144点		<u>3</u> 生化学的検査(I)判断料 144点
5	生化学的検査(I)判断料	144点		<u>4</u> 生化学的検査(II)判断料 144点
6	_ 免疫学的検査判断料	144点		5 免疫学的検査判断料 144点
7	微生物学的検査判断料	150点		6 微生物学的検査判断料 150点
注	1 検体検査判断料は該当する検体検査の	種類又		注1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又
	は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限	り算定		は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定
	できるものとする。ただし、区分番号D	0 2 7		できるものとする。ただし、区分番号D027
	に掲げる基本的検体検査判断料を算定す	る患者		に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者
	については、尿・糞便等検査判断料、 <u>遺</u>	伝子関		については、尿・糞便等検査判断料、血液学的
	連·染色体検査判断料、血液学的検査判	断料、		検査判断料、生化学的検査(1)判断料、免疫学的
	生化学的検査(1)判断料、免疫学的検査判	断料及		検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算
	び微生物学的検査判断料は別に算定しな	٧١ ₀		定しない。
	2 (略)			2 (略)

3 区分番号D004-2の1、区分番号D00 6-2からD006-9まで及び区分番号D0 06-11からD006-20までに掲げる検査は 、遺伝子関連・染色体検査判断料により算定す るものとし、尿・糞便等検査判断料又は血液学 的検査判断料は算定しない。

4·5 (略)

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査、区分番号D006-20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査又は遺伝性腫瘍に関する検査(区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。)を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝性腫瘍カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。

8 (略)

9 区分番号D015の<u>16</u>に掲げる免疫電気泳動 法(抗ヒト全血清)又は23に掲げる免疫電気泳 (新設)

3 • 4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。

(新設)

6 (略)

7 区分番号D015の<u>17</u>に掲げる免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)又は24に掲げる免疫電気泳

動法(特異抗血清)を行った場合に、当該検査 に関する専門の知識を有する医師が、その結果 を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法 診断加算として、50点を所定点数に加算する。

D 0 2 7 基本的検体検査判断料

D 0 2 7 基本的検体検査判断料

注1 (略)

2 区分番号D026に掲げる検体検査判断料の 注4本文及び注5に規定する施設基準に適合し ているものとして届出を行った保険医療機関(特定機能病院に限る。)において、検体検査を 行った場合には、当該基準に係る区分に従い、 患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点 数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げ る点数のうちいずれかの点数を算定した場合に は、同一月において同注に掲げる他の点数は、 算定しない。

第2節 (略)

第3節 生体檢查料

通則

1 (略)

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD 242までに掲げる検査(次に掲げるものを除く。)、区分 番号D306に掲げる食道ファイバースコピー、区分番号D 308に掲げる胃・十二指腸ファイバースコピー、区分番号 D310に掲げる小腸内視鏡検査、区分番号D312に掲げ る直腸ファイバースコピー、区分番号D313に掲げる大腸 内視鏡検査、区分番号D317に掲げる膀胱尿道ファイバー スコピー又は区分番号D325に掲げる肺臓カテーテル法、 肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法を行った場合は、幼児 加算として、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の4 0に相当する点数を加算する。

動法(特異抗血清)を行った場合に、当該検査 に関する専門の知識を有する医師が、その結果 を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法 診断加算として、50点を所定点数に加算する。

注1 (略)

2 区分番号D026に掲げる検体検査判断料の 注3本文及び注4に規定する施設基準に適合し ているものとして届出を行った保険医療機関 特定機能病院に限る。)において、検体検査を 行った場合には、当該基準に係る区分に従い、 患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点 数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げ る点数のうちいずれかの点数を算定した場合に は、同一月において同注に掲げる他の点数は、 算定しない。

第2節 (略)

第3節 生体檢查料

通則

1 (略)

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD 242までに掲げる検査(次に掲げるものを除く。)を行っ た場合は、幼児加算として、各区分に掲げる所定点数に所定 点数の100分の40に相当する点数を加算する。

イ~ヲ

区分

(呼吸循環機能検査等)

通則

1 • 2 (略)

 $D 2 0 0 \sim D 2 0 5$ (略)

D206 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について

1 • 2 (略)

注 1 (略)

2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通 しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテー テル検査 (ブロッケンブロー)、伝導機能検査 、ヒス東心電図、診断ペーシング、期外(早期)刺激法による測定・誘発試験、冠攣縮誘発薬 物負荷試験又は冠動脈造影を行った場合は、卵 円孔・欠損孔加算、ブロッケンブロー加算、伝 導機能検査加算、ヒス東心電図加算、診断ペー シング加算、期外刺激法加算、冠攣縮誘発薬物 負荷試験加算又は冠動脈造影加算として、それ ぞれ800点、2,000点、400点、400点、400点、8 00点、800点又は1,400点を加算する。

 $3 \sim 9$ (略)

 $D 2 0 7 \sim D 2 1 0 - 4$ (略)

ゴメーターによる心肺機能検査 1,600点

注1 負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数に より算定する。

2 区分番号D200に掲げるスパイログラフィ ー等検査又は区分番号D208に掲げる心電図 検査であって、同一の患者につき当該検査と同 イ~ヲ

区分

(呼吸循環機能檢查等)

通則

1 • 2 (略)

 $D 2 0 0 \sim D 2 0 5$ (略)

D206 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通 しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテー テル検査 (ブロッケンブロー)、伝導機能検査 、ヒス東心電図、診断ペーシング、期外(早期)刺激法による測定・誘発試験、冠攣縮誘発薬 物負荷試験又は冠動脈造影を行った場合は、卵 円孔・欠損孔加算、ブロッケンブロー加算、伝 導機能検査加算、ヒス東心電図加算、診断ペー シング加算、期外刺激法加算、冠攣縮誘発薬物 負荷試験加算又は冠動脈造影加算として、それ ぞれ800点、2,000点、200点、200点、200点、6 00点、600点又は1,400点を加算する。

 $3 \sim 9$ (略)

 $D 2 0 7 \sim D 2 1 0 - 4$ (略)

D211 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエル D211 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエル ゴメーターによる心肺機能検査 1,400点

> 注1 負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数に より算定する。

2 区分番号D200に掲げるスパイログラフィ 一等検査又は区分番号D208に掲げる心電図 検査であって、同一の患者につき当該検査と同

- 一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 3 運動療法における運動処方の作成、心・肺疾 患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は 治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析 を行った場合には、連続呼気ガス分析加算とし て、520点を所定点数に加算する。

 $D 2 1 1 - 2 \sim D 2 1 4 - 2$ (略)

(超音波検査等)

通則 (略)

D215 超音波検査(記録に要する費用を含む。)

Aモード法 (略)

2 断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)

イ訪問診療時に行った場合400点注訪問診療時に行った場合は、月1回に限り算定する。

ロ その他の場合

(1) \sim (3) (略)

3 心臟超音波検査

イ~ハ (略)

ニ 胎児心エコー法 (略)

注1 (略)

2 当該検査に伴って診断を行った場合は、 胎児心エコー法診断加算として、<u>1,000</u>点 を所定点数に加算する。

ホ (略)

4 (略)

5 血管内超音波法 (略)

注1 (略)

2 2 について、パルスドプラ法を行った場合は 、パルスドプラ法加算として、150点を所定点 一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

3 運動療法における運動処方の作成、心・肺疾 患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は 治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析 を行った場合には、連続呼気ガス分析加算とし て、520点を所定点数に加算する。

 $D 2 1 1 - 2 \sim D 2 1 4 - 2$ (略)

(超音波検査等)

通則 (略)

D215 超音波検査(記録に要する費用を含む。)

1 Aモード法

断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)
 (新設)

(新設)

<u>イ</u>~<u>ハ</u> (略)

3 心臓超音波検査

イ~ハ (略)

ニ 胎児心エコー法 (略)

注1 (略)

2 当該検査に伴って診断を行った場合は、 胎児心エコー法診断加算として、<u>700</u>点を 所定点数に加算する。

ホ (略)

4 (略)

5 血管内超音波法

(略)

(略)

注1 (略)

2 2 について、パルスドプラ法を行った場合は 、パルスドプラ法加算として、200点を所定点

数に加算する。	数に加算する。
$3 \sim 7$ (略)	$3 \sim 7$ (略)
$D 2 1 5 - 2 \sim D 2 1 7$ (略)	$D 2 1 5 - 2 \sim D 2 1 7$ (略)
(監視装置による諸検査)	(監視装置による諸検査)
D218 分娩監視装置による諸検査	D218 分娩監視装置による諸検査
1 1 時間以内の場合 <u>510</u> 点	1 1時間以内の場合 <u>480</u> 点
2 1時間を超え1時間30分以内の場合 700点	2 1時間を超え1時間30分以内の場合 <u>660</u> 点
3 1時間30分を超えた場合 890点	3 1時間30分を超えた場合 840点
D 2 1 9 ノンストレステスト (一連につき) <u>210</u> 点	D 2 1 9 ノンストレステスト(一連につき) <u>200</u> 点
$D 2 2 0 \sim D 2 2 1 - 2$ (略)	$D 2 2 0 \sim D 2 2 1 - 2$ (略)
D222 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定	D222 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
1 (略)	1 (略)
2 5時間を超えた場合(1日につき) <u>630</u> 点	2 5時間を超えた場合(1日につき) <u>600</u> 点
$D 2 2 2 - 2 \sim D 2 2 5 - 3$ (略)	$D 2 2 2 - 2 \sim D 2 2 5 - 3$ (略)
$D225-4$ ヘッドアップティルト試験 $\underline{1,030}$ 点	D 2 2 5 - 4 ヘッドアップティルト試験 <u>980</u> 点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して
いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医	いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医
療機関において行われる場合に限り算定する。	療機関において行われる場合に限り算定する。
D 2 2 6 (略)	D 2 2 6 (略)
D 2 2 7 頭蓋内圧持続測定	D 2 2 7 頭蓋內圧持続測定
1 1時間以内又は1時間につき <u>200</u> 点	1 1時間以内又は1時間につき <u>125</u> 点
2 3時間を超えた場合(1日につき) <u>800</u> 点	2 3時間を超えた場合(1日につき) <u>600</u> 点
D 2 2 8 · D 2 2 9 (略)	D 2 2 8 · D 2 2 9 (略)
D 2 3 0 観血的肺動脈圧測定	D 2 3 0 観血的肺動脈圧測定
1 (略)	1 (略)
2 2時間を超えた場合(1日につき) <u>570</u> 点	2 2時間を超えた場合(1日につき) <u>540</u> 点
注 1 ・ 2 (略)	注 1 ・ 2 (略)
$D 2 3 1 \sim D 2 3 3$ (略)	D231~D233 (略)
D 2 3 4 胃・食道内24時間pH測定 <u>2,000</u> 点	D 2 3 4 胃・食道内24時間pH測定 <u>1,300</u> 点
(脳波検査等)	(脳波検査等)
通則 (略)	通則(略)

 $D 2 3 5 \sim D 2 3 5 - 3$ (略) $D 2 3 5 \sim D 2 3 5 - 3$ (略) D236 脳誘発電位検査(脳波検査を含む。) D 2 3 6 脳誘発電位検査(脳波検査を含む。) 1 体性感覚誘発電位 体性感覚誘発電位 804点 850点 850点 2 視覚誘発電位 804点 2 視覚誘発電位 3 聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴 3 聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴 力検査、中間潜時反応聴力検査 力検査、中間潜時反応聴力検査 850点 804点 注 (略) 注 (略) 4 聴性定常反応 4 聴性定常反応 1,010点 960点 D236-2 (略) D 2 3 6 - 2 (略) D 2 3 6 - 3 脳磁図 D 2 3 6 - 3 脳磁図 5,100点 (新設) 1 自発活動を測定するもの 17,100点 2 その他のもの 5,100点 (新設) 注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して 基準に適合しているものとして地方厚生局長等 いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 に届け出た保険医療機関において、てんかんの 療機関において行われる場合に限り算定する。 診断を目的として行われる場合に限り算定する 2 2について、別に厚生労働大臣が定める施設 (新設) 基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合 に限り算定する。 D237 終夜睡眠ポリグラフィー D237 終夜睡眠ポリグラフィー 1 • 2 (略) 1 • 2 (略) 3 1及び2以外の場合 3 1及び2以外の場合 3.960点 イ 安全精度管理下で行うもの (新設) 4,760点 ロ その他のもの 3,570点 (新設) 注 3のイについて、別に厚生労働大臣が定める施 (新設) 設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合に 限り算定する。 D 2 3 7 - 2 · D 2 3 8 (略) $D 2 3 7 - 2 \cdot D 2 3 8$ (略)

(神経・筋検査) (神経・筋検査) 通則 (略) 通則 (略) D 2 3 9 筋電図検査 D 2 3 9 筋電図検査 1 筋電図(1肢につき(針電極にあっては1筋に 1 筋電図(1肢につき(針電極にあっては1筋に つき)) つき)) 320点 2 · 3 (略) 2 · 3 (略) 4 単線維筋電図 (一連につき) 1.500点 (新設) 注1 • 2 (略) 注1 • 2 (略) (新設) 3 4について、別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合 に限り算定する。 $D 2 3 9 - 2 \sim 2 4 2$ (略) $D 2 3 9 - 2 \sim 2 4 2$ (略) (耳鼻咽喉科学的検査) (耳鼻咽喉科学的検査) $D 2 4 3 \sim D 2 4 6$ (略) $D243 \sim D246$ (B) D247 他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査 D247 他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査 $1 \sim 3$ (略) $1 \sim 3$ (略) 4 遊戲聴力検査 4 遊戲聴力檢查 450点 500点 5 (略) 5 (略) $D 2 4 8 \sim D 2 5 4$ (略) $D248 \sim D254$ (略) (眼科学的検査) (眼科学的検査) 通則 (略) 通則 (略) $D 2 5 5 \sim D 2 5 8 - 2$ (略) $D 2 5 5 \sim D 2 5 8 - 2$ (略) D 2 5 8 - 3 黄斑局所網膜電図、全視野精密網膜電図 (新設) 800点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 療機関において行われる場合に限り算定する。 $D259 \cdot D260$ (略) D 2 5 9 · D 2 6 0 (略) D 2 6 1 屈折検査 D 2 6 1 屈折検査 1 • 2 (略) 1 · 2 (略) 注 1について、弱視又は不同視と診断された患者 (新設)

に対して、眼鏡処方箋の交付を行わずに			1
検査を実施した場合には、小児矯正視力			
として、35点を所定点数に加算する。こ			
おいて、区分番号D263に掲げる矯正	上倪刀倾鱼		
<u>は算定しない。</u>			
D 2 6 2 ~ D 2 8 2 - 3 (略)		D 2 6 2 ~ D 2 8 2 - 3 (略)	
(皮膚科学的検査)		(皮膚科学的検査)	
D 2 8 2 - 4 ~ D 2 8 4 (略)		D 2 8 2 - 4 ~ D 2 8 4 (略)	
D285 認知機能検査その他の心理検査		D285 認知機能検査その他の心理検査	00 5
1 操作が容易なもの	00 5	1 操作が容易なもの	80点
<u>イ</u> <u>簡易なもの</u>	80点	(新設)	
<u>ロ その他のもの</u>	80点	(新設)	
2 • 3 (略)		2 · 3 (略)	
注 (略) (42. #1.34 #20. fx)		注 (略)	
(負荷試験等) (略)	(mfr)	(負荷試験等) (略)	(m fr)
(ラジオアイソトープを用いた諸検査)	(略)	(ラジオアイソトープを用いた諸検査)	(略)
(内視鏡検査)		(内視鏡検査)	
通則		通則	
$1 \sim 5$ (略)		1~5 (略)	
D 2 9 5 関節鏡検査 (片側)	<u>760</u> 点	D 2 9 5 関節鏡検査(片側)	<u>720</u> 点
D 2 9 6 ~ D 3 0 9 (略)		$D296 \sim D309$ (略)	
D310 小腸内視鏡検査	1.	D310 小腸内視鏡検査	
1 バルーン内視鏡によるもの	6,800点	1 ダブルバルーン内視鏡によるもの	<u>7,800点</u>
(削る)	(=4:)	2 シングルバルーン内視鏡によるもの	5,000点
<u>2</u> カプセル型内視鏡によるもの	(略)	<u>3</u> カプセル型内視鏡によるもの	(略)
<u>3</u> その他のもの	(略)	<u>4</u> その他のもの	(略)
注1・2 (略)		注1・2 (略)	
D 3 1 0 $-2 \sim D$ 3 1 2 (略)		$D \ 3 \ 1 \ 0 - 2 \sim D \ 3 \ 1 \ 2$ (略)	
<u>D312-2</u> 回腸嚢ファイバースコピー	550点	(新設)	
D 3 1 3 (略)		D 3 1 3 (略)	
D 3 1 4 腹腔鏡検査	<u>2,270</u> 点	D314 腹腔鏡検査	<u>2,160</u> 点

ĺ	D315~D319 (略)	D 3 1 5 ~ D 3 1 9 (略)	
	D320 ヒステロスコピー 620点	D320 ヒステロスコピー 22	0点
	D 3 2 1~D 3 2 5 (略)	D321~D325 (略)	
	第4節 診断穿刺・検体採取料	第4節 診断穿刺・検体採取料	
	通則	通則	
	1 ・ 2 (略)	1・2 (略)	
	区分	区分	
	D400 血液採取(1日につき)	D400 血液採取(1日につき)	
	1 静脈 35点	1 静脈 3	0点
	2 (略)	2 (略)	_
	注 1 ~ 3 (略)	注 1 ~ 3 (略)	
	$D 4 0 1 \sim D 4 0 9 - 2$ (略)	$D401 \sim D409 - 2$ (略)	
	D410 乳腺穿刺又は針生検(片側)	D410 乳腺穿刺又は針生検 (片側)	
	1 生検針によるもの 690点	1 生検針によるもの 65	0点
	2 (略)	2 (略)	
	D411・D412 (略)	D411·D412 (略)	
	<u>D412-2</u> 経皮的腎生検法 2,000点	(新設)	
	$D 4 1 3 \sim D 4 1 4 - 2$ (略)	$D413 \sim D414 - 2$ (略)	
	D415 経気管肺生検法 (略)	D415 経気管肺生検法 (断	各)
	注1・2 (略)	注1・2 (略)	
	3 プローブ型顕微内視鏡を用いて行った場合は	(新設)	
	、顕微内視鏡加算として、1,500点を所定点数		
	に加算する。ただし、注1に規定するガイドシ		
	<u>ース加算は別に算定できない。</u>		
	$D 4 1 5 - 2 \cdot D 4 1 5 - 3$ (略)	D415-2·D415-3 (略)	
	□ 4 1 5 − 4 経気管肺生検法(仮想気管支鏡を用いた場合)	(新設)	
	<u>5,000点</u>		
	<u>D415-5</u> <u>経気管支凍結生検法</u> <u>5,500点</u>	(新設)	
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して		
	いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医		
	療機関において行われる場合に限り算定する。		

D416~D418 (略)	D416~D418 (略)
D419 その他の検体採取	D419 その他の検体採取
1 • 2 (略)	1 • 2 (略)
注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳	(新設)
幼児加算として、40点を所定点数に加算する。	
3 動脈血採取 (1日につき) (略)	3 動脈血採取(1日につき) (略)
注 1 (略)	注 (略)
2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、	(新設)
乳幼児加算として、15点を所定点数に加算す	
<u>る。</u>	
4 前房水採取 (略)	4 前房水採取 (略)
注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳	(新設)
幼児加算として、90点を所定点数に加算する。	
5 副腎静脈サンプリング (一連につき)	5 副腎静脈サンプリング(一連につき)
(略)	(略)
注1・2 (略)	注1・2 (略)
3 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、	(新設)
乳幼児加算として、1,000点を所定点数に加	
<u>算する。</u>	
6 (略)	6 (略)
D419-2 (略)	D419-2 (略)
第5節・第6節 (略)	第5節・第6節 (略)
第4部 画像診断	第4部 画像診断
通則	通則
$1 \sim 7$ (略)	$1 \sim 7$ (略)
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 核医学診断料	第2節 核医学診断料
通則	通則
$1 \sim 3$ (略)	$1 \sim 3$ (略)
区分	区分
E100·E101 (略)	E100・E101 (略)

E 1 0 1 - 2 ポジトロン断層撮影

 $1 \sim 3$ (略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。) 又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮 影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又 は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600 点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定 により所定点数を算定する場合においては、1, 280点、800点又は480点を所定点数に加算する

E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)

1 • 2 (略)

注 1 ~ 3 (略)

4 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。) 又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮 影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又 は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600 点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定 により所定点数を算定する場合においては、1, 280点、800点又は480点を所定点数に加算する

合撮影(一連の検査につき) (略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。) 又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮 影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又 は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600 点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定 E 1 0 1 - 2 ポジトロン断層撮影 $1 \sim 3$ (略) 注1~3 (略) (新設)

E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 一連の検査につき) 1 • 2 (略)

注 1 ~ 3 (略) (新設)

E 1 0 1 − 4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複 E 1 0 1 − 4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複 合撮影 (一連の検査につき) (略) $注 1 \sim 3$ (略)

(新設)

により所定点数を算定する場合においては、1, 280点、800点又は480点を所定点数に加算する

0___

 $E 1 0 1 - 5 \cdot E 1 0 2$ (略)

第3節 コンピューター断層撮影診断料

通則

1 コンピューター断層撮影診断の費用は、区分番号E200に掲げるコンピューター断層撮影(CT撮影)、区分番号E200-2に掲げる血流予備比コンピューター断層撮影、区分番号E201に掲げる非放射性キセノン脳血流動態検査又は区分番号E202に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)の各区分の所定点数及び区分番号E203に掲げるコンピューター断層診断の所定点数を合算した点数により算定する。

2 · 3 (略)

4 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)又は3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号E200、区分番号E201又は区分番号E202に掲げるコンピューター断層撮影を行った場合(頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合を除く。)は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、それぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。なお、頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合は、新生児頭部外傷撮影加算、乳幼児頭部外傷撮影加算又は幼児頭部外傷撮影加算として、それぞれ所定点数の100分の85、100分の55又は100分の35に相当する点数を加算する。

区分

E200 (略)

 E 2 0 0 - 2
 血流予備量比コンピューター断層撮影
 9,400点

 注1
 血流予備量比コンピューター断層撮影の種類

 又は回数にかかわらず、月1回に限り算定でき

 $E 1 0 1 - 5 \cdot E 1 0 2$ (略)

第3節 コンピューター断層撮影診断料

通則

1 コンピューター断層撮影診断の費用は、区分番号E200 に掲げるコンピューター断層撮影(CT撮影)、区分番号E 201に掲げる非放射性キセノン脳血流動態検査又は区分番 号E202に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影(MR I撮影)の各区分の所定点数及び区分番号E203に掲げる コンピューター断層診断の所定点数を合算した点数により算 定する。

2 · 3 (略)

4 新生児、3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)又は3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号E200から区分番号E2002までに掲げるコンピューター断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、それぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。

区分

E 2 0 0 (略)

(新設)

るものとする。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

E 2 0 1 (略)

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MRI撮影) (一連につき)

 $1 \sim 3$ (略)

注1~8 (略)

9 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして地方厚 生局長等に届け出た保険医療機関において、全 身のMRI撮影を行った場合は、全身MRI撮 影加算として、600点を所定点数に加算する。

E 2 0 3 (略)

第4節·第5節 (略)

第5部 投薬

通則

 $1 \sim 5$ (略)

第1節 調剤料

区分

F000 調剤料

1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合

イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬(1回の処方に係 る調剤につき) 11点

ロ 外用薬(1回の処方に係る調剤につき)

8 点

2 入院中の患者に対して投薬を行った場合(1日 につき) 7点 E 2 0 1 (略)

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MR I 撮影) (一連につき)

 $1 \sim 3$ (略) 注 $1 \sim 8$ (略) (新設)

E 2 0 3 (略)

第4節・第5節 (略)

第5部 投薬

通則

 $1 \sim 5$ (略)

第1節 調剤料

区分

F000 調剤料

1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合

イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬(1回の処方に係 る調剤につき) 9点

ロ 外用薬(1回の処方に係る調剤につき)

6 点

2 入院中の患者に対して投薬を行った場合(1日 につき)7点

注 (略)

第2節~第4節 (略)

第5節 処方箋料

区分

F400 処方箋料

 $1 \sim 3$ (略)

注1~6 (略)

7 薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ 一般名処方加算1

<u>7点</u> 5点

14点

口 一般名処方加算 2

8 (略)

第6節 調剤技術基本料

区分

F 5 0 0 調剤技術基本料

1 (略)

2 その他の患者に投薬を行った場合

注 1 ~ 4 (略)

第6部 注射

通則

 $1 \sim 5$ (略)

6 区分番号G001に掲げる静脈内注射、G002に掲げる動脈注射、G003に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G003-3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、G004に掲げる点滴注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG006に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の

注 (略)

第2節~第4節 (略)

第5節 処方箋料

区分

F400 処方箋料

 $1 \sim 3$ (略)

注 1 ~ 6 (略)

7 薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ 一般名処方加算1

6 点

口 一般名処方加算 2

4 点

8 (略)

第6節 調剤技術基本料

区分

F 5 0 0 調剤技術基本料

1 (略)

2 その他の患者に投薬を行った場合

8 点

注1~4 (略)

第6部 注射

通則

 $1 \sim 5$ (略)

6 区分番号G001に掲げる静脈内注射、G002に掲げる動脈注射、G003に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G003-3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、G004に掲げる点滴注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG006に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の

患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性 、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を 行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数 を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算す る。この場合において、同一月に区分番号C101に掲げる 在宅自己注射指導管理料は算定できない。

イ 外来化学療法加算1

- (1) 外来化学療法加算(抗悪性腫瘍剤を注射した場合)
 - ① 15歳未満

(略)

② 15歳以上

(略)

(2) 外来化学療法加算(抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射し た場合)

① 15歳未満

(略)

② 15歳以上

(略)

- 口 外来化学療法加算 2
 - (1) 外来化学療法加算(抗悪性腫瘍剤を注射した場合)

① 15歳未満

(略)

② 15歳以上

(略)

(2) 外来化学療法加算(抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射し た場合)

① 15歳未満

(略)

② 15歳以上

(略)

- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと して地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前号 のイの(1)に規定する外来化学療法加算(抗悪性腫瘍剤を注射 した場合)を算定した患者に対して、当該保険医療機関の医 師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、副作用の発現状況 、治療計画等を文書により提供した上で、当該患者の状態を 踏まえて必要な指導を行った場合に、連携充実加算として、 月1回に限り150点を所定点数に加算する。
- 8 第1節に掲げられていない注射であって簡単なものの費用

患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性 、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を 行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数 を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算す る。この場合において、同一月に区分番号C101に掲げる 在宅自己注射指導管理料は算定できない。

イ 外来化学療法加算1

(1) 外来化学療法加算 A

① 15歳未満 (略)

② 15歳以上 (略)

(2) 外来化学療法加算 B

① 15歳未満 (略)

② 15歳以上 (略)

口 外来化学療法加算 2

(1) 外来化学療法加算 A

① 15歳未満 (略)

② 15歳以上 (略)

(2) 外来化学療法加算 B

① 15歳未満 (略)

② 15歳以上 (略)

(新設)

7 第1節に掲げられていない注射であって簡単なものの費用

は、第2節の各区分の所定点数のみにより算定し、特殊なも のの費用は、第1節に掲げられている注射のうちで最も近似 する注射の各区分の所定点数により算定する。 第1節 注射料 通則 (略) 第1款 注射実施料 区分 $G \ 0 \ 0 \ 0 \sim G \ 0 \ 0 \ 3 - 3$ (8) G004 点滴注射(1日につき) 1 6歳未満の乳幼児に対するもの(1日分の注射 量が100mL以上の場合) 99点 2 1に掲げる者以外の者に対するもの(1日分の 注射量が500mL以上の場合) 98点 3 (略) 注 1 ~ 4 (略) $G005\sim G017$ (略) G018 外眼筋注射 (ボツリヌス毒素によるもの) 1,500点 第2款 (略) 第2節・第3節 (略) 第7部 リハビリテーション 通則 $1 \sim 7$ (略) 第1節 リハビリテーション料 区分 H O O O (略) H001 脳血管疾患等リハビリテーション料 $1 \sim 3$ (略) $注 1 \sim 3$ (略) 4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規

定する別に厚生労働大臣が定める患者であって

は、第2節の各区分の所定点数のみにより算定する。 (略) 8 第1節 注射料 通則 (略) 第1款 注射実施料 区分 $G \ 0 \ 0 \ 0 \sim G \ 0 \ 0 \ 3 - 3$ (略) G004 点滴注射(1日につき) 1 6歳未満の乳幼児に対するもの(1日分の注射 量が100mL以上の場合) 2 1に掲げる者以外の者に対するもの(1日分の 注射量が500mL以上の場合) 97点 3 (略) 注 1 ~ 4 (略) $G005\sim G017$ (略) (新設) 第2款 (略) 第2節・第3節 (略) 第7部 リハビリテーション 通則 $1 \sim 7$ (略) 第1節 リハビリテーション料 区分 H000 (略) H001 脳血管疾患等リハビリテーション料 $1 \sim 3$ (略) $注 1 \sim 3$ (略)

4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規

定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して

<u>、要介護被保険者等以外のもの</u>に対して、必要があってそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪 又は最初に診断された日から180日を超えてリ ハビリテーションを行った場合は、1月13単位 に限り、算定できるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があってそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から180日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)(1 単位)

<u>□ 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)(1</u> <u>単位)</u> <u>120点</u>

<u>ハ</u> 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ) (1 単位) 60点

6 (略)

H001-2 廃用症候群リハビリテーション料

 $1 \sim 3$ (略) 注 $1 \sim 3$ (略) 、必要があってそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から180日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、算定できるものとする。この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合には、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定する。

イ脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位)147点

口脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位)120点

<u>ハ</u> 脳血管疾患等リハビリテーション料(II) (1 単位) 60点

5 注4の場合において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関が、入院中の患者以外の患者(要介護被保険者等に限る。)に対して注4に規定するリハビリテーションを行った場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

(新設)

(新設)

(新設)

6 (略)

H 0 0 1 - 2 廃用症候群リハビリテーション料 1 ~ 3 (略) 注 1 ~ 3 (略) 4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する患者であって、要介護被保険者等以外の ものに対して、必要があってそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって、入院中の要介護被保険者等である患者に対して、必要があってそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。

イ廃用症候群リハビリテーション料(I) (1単位)位)108点

ロ廃用症候群リハビリテーション料(II) (1単位)位)88点

<u>ハ</u> 廃用症候群リハビリテーション料(II) (1単 位) 46点

6 (略)

H002 運動器リハビリテーション料

 $1 \sim 3$ (略)

4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する患者に対して、必要があってそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合には、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定する。

<u>イ</u> <u>廃用症候群リハビリテーション料(I)(1単</u>位) 108点

<u>ロ</u> 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ) (1単 位) 88点

<u>ハ</u> 廃用症候群リハビリテーション料(II) (1単 位) 46点

5 注4の場合において、別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして地方厚 生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医 療機関が、入院中の患者以外の患者(要介護被 保険者等に限る。)に対して注4に規定するリ ハビリテーションを行った場合には、所定点数 の100分の80に相当する点数により算定する。

(新設)

(新設)

(新設)

6 (略)

H002 運動器リハビリテーション料

 $1 \sim 3$ (略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって、要介護被保険者等の患者以外のものに対して、必要があってそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、算定できるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があってそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。イ運動器リハビリテーション料(I)(1単位)

<u>ロ</u> 運動器リハビリテーション料(II) (1単位) 102点

ハ 運動器リハビリテーション料 (Ⅲ) (1単位)

51点

6 (略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があってそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、算定できるものとする。この場合において、当該患者が要介護被保険者等である場合には、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定する。

<u>イ</u> 運動器リハビリテーション料(I) (1単位)

111点

<u>ロ</u> 運動器リハビリテーション料(II) (1 単位) 102点

<u>ハ</u> 運動器リハビリテーション料 (□) (1単位)

51点

5 注4の場合において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関が、入院中の患者以外の患者(要介護被保険者等に限る。)に対して注4に規定するリハビリテーションを行った場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

(新設)

(新設)

(新設)

6 (略)

H003 (略)

H003-2 リハビリテーション総合計画評価料

1 • 2 (略)

注 1~4 (略)

5 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)又は脳血管疾患等リハビリテーション料(II)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、運動量増加機器を用いたリハビリテーション計画を策定し、当該機器を用いて、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に、運動量増加機器加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。

 $H \ 0 \ 0 \ 3 - 3 \cdot H \ 0 \ 0 \ 3 - 4$ (略)

H004 摂食機能療法(1日につき)

1 • 2 (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の保険医、看護師、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士等が共同して、摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な指導管理を行った場合に、摂食嚥下支援加算として、週1回に限り200点を所定点数に加算する。

(削る)

(削る)

 $H005\sim H008$ (略)

第2節 (略)

H003 (略)

H003-2 リハビリテーション総合計画評価料

1 • 2 (略)

注1~4 (略)

(新設)

H003-3・H003-4 (略) H004 摂食機能療法(1日につき)

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、鼻腔栄養を実施している 患者又は胃瘻を造設している患者に対して実施した場合は、治療開始日から起算して6月を限度として、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

<u>イ</u> 経口摂取回復促進加算 1

<u>185点</u>

口 経口摂取回復促進加算2

20点

 $H005\sim H008$ (略)

第2節 (略)

第8部 精神科専門療法

通則

1 • 2 (略)

第1節 精神科専門療法料

区分

I 0 0 0 (略)

I 0 0 0 - 2 経頭蓋磁気刺激療法

1,200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、薬物治療で十分な効果が認められない成人のうつ病患者に対して、経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療を行った場合に限り算定する。

I 0 0 1 (略)

I 0 0 2 通院・在宅精神療法(1回につき)

1 • 2 (略)

注1~7 (略)

8 1を算定する患者であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における直近の入院において、区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料1を算定した患者に対して、精神科を担当する医師の指示の下、保健師、看護師又は精神保健福祉士が、療養生活環境を整備するための指導を行った場合に、療養生活環境整備指導加算として、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回に限り250点を所定点数に加算する。

 $I \ 0 \ 0 \ 2 - 2 \sim I \ 0 \ 0 \ 6$ (略)

I 0 0 6 - 2 依存症集団療法 (1回につき)

第8部 精神科専門療法

通則

1 • 2 (略)

第1節 精神科専門療法料

区分

I 0 0 0 (略)

(新設)

I 0 0 1 (略)

I 0 0 2 通院・在宅精神療法(1回につき)

1 • 2 (略)

 $注 1 \sim 7$ (略)

(新設)

I 0 0 2 − 2 ~ I 0 0 6 (略)
I 0 0 6 − 2 依存症集団療法(1回につき)

340点

1 薬物依存症の場合

340点

2 ギャンブル依存症の場合

300点

- 注1 <u>1については、</u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、薬物依存症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して6月を限度として、週1回に限り算定する。ただし、精神科の医師が特に必要性を認め、治療開始日から起算して6月を超えて実施した場合には、治療開始日から起算して2年を限度として、更に週1回かつ計24回に限り算定できる。
 - 2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ギャンブル依存症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して3月を限度として、2週間に1回に限り算定する。
 - <u>3</u> 依存症集団療法と同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

 $1007 \sim 1011 - 2$ (略)

I 0 1 2 精神科訪問看護·指導料

1 精神科訪問看護・指導料(I) イ 保健師又は看護師による場合

(1)~(4) (略)

口 (略)

ハ 作業療法士による場合

(1) 週3日目まで 30分以上の場合 580点

(新設)

(新設)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、薬物依存症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して6月を超えて実施した場合には、治療開始日から起算して2年を限度として、更に週1回かつ計24回に限り算定できる。

(新設)

2 依存症集団療法と同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

 $1007 \sim 1011 - 2$ (略)

I 0 1 2 精神科訪問看護・指導料

1 精神科訪問看護・指導料(I)

イ 保健師<u>、</u>看護師<u>、作業療法士又は精神保健福</u> 祉士による場合

(1)~(4) (略)

口 (略)

(新設)

(2) 週3日目まで 30分未満の場合 445 (3) 週4日目以降 30分以上の場合 680 (4) 週4日目以降 30分未満の場合 530 二 精神保健福祉士による場合 30分以上の場合 580 (2) 週3日目まで 30分未満の場合 445 (3) 週4日目以降 30分以上の場合 680 (4) 週4日目以降 30分未満の場合 530 2 (略) 3 精神科訪問看護・指導料(III)	点 点 (新設) 点 点 点
イ 保健師 <u>又は</u> 看護師による場合	イ 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福
1 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	社士による場合
(1) • (2) (略)	(1) · (2) (略)
口 (略)	口 (略)
<u>ハ 作業療法士による場合</u>	(新設)
(1) 同一日に2人	
① 週3日目まで 30分以上の場合 580	<u>点</u>
② 週3日目まで 30分未満の場合 445	<u>点</u>
③ 週4日目以降 30分以上の場合 680	<u>点</u>
④ 週4日目以降 30分未満の場合 530	<u>点</u>
(2) <u>同一日に3人以上</u>	
① 週3日目まで <u>30分以上の場合</u> <u>293</u>	<u>点</u>
② <u>週3日目まで</u> <u>30分未満の場合</u> <u>225</u>	<u>点</u>
③ 週4日目以降 30分以上の場合 343	点
④ 週4日目以降 30分未満の場合 268	
ニ 精神保健福祉士による場合	(新設)
(1) 同一日に2人	
① <u>週3日目まで</u> 30分以上の場合 580	
② 週3日目まで 30分未満の場合 445	
③ 週4日目以降 30分以上の場合 680	
④ 週4日目以降 30分未満の場合 530	<u>点</u>

- (2) 同一日に3人以上
 - ① 週3日目まで 30分以上の場合 293点
 - ② 週3日目まで 30分未満の場合 225点 343点
 - ③ 週4日目以降 30分以上の場合
 - ④ 週4日目以降 30分未満の場合 268点

$注 1 \sim 3$ (略)

- 4 注1及び注2に規定する場合(いずれも30分 未満の場合を除く。) であって、複数の看護師 等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を 行わせた場合は、複数名精神科訪問看護・指導 加算として、次に掲げる区分に従い、1日につ き、いずれかを所定点数に加算する。ただし、 ハの場合にあっては週1日を限度とする。
 - イ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導 を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護 師、作業療法士又は精神保健福祉士と同時に 精神科訪問看護・指導を行う場合
 - (1) 1日に1回の場合
 - ① 同一建物内1人 450点
 - 450点 ② 同一建物内2人
 - ③ 同一建物内3人以上 400点
 - (2) 1日に2回の場合
 - ① 同一建物内1人 900点
 - ② 同一建物内2人
 - ③ 同一建物内3人以上 810点
 - (3) 1日に3回以上の場合
 - 同一建物内1人 1,450点
 - ② 同一建物内2人 1.450点
 - ③ 同一建物内3人以上 1,300点
 - ロ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導 を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に

$注 1 \sim 3$ (略)

- 4 注1及び注2に規定する場合(いずれも30分 未満の場合を除く。) であって、複数の看護師 等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を 行わせた場合は、複数名精神科訪問看護・指導 加算として、次に掲げる区分に従い、1日につ き、いずれかを所定点数に加算する。ただし、 ハの場合にあっては週1日を限度とする。
 - イ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導 を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護 師、作業療法士又は精神保健福祉士と同時に 精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 1日に1回の場合

450点

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 1日に2回の場合

900点

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 1日に3回以上の場合

1.450点

(新設)

(新設)

(新設)

ロ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導 を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に

900点

精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 1日に1回の場合

① <u>同一建物内1人</u> <u>380点</u>

② 同一建物内 2 人 <u>380点</u>

③ <u>同一建物内3人以上</u> <u>340点</u>

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人 760点

② 同一建物内 2 人 760点

③ 同一建物内 3 人以上 680点

(3) 1日に3回以上の場合

① <u>同一建物内1人</u> <u>1,240点</u>

② 同一建物内 2 人 1,240点

③ 同一建物内 3 人以上 1,120点

ハ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導 を行う保健師又は看護師が看護補助者と同時 に精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 同一建物内1人

300点

(2) 同一建物内2人

300点

(3) 同一建物内3人以上

270点

 $5 \sim 9$ (略)

10 区分番号 I O 1 6 に掲げる精神科在宅患者支援管理料 (1のハを除く。) を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関(訪問看護を行うものに限る。)の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上の精神科訪問看護・指導を行った場合には、精神科複数回訪問加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する

0___

イ 1日に2回の場合

(1) 同一建物内1人

450点

精神科訪問看護・指導を行う場合

(1) 1日に1回の場合

380点

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 1日に2回の場合

760点

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 1日に3回以上の場合

1,240点

(新設)

(新設)

(新設)

ハ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導 を行う保健師又は看護師が看護補助者と同時 に精神科訪問看護・指導を行う場合 <u>300点</u>

(新設)

(新設)

(新設)

 $5 \sim 9$ (略)

10 区分番号 I 0 1 6 に掲げる精神科在宅患者支援管理料 1 (ハを除く。) 又は 2 を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関(訪問看護を行うものに限る。)の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上の精神科訪問看護・指導を行った場合には、精神科複数回訪問加算として、それぞれ450点又は800点を所定点数に加算する。

(新設)

(2) 同一建物内2人 450点 (3) 同一建物内3人以上 400点 ロ 1日に3回以上の場合 (1) 同一建物内1人 800点 800点 (2) 同一建物内2人 (3) 同一建物内3人以上 720点 11・12 (略) $I \ 0 \ 1 \ 2 - 2$ (略) I 0 1 3 抗精神病特定薬剤治療指導管理料 1 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料 イ 入院中の患者 250点 ロ 入院中の患者以外 2 (略) 注1 1のイについては、持続性抗精神病注射薬剤

250点

を投与している入院中の統合失調症患者に対し て、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、 療養上必要な指導を行った場合に、当該薬剤の 投与開始日の属する月及びその翌月にそれぞれ 1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定す る。

2 1の口については、持続性抗精神病注射薬剤 を投与している入院中の患者以外の統合失調症 患者に対して、計画的な医学管理を継続して行 い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、 月1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定 する。

3 (略)

I 0 1 4・I 0 1 5 (略)

I 0 1 6 精神科在宅患者支援管理料(月1回)

(略) 1 • 2

3 精神科在宅患者支援管理料3

(新設)

11・12 (略)

I 0 1 2 - 2 (略)

I 0 1 3 抗精神病特定薬剤治療指導管理料

1 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料

250点

2 (略)

注1 1については、持続性抗精神病注射薬剤を投 与している入院中の患者以外の統合失調症患者 に対して、計画的な医学管理を継続して行い、 かつ、療養上必要な指導を行った場合に、月1 回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する

(新設)

2 (略)

I 0 1 4 · I 0 1 5 (略)

I 0 1 6 精神科在宅患者支援管理料(月1回)

1 • 2 (略) (新設)

<u>イ</u> 単一建物診療患者1人

2,030点

口 単一建物診療患者2人以上

1,248点

- 注1 1 のイ及び口については、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。)の精神科の医師等が、当該患者又はその家族の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療又は訪問診療及び訪問看護を行っている場合(イについては週2回以上、口については月2回以上行っている場合に限る。)に、単一建物診療患者の人数に後い、初回算定日の属する月を含めて6月を限度として、月1回に限り算定する。
 - 2 1のハについては、在宅で療養を行っている 通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関 (別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出たも のに限る。)の精神科の医師等が、当該患者又 はその家族の同意を得て、計画的な医学管理の 下に、定期的な訪問診療又は訪問診療及び訪問 看護を行っている場合に、単一建物診療患者の 人数に従い、当該患者1人につき月1回に限り 算定する。
 - 3 2については、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。)の精神科の医師等が当該保険医療機関とは別の訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士と連携し、患者又

注1 1については、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。)の精神科の医師等が、当該患者又はその家族の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療又は訪問診療及び訪問看達を行っている場合(イについては週2回以上、口については月2回以上行っている場合に限る。)に、単一建物診療患者の人数に従い、当該患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、イについては、6月を限度として算定する。(新設)

2 2については、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。)の精神科の医師等が当該保険医療機関とは別の訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士と連携し、患者又

はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を行っている場合(イについては当該別の訪問看護ステーションが週2回以上、口については当該別の訪問看護ステーションが月2回以上の訪問看護を行っている場合に限る。)に、単一建物診療患者の人数に従い、初回算定日の属する月を含めて6月を限度として、月1回に限り算定する。

4 3については、1又は2を算定した患者であって、引き続き訪問診療が必要な患者に対して、当該保険医療機関(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。)の精神科の医師等が、当該患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、月1回以上の定期的な訪問診療を行っている場合に、単一建物診療患者の人数に従い、精神科在宅患者支援管理料1又は2の初回算定日の属する月を含めて2年を限度として、月1回に限り算定する。ただし、1又は2を算定した月には、3を算定することはできない。

5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、情報通信機器を用いた診察(訪問診療と同時に行う場合を除く。)による医学管理を行っている場合に、精神科オンライン在宅管理料として、100点を所定点数に加えて算定できる。

はその家族の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を行っている場合(イについては当該別の訪問看護ステーションが週2回以上、口については当該別の訪問看護ステーションが月2回以上の訪問看護を行っている場合に限る。)に、単一建物診療患者の人数に従い、当該患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、イについては、6月を限度として算定する。

(新設)

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、情報通信機器を用いた診察(訪問診療と同時に行う場合を除く。)による医学管理を行っている場合に、精神科オンライン在宅管理料として、100点を所定点数に加えて算定できる。ただし、連続する3月は算定でき

ない。 7 (略) 5 (略) 第2節 (略) 第2節 (略) 第9部 処置 第9部 処置 通則 通則 $1 \sim 6$ (略) $1 \sim 6$ (略) 第1節 処置料 第1節 処置料 区分 区分 (一般処置) (一般処置) $J 0 0 0 \sim J 0 0 1 - 9$ $J0000\sim J001-9$ (略) (略) (新設) J001-10 静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの) 200点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において行われる場合に限り算定す る。 2 初回の処置を行った場合は、静脈圧迫処置初 回加算として、初回に限り150点を所定点数に 加算する。 (略) J 0 0 2 J 0 0 2 (略) 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき) 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき) 10031 (略) 1 (略) 注 (略) 注1 (略) 2 初回の貼付に限り、持続洗浄を併せて実施し (新設) た場合は、持続洗浄加算として、500点を所定 点数に加算する。 J003-2 (略) 1003-2(略) J003-3 局所陰圧閉鎖処置(腹部開放創)(1日につき) (新設) 1,100点 (新設) J003-4 多血小板血漿処置 4,190点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において行われる場合に限り算定す 2 多血小板血漿処置に伴って行われた採血等の 費用は、所定点数に含まれるものとする。 $J 0 0 4 \sim J 0 0 6$ (略) $J 0 0 4 \sim J 0 0 6$ (略) 317点 J007 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺 J007 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺 264点 注 (略) 注 (略) $J 0 0 7 - 2 \sim J 0 3 1$ $J 0 0 7 - 2 \sim J 0 3 1$ (略) (略) J032 肛門拡張法(徒手又はブジーによるもの) J032 肛門拡張法(徒手又はブジーによるもの) (略) 注 3歳未満の乳幼児であって、直腸又は肛門疾患 (新設) に係る手術の前後の場合は、周術期乳幼児加算と して、初回の算定日から起算して3月以内に限り 、100点を所定点数に加算する。 1033 (略) 1033 (略) J034 イレウス用ロングチューブ挿入法 J034 イレウス用ロングチューブ挿入法 730点 610点 $J 0 3 4 - 2 \sim J 0 3 7$ (略) $J 0 3 4 - 2 \sim J 0 3 7$ (略) 1038 人工腎臓(1日につき) J038 人工腎臓(1日につき) 1 慢性維持透析を行った場合1 1 慢性維持透析を行った場合1 イ 4時間未満の場合(別に厚生労働大臣が定め イ 4時間未満の場合 1,980点 る薬剤を使用する場合に限る。) 1,924点 ロ 4時間以上5時間未満の場合(別に厚生労働 ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,140点 大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。) 2,084点 ハ 5時間以上の場合(別に厚生労働大臣が定め ハ 5時間以上の場合 2,275点 る薬剤を使用する場合に限る。) 2,219点 ニ 4時間未満の場合(イを除く。) (新設) 1,798点 ホ 4時間以上5時間未満の場合(口を除く。) (新設) 1,958点 へ 5時間以上の場合(ハを除く。) (新設) 2,093点 2 慢性維持透析を行った場合 2 2 慢性維持透析を行った場合 2

- イ 4時間未満の場合 (別に厚生労働大臣が定め る薬剤を使用する場合に限る。) 1,884点
- ロ 4時間以上5時間未満の場合<u>(別に厚生労働</u> 大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。)

2,044点

- ハ 5時間以上の場合<u>(別に厚生労働大臣が定め</u> る薬剤を使用する場合に限る。) 2,174点
- <u>ニ 4時間未満の場合(イを除く。)</u> <u>1,758点</u>
- ホ 4時間以上5時間未満の場合(口を除く。)

1,918点

- <u>へ 5時間以上の場合(ハを除く。)</u> 2,048点
- 3 慢性維持透析を行った場合3
 - イ 4時間未満の場合 (別に厚生労働大臣が定め る薬剤を使用する場合に限る。) 1,844点
 - ロ 4時間以上5時間未満の場合<u>(別に厚生労働</u>大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。)

1,999点

- ハ 5時間以上の場合(別に厚生労働大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。)2,129点
- ニ 4時間未満の場合(イを除く。) 1,718点
- 4時間水価の場合 (1を除く。) 1,710点 ホ 4時間以上5時間未満の場合 (ロを除く。)

1,873点

へ 5時間以上の場合 (ハを除く。) 2,003点

4 (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期1月に限り1日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 4時間未満の場合 1,940点 ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,100点 ハ 5時間以上の場合 2,230点 (新設) (新設) (新設) 3 慢性維持透析を行った場合3 イ 4時間未満の場合 1,900点 ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,055点 ハ 5時間以上の場合 2,185点 (新設)

(新設)

(新設)

4 (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期1月に限り1日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 導入期加算1 イ 導入期加算1 300点 200点 口 導入期加算2 口 導入期加算 2 400点 500点 $3 \sim 13$ (略) $3 \sim 13$ (略) 14 1から3までの場合にあっては、イからハま (新設) でを算定した週においては、二からへまでを別 に算定できない。 $1038-2\sim1043-2$ (略) $1038 - 2 \sim 1043 - 2$ (略) J 0 4 3 - 3 ストーマ処置 (1日につき) J043-3 ストーマ処置(1日につき) 1 (略) 1 (略) 2 ストーマを2個以上もつ患者に対して行った場 2 ストーマを2個以上もつ患者に対して行った場 合 120点 合 100点 $注 1 \sim 3$ (略) $注 1 \sim 3$ (略) $1043-4\sim1043-6$ (略) $1043-4\sim1043-6$ (略) J043-7 経会陰的放射線治療用材料局所注入 1,400点 (新設) (救急処置) (救急処置) J044 (略) J044 (略) Ⅰ 0 4 4 - 2 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法(1 日 Ⅰ 0 4 4 - 2 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法(1日 につき) につき) 480点 400点 $J 0 4 5 \sim J 0 4 7 - 2$ (略) $1045 \sim 1047 - 2$ (略) J047-3 心不全に対する遠赤外線温熱療法(1日につき) (新設) 115点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す るものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 療機関において行われる場合に限り算定する。 2 入院中であって、別に厚生労働大臣が定める ものに対して行われた場合に、治療開始日から 起算して30日を限度として、週5回に限り所定 点数を算定する。 1048・1049 (略) 1048・1049 (略) J050 気管内洗浄(1日につき) J 0 5 0 気管内洗浄 (1日につき) 340点 280点 注1・2 (略) 注1・2 (略)

```
I 0 5 1 胃洗浄
                                      I 0 5 1 胃洗浄
                                                                        250点
                                 300点
       注 (略)
                                             注 (略)
1052・1052-2 (略)
                                      I 0 5 2 · I 0 5 2 - 2 (略)
       (皮膚科処置)
                                              (皮膚科処置)
1053 \sim 1070 - 4 (略)
                                      1053 \sim 1070 - 4 (略)
       (産婦人科処置)
                                             (産婦人科処置)
J071 (略)
                                      J071 (略)
                                      J072 腟洗浄 (熱性洗浄を含む。)
J072 腟洗浄 (熱性洗浄を含む。)
                                                                        47点
                                  56点
      注 (略)
                                             注 (略)
J073 子宮腔洗浄(薬液注入を含む。)
                                      J073 子宮腔洗浄(薬液注入を含む。)
                                  56点
                                                                        47点
J 0 7 4 \sim J 0 8 5 - 2 (略)
                                      J 0 7 4 \sim J 0 8 5 - 2 (略)
                                             (眼科処置)
       (眼科処置)
J 0 8 6 ~ J 0 9 1 - 2
                                      J 0 8 6 \sim J 0 9 1 - 2
J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。)
                                      J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。)
                                  54点
                                                                        45点
1093・1094 (略)
                                      1093・1094 (略)
       (耳鼻咽喉科処置)
                                              (耳鼻咽喉科処置)
1095 \cdot 1095 - 2 (略)
                                      1095 \cdot 1095 - 2 (略)
J096 耳管処置(耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置
                                      J096 耳管処置(耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置
    を含む。)
                                           を含む。)
       1 カテーテルによる耳管通気法(片側)
                                              1 カテーテルによる耳管通気法(片側)
                                                                        30点
                                  36点
       2 ポリッツェル球による耳管通気法
                                             2 ポリッツェル球による耳管通気法
                                                                        20点
                                  24点
       注 (略)
                                             注 (略)
J097 鼻処置(鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む
                                     J097 鼻処置(鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む
                                  14点
                                                                        12点
       注1 (略)
                                             注1 (略)
                                             2 区分番号J098に掲げる口腔、咽頭処置と
        2 区分番号 J 0 9 8 に掲げる口腔、咽頭処置と
        併せて行った場合であっても14点とする。
                                              併せて行った場合であっても12点とする。
                                               3 (略)
        3 (略)
J 0 9 7 - 2 (略)
                                      J097-2.. (略)
                                      J098 口腔、咽頭処置
J098 口腔、咽頭処置
                                                                        12点
                                  14点
       注1 (略)
                                              注1 (略)
```

```
2 区分番号 [097に掲げる鼻処置と併せて行]
                                         2 区分番号 I O 9 7 に掲げる鼻処置と併せて行
                                             った場合であっても12点とする。
         った場合であっても14点とする。
1098-2 (略)
                                      1098-2 (略)
J099 間接喉頭鏡下喉頭処置(喉頭注入を含む。)
                                 32点
                                      J 0 9 9 間接喉頭鏡下喉頭処置(喉頭注入を含む。)
                                                                       27点
                                            注 (略)
       注 (略)
                                      J 1 0 0 \sim J 1 1 5 - 2 (略)
J 1 0 0 \sim J 1 1 5 - 2 (略)
       (整形外科的処置)
                                              (整形外科的処置)
J 1 1 6 関節穿刺(片側)
                                      J 1 1 6 関節穿刺(片側)
                                 120点
                                                                       100点
       注 (略)
                                             注 (略)
J 1 1 6 - 2 \sim J 1 1 9 - 4 (略)
                                      J 1 1 6 - 2 \sim J 1 1 9 - 4 (略)
       (栄養処置) (略)
                                              (栄養処置) (略)
       (ギプス)
                                              (ギプス)
通則
                                      通則
1 \sim 3 (略)
                                      1 \sim 3 (略)
J 1 2 2 ~ J 1 2 8 (略)
                                      J 1 2 2 \sim J 1 2 8 (略)
                                      J129 治療装具の採型ギプス
J 1 2 9 義肢採型法
       (削る)
                                             1 義肢装具採型法(1肢につき)
       1 四肢切断の場合(1肢につき)
                                             2 義肢装具採型法(四肢切断の場合) (1肢につ
                               700点
                                              き)
                                                                       700点
                                             3 体幹硬性装具採型法
       (削る)
                                                                       700点
                                             4 義肢装具採型法(股関節、肩関節離断の場合)
       2 股関節、肩関節離断の場合(1肢につき)
                                             (1肢につき)
                               1,050点
                                                                     1.050点
J129-2 練習用仮義足又は仮義手採型法
                                      Ⅰ129-2 練習用仮義足又は仮義手
       1 四肢切断の場合(1肢につき)
                                 700点
                                             1 義肢装具採型法(四肢切断の場合)(1肢につ
                                              き)
                                                                       700点
       2 股関節、肩関節離断の場合(1肢につき)
                                             2 義肢装具採型法(股関節、肩関節離断の場合)
                                           (1肢につき)
                               1,050点
                                                                     1,050点
J129-3 治療用装具採寸法(1肢につき)
                                 200点 J129-3 義肢装具採寸法(1肢につき)
                                                                       200点
                                      J129-4 治療装具採型法(1肢につき)
J 1 2 9 - 4 治療用装具採型法
                                                                       700点
       <u>1</u> 体幹装具
                                              (新設)
                                 700点
       2 四肢装具(1肢につき)
                                 700点
                                              (新設)
```

3 その他(1肢につき)

第2節~第4節 (略)

第10部 手術

通則

 $1 \sim 3$ (略)

4 区分番号K007(注に規定する加算を算定する場合に限 る。)、K014-2、K022の1、K031 (注に規定 する加算を算定する場合に限る。)、K053(注に規定す る加算を算定する場合に限る。)、K059の3のイ、K0 5904, K133-2, K134-4, K136-2, K169(注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る 6, K190, K190-2, K190-6, K190-7 、K254の1、K259(注2に規定する加算を算定する 場合に限る。)、K260-2、K268の5、K268の 6, K 2 8 0 - 2, K 2 8 1 - 2, K 3 2 0 - 2, K 3 2 8 からK328-3まで、K340-7、K374-2、K3 94-2, K40003, K44303, K44404, K4 4 5 - 2 K 4 6 1 - 2 K 4 6 2 - 2 K 4 6 3 - 2 K464-2、K474-3の2、K475 (別に厚生労働 大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K476(1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算 定する場合に限る。)、K476-4、K514の10、K5 14-4, K 514-6, K 52004, K 530-3, K 5 4 6 K 5 4 8 K 5 4 9 K 5 5 4 - 2 K 5 5 5 - 2 $\times K555-3 \times K559-3 \times K562-2 \times K5940$ 4のロ、K595 (注2に規定する加算を算定する場合に限 る。)、K595-2、K597からK600まで、K60 605-4, K605-5, K615-2, K616-6, K 6 1 7 - 5、K 6 2 7 - 2 の 1 及び 2、K 6 2 7 - 3、K (新設)

第2節~第4節 (略) 第10部 手術

通則

200点

 $1 \sim 3$ (略)

4 区分番号K007(注に規定する加算を算定する場合に限 3.) K014-2 K02201 K0590304K05904、K133-2、K136-2、K169 (注 1 又は注 2 に規定する加算を算定する場合に限る。)、K1 8003, K181, K181-2, K190, K190- $2 \times K190-6 \times K190-7 \times K25401 \times K260$ -2, K 2 6 8 \mathcal{O} 5, K 2 6 8 \mathcal{O} 6, K 2 8 0 -2, K 2 8 340-7, K40003, K44303, K44404, K 4 6 1 - 2 , K 4 6 2 - 2 , K 4 6 3 - 2 , K 4 6 4 - 2 、K474-3の2、K475 (別に厚生労働大臣が定める 患者に対して行う場合に限る。)、K476(1から7まで については、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に 限る。)、K476-4、K514の10、K514-4、K 514-6, K52004, K530-3, K546, K548, K549, K554-2, K555-2, K555-3、K559-3、K562-2、K595(注2に規定す る加算を算定する場合に限る。)、K595-2、K597 からK600まで、K602-2、K603からK604- $2 \pm \text{°}$ K 6 0 5 - 2 K 6 0 5 - 4 K 6 0 5 - 5 K 6 15-2, K617-5, K627-3, K627-4, K 6 3 6 - 2 K 6 4 2 - 3 K 6 4 3 - 2 K 6 4 7 - 3 K656-2, K66502, K668-2, K67701K678, K684-2, K695-2, K697-5, K 6 9 7 - 7 , K 6 9 9 - 2 , K 7 0 0 - 3 , K 7 0 2 - 2 K703-2, K709-3, K709-5, K716-

627-4, K636-2, K642-3, K643-2, K 6 4 7 - 3 , K 6 5 4 - 4 , K 6 5 6 - 2 , K 6 6 5 0 2 K668-2, K67701, K678, K684-2, K695-2, K697-5, K697-7, K699-2K700-3, K702-2, K703-2, K709-3, K709-5, K709-6, K716-4, K716-6, K 7 2 1 -4, K 7 3 0 \emptyset 3, K 7 3 1 \emptyset 3, K 7 54-3, K768, K769-3, K772-3, K773 80-2, K 785-2, K 79201, K 800-3, K 802-4, K803-2, K803-3, K80801, K818(1において別に厚生労働大臣が定める患者に対し て行う場合に限る。)、K819 (別に厚生労働大臣が定め る患者に対して行う場合に限る。)、K819-2(別に厚 生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K8 23-5、K825 (別に厚生労働大臣が定める患者に対し て行う場合に限る。)、K830(別に厚生労働大臣が定め る患者に対して行う場合に限る。)、K841-4、K84 3-2からK843-4まで、K851 (1において別に厚 生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K8 58の1、K859 (2、4及び5において別に厚生労働大 臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K865-2 、K877 (別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場 合に限る。)、K877-2(別に厚生労働大臣が定める患 者に対して行う場合に限る。)、K879-2、K888(別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。) 並びにK910-2からK910-5までに掲げる手術につ いては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している ものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において 行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K546、 K549、K597-3、K597-4、K615-2及び

4 K 7 1 6 - 6 K 7 2 1 - 4 K 7 3 0 0 3 K 7 3 1 \emptyset 3 \times K 7 5 4 - 3 \times K 7 6 8 \times K 7 6 9 - 3 \times K 7 7 2 -3、K773-3からK773-5まで、K777の1、K 780, K780-2, K785-2, K79201, K80.0-3, K 8.0.2-4, K 8.0.3-2, K 8.0.3-3, K 808の1、K818 (1において別に厚生労働大臣が定め る患者に対して行う場合に限る。)、K819 (別に厚生労 働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K819 -2 (別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限 る。)、K823-5、K825 (別に厚生労働大臣が定め る患者に対して行う場合に限る。)、K830(別に厚生労 働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、 K841 -4、K843-2からK843-4まで、K851 (1に おいて別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限 る。)、K858の1、K859(2、4及び5において別 に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、 K865-2、K877 (別に厚生労働大臣が定める患者に 対して行う場合に限る。)、K877-2(別に厚生労働大 臣が定める患者に対して行う場合に限る。)、K879-2 、K888(別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場 合に限る。)、K910-2及びK910-3に掲げる手術 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関にお いて行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K54 6, K 5 4 9, K 5 9 7 - 3, K 5 9 7 - 4, K 6 1 5 - 2 及びK636-2に掲げる手術については、別に厚生労働大 臣が定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に 届け出ることを要しない。

K636-2に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が 定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に届け 出ることを要しない。

- 5 区分番号K011、K020、K053、K076、K0 76-2, K079, K079-2, K080-2, K082, K106, K107, K109, K136, K151-2 K 1 5 4 K 1 5 4 - 2 K 1 6 0 K 1 6 7 K 1 6 9からK171まで、K174からK178-2まで、K1 81, K190, K190-2, K204, K229, K2 30、K234からK236まで、K244、K259、K 266, K277-2, K280, K281, K319, K 3 2 2 K 3 2 7 K 3 4 3 K 3 7 6 K 3 9 5 K 4 1 5, K 4 2 5, K 4 2 7 - 2, K 4 3 4, K 4 4 2, K 4 4 3 K 4 5 8 K 4 6 2 K 4 8 4 K 4 9 6 K 4 9 6 -3、K497からK498まで、K511、K514、K5 18, K519, K525, K52602, K527, K5 29, K529-3, K531, K537, K546, K5 47, K549, K552, K552-2, K594-2, K595, K597, K597-2, K645, K677, K677-2、K695 (1歳未満の乳児に対して行われる ものを除く。)、K695-2、K702、K703、K7 03-2, K 710-2, K 719-6, K 732-2, K 756(1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。)、 K764, K765, K779, K780, K780-2, K801、K803 (6を除く。)、K818からK820 まで、K843、K850、K857、K859(1を除く 。)、K863-3、K889及びK890-2に掲げる手 術、体外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる 手術(通則第4号に掲げる手術を除く。)については、別に 厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関におい て行われる場合に限り算定する。
- 5 区分番号K011、K020、K053、K076、K0 76-2, K079, K079-2, K080-2, K082, K106, K107, K109, K136, K151-2, K154, K154-2, K160, K167, K16 9からK171まで、K174からK178-2まで、K1 81, K190, K190-2, K204, K229, K2 30、K234からK236まで、K244、K259、K 266, K277-2, K280, K281, K319, K 3 2 2 K 3 2 7 K 3 4 3 K 3 7 6 K 3 9 5 K 4 1 5, K 4 2 5, K 4 2 7 - 2, K 4 3 4, K 4 4 2, K 4 4 3 K 4 5 8 K 4 6 2 K 4 8 4 K 4 9 6 K 4 9 6 -3、K497からK498まで、K511、K514、K5 18, K519, K525, K52602, K527, K5 29, K529-3, K531, K537, K546, K5 47, K549, K552, K552-2, K594-2, K595, K597, K597-2, K645, K677, K 6 7 7 - 2、K 6 9 5 (1歳未満の乳児に対して行われる ものを除く。)、K695-2、K702、K703、K7 03-2、K756 (1歳未満の乳児に対して行われるもの を除く。)、K764、K765、K779、K779-3 、K780、K780-2、K801、K803 (6を除く 。)、K818からK820まで、K843、K850、K 857、K859 (1を除く。)、K863-3、K889 及びK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並び に胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術(通則4に掲げる手術を除 く。)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満 たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- 6 区分番号 K 5 2 8 、 K 5 2 8 3 、 K 5 3 5 、 K 5 7 0 4 、 K 5 8 3 、 K 5 8 6 の 3 、 K 5 8 7 、 K 6 8 4 、 K 6 8 4 2 、 K 6 9 5 、 K 7 5 1 の 3 及び 4 、 K 7 5 1 2 、 K 7 5 6 並びに K 7 7 3 に掲げる手術(1歳未満の乳児に対して行われるものに限る。)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 7 区分番号K002、K138、K142の6、K145、 K147, K149, K149-2, K150, K151-2、K154、K154-2、K155、K163からK1 64-2まで、K166、K169、K172からK174 まで、K178、K180、K191、K192、K239 , K 2 4 1 , K 2 4 3 , K 2 4 5 , K 2 5 9 , K 2 6 1 , K 268、K269、K275からK281まで、K282、 K346, K386, K39301, K397, K3980 2、<u>K399、K40</u>3、K425からK426-2まで、 K501からK501-3まで、K511の3、K513、 K 5 1 9 , K 5 2 2 , K 5 2 8 , K 5 2 8 - 3 , K 5 3 4 -3、K535、K554からK558まで、K562からK 587まで、K589からK591まで、K601、K60 3-2, K 6 1 0 \mathcal{O} 1, K 6 1 6 -3, K 6 2 5, K 6 3 3 の4及び5、K634、K635-3、K636、K636 -3, K 6 3 6 -4, K 6 3 9, K 6 4 4, K 6 4 7, K 6 64, K666, K666-2, K667-2, K674, K 6 7 4 - 2 , K 6 8 1 , K 6 8 4 , K 6 8 4 - 2 , K 6 9 7-5, K 714, K 714-2, K 71601, K 716-2, K717, K725h6K726-2t7, K729 からK729-3まで、K734からK735まで、K73 5-3、K745、K751の1及び2、K751-2、K 756, K756-2, K773, K773-5, K775 、K804、K805からK805-3まで、K812-2
- 6 区分番号 K 5 2 8 、 K 5 2 8 3 、 K 5 3 5 、 K 5 8 3 、 K 5 8 6 の 3 、 K 5 8 7 、 K 6 8 4 、 K 6 8 4 2 、 K 6 9 5 、 K 7 5 1 の 3 及 び 4 、 K 7 5 1 2 、 K 7 5 6 並 び に K 7 7 3 に掲げる手術 (1歳未満の乳児に対して行われるものに限る。)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 7 区分番号K138、K142の6、K145、K147、 K149, K149-2, K150, K151-2, K154、K154-2、K155、K163からK164-2ま で、K166、K169、K172からK174まで、K1 78, K180, K191, K192, K239, K241 , K 2 4 3 , K 2 4 5 , K 2 5 9 , K 2 6 1 , K 2 6 8 , K 269、K275からK281まで、K282、K346、 K386, K39301, K397, K39802, K42 5からK426-2まで、K511の3、K513、K51 9 K 5 2 8 K 5 2 8 - 3 K 5 3 4 - 3 K 5 3 5 K 554*h*6K558*s*tで、K562*h*6K572*s*tで、K5 73の2、K574からK587まで、K589からK59 1まで、K601、K603-2、K610の1、K616 -3、K633の4及び5、K634、K635-3、K6 36, K639, K644, K664, K666, K666 -2, K 6 7 4, K 6 7 4 -2, K 6 8 4, K 6 8 4 -2, K697-5, K71601, K716-2, K717, K 726、K726-2、K729からK729-3まで、K 734からK735まで、K735-3、K751の1及び $2 \times K751-2 \times K756 \times K756-2 \times K775 \times K$ 805からK805-3まで、K812-2並びにK913 に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生 児(手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。)に対して 実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の4

<u>、K838</u>並びにK913に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児(手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。)に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を加算する。

8 (略)

9 区分番号K293、K294、K314、K343、K374、K374-2、K376、K394、<u>K394-2</u>、 K410、K412、K415、K422、K424、K4 25、K439、K442の2及び3、K455、K458 、K463<u>の1及び3</u>並びにK463-2に掲げる手術については、区分番号K469に掲げる頸部郭清術を併せて行った場合は、所定点数に片側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を加算する。

 $10 \sim 17$ (略)

- 18 区分番号 K 5 0 2 5、 K 5 0 4 2、 K 5 1 3 2、 K 5 1 4 2 の 2、 K 5 1 4 2 の 3、 K 5 2 9 2、 K 5 2 9 3、 K 5 5 4 2、 K 6 5 5 2、 K 6 5 5 5、 K 6 5 7 2、 K 7 0 2 2、 K 7 0 3 2、 K 7 4 0 2、 K 7 7 8 2、 K 8 0 3 2、 K 8 6 5 2、 K 8 7 7 2 及 び K 8 7 9 2(子宮体がんに限る。)に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる。
- 19 区分番号K475及びK888に掲げる手術については、 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において遺伝性乳 癌卵巣癌患者に対して行った場合においても算定できる。

第1節 手術料

第1款 皮膚·皮下組織

00又は100分の300に相当する点数を加算する。

8 (略)

9 区分番号K293、K294、K314、K343、K3 74、K376、K394、K410、K412、K415 、K422、K424、K425、K439、K442の2 及び3、K455、K458、K463並びにK463-2 に掲げる手術については、区分番号K469に掲げる頸部郭 清術を併せて行った場合は、所定点数に片側の場合は4,000 点を、両側の場合は6,000点を加算する。

 $10 \sim 17$ (略)

18 K 5 O 4 - 2、K 5 1 3 - 2、K 5 1 4 - 2の3、K 5 2 9 - 2、K 5 5 4 - 2、K 6 5 5 - 2、K 6 5 5 - 5、K 6 5 7 - 2、K 7 4 O - 2、K 8 O 3 - 2、K 8 7 7 - 2 及び K 8 7 9 - 2 (子宮体がんに限る。)に掲げる手術について は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において内視 鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる

(新設)

第1節 手術料 第1款 皮膚·皮下組織

区分 区分 (皮膚、皮下組織) (皮膚、皮下組織) $K000 \cdot K000 - 2$ (略) $K000 \cdot K000 - 2$ (略) K001 皮膚切開術 K001 皮膚切開術 1 長径10センチメートル未満 570点 1 長径10センチメートル未満 2 長径10センチメートル以上20センチメートル未 2 長径10センチメートル以上20センチメートル未 満 990点 湍 820点 3 長径20センチメートル以上 3 長径20センチメートル以上 1,770点 1,470点 K002 デブリードマン K002 デブリードマン 1 100平方センチメートル未満 1 100平方センチメートル未満 1,260点 1,020点 2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメ 2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメ ートル未満 4,300点 ートル未満 3,580点 3 3,000平方センチメートル以上 3 3,000平方センチメートル以上 10,030点 10,030点 注1 熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を 注1 熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を 行う場合又はA群溶連菌感染症に伴う壊死性筋 行う場合においては、5回に限り算定する。 膜炎の場合においては、5回に限り算定する。 $2 \sim 4$ (略) $2 \sim 4$ (略) $K003 \sim K007 - 2$ (略) $K003\sim K007-2$ (略) K007-3 放射線治療用合成吸収性材料留置術 (新設) 14,290点 K008 (略) K008(略) (形成) (形成) K009 皮膚剥削術 K009 皮膚剥削術 1 25平方センチメートル未満 1.810点 1 25平方センチメートル未満 1.490点 $2 \sim 4$ (略) $2 \sim 4$ (略) $K 0 1 0 \sim K 0 1 6$ (略) $K010 \sim K016$ (略) K 0 1 7 遊離皮弁術 (顕微鏡下血管柄付きのもの) K 0 1 7 遊離皮弁術 (顕微鏡下血管柄付きのもの) 1 乳房再建術の場合 1 乳房再建術の場合 89,880点 87,880点 2 その他の場合 2 その他の場合 94,460点 92,460点 K018·K019 (略) K018・K019 (略) K O 2 O 自家游離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの K O 2 O 自家游離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの 131,310点 127, 310点

 $K021 \sim K022 - 2$ (略) $K021\sim K022-2$ (略) 第2款 筋骨格系·四肢·体幹 第2款 筋骨格系·四肢·体幹 区分 けん けんしよう けん けんしよう (筋膜、筋、腱、腱鞘) (筋膜、筋、腱、腱鞘) K 0 2 3 · K 0 2 4 (略) K023·K024 (略) K 0 2 5 股関節内転筋切離術 K 0 2 5 股関節内転筋切離術 6,370点 5,290点 $K 0 2 6 \sim K 0 2 8$ $K026\sim K028$ (略) K029 筋肉内異物摘出術 K 0 2 9 筋肉内異物摘出術 3,440点 2,840点 K030(略) K030 (略) K 0 3 1 四肢·躯幹軟部悪性腫瘍手術 四肢·躯幹軟部悪性腫瘍手術 K 0 3 1 1 • 2 (略) 1 • 2 (略) 注 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理 (新設) 骨再建加算として、15,000点を所定点数に加算す $K 0 3 2 \sim K 0 3 6$ $K032\sim K036$ (略) K 0 3 7 腱縫合術 K037 腱縫合術 (略) 注 前腕から手根部の2指以上の腱縫合を実施した (新設) 場合は、複数縫合加算として1指を追加するごと に所定点数の100分の50に相当する点数を加算す る。ただし、加算は1側当たり3指を超えないも のとする。 $K 0 3 7 - 2 \sim K 0 4 1$ (略) $K 0 3 7 - 2 \sim K 0 4 1$ (略) (四肢骨) (四肢骨) $K 0 4 2 \sim K 0 4 4$ (略) $K042\sim K044$ (略) K 0 4 5 骨折経皮的鋼線刺入固定術 K 0 4 5 骨折経皮的鋼線刺入固定術 1 • 2 (略) 1 • 2 (略) 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他 1.990点 1,660点 $K 0 4 6 \sim K 0 4 9$ $K046 \sim K049$ (略) K050 腐骨摘出術 K050 腐骨摘出術 1 • 2 (略) 1 • 2 (略)

3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他

4,100点

 $K051 \sim K052 - 3$ (略)

K 0 5 3 骨悪性腫瘍手術

1 · 2 (略)

3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他

(略)

<u>注</u> 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理 骨再建加算として、15,000点を所定点数に加算す

る。

K054 骨切り術

 $1 \sim 3$ (略)

注 先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を矯正 することを目的とする骨切り術において、患者適 合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、 患者適合型変形矯正ガイド加算として、9,000点 を所定点数に加算する。

 $K055\sim K056-2$ (略)

K 0 5 7 変形治癒骨折矯正手術

 $1 \sim 3$ (略)

注 上腕又は前腕について、患者適合型の変形矯正 ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形 矯正ガイド加算として、9,000点を所定点数に加 算する。

 $K058 \sim K060 - 3$ (略)

K 0 6 1 関節脱臼非観血的整復術

1 肩、股、膝

1,800点

2 胸鎖、肘、手、足

1,560点

3 肩鎖、指(手、足)、小児肘内障

960点

 $K062 \sim K074 - 2$ (略)

K 0 7 5 非観血的関節授動術

1 肩、股、膝

1.590点

2 • 3 (略)

3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他

3,420点

 $K051 \sim K052 - 3$ (略)

K 0 5 3 骨悪性腫瘍手術

1 • 2 (略)

3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他

(略)

(新設)

K054 骨切り術

 $1 \sim 3$ (略)

注 先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を矯正することを目的とする骨切り術において、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、 患者適合型変形矯正ガイド加算として、<u>6,000点</u>を所定点数に加算する。

 $K055\sim K056-2$ (略)

K 0 5 7 変形治癒骨折矯正手術

 $1 \sim 3$ (略)

注 上腕又は前腕について、患者適合型の変形矯正 ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形 矯正ガイド加算として、<u>6,000点</u>を所定点数に加 算する。

 $K058 \sim K060 - 3$ (略)

K 0 6 1 関節脱臼非観血的整復術

1 肩、股、膝

1,500点

2 胸鎖、肘、手、足

1,300点

3 肩鎖、指(手、足)、小児肘内障

800点

 $K 0 6 2 \sim K 0 7 4 - 2$ (略)

K 0 7 5 非観血的関節授動術

1 肩、股、膝

1,320点

2 · 3 (略)

 $K076 \sim K079$ (略) $K076 \sim K079$ (略) K079-2 関節鏡下靱帯断裂形成手術 K079-2 関節鏡下靱帯断裂形成手術 $1 \sim 4$ (略) $1 \sim 4$ 注 1について、前十字靱帯及び後十字靱帯に対し (新設) て一期的に形成術を実施した場合は、一期的両靱 帯形成加算として、5,000点を所定点数に加算す $K 0 8 0 \sim K 0 8 2 - 4$ (略) $K080 \sim K082 - 4$ (略) K082-5 人工距骨全置換術 27,210点 (新設) K082-6 人工股関節摺動面交換術 (新設) 25,000点 K083 鋼線等による直達牽引 (初日。観血的に行った場合の K083 鋼線等による直達牽引 (初日。観血的に行った場合の 手技料を含む。) (1局所につき) 3,620点 手技料を含む。) (1局所につき) 3.010点 注 (略) 注 (略) K083-2 (略) K083-2 (略) (四肢切断、離断、再接合) (四肢切断、離断、再接合) K O 8 4 四肢切断術(上腕、前腕、手、大腿、下腿、足) K084 四肢切断術 24,320点 1 上腕、前腕、手、大腿、下腿、足 (削除) 24,320点 (削除) 2 指(手、足) 3,330点 $K 0 8 4 - 2 \sim K 0 8 8$ $K084-2\sim K088$ (略) (略) (手、足) (手、足) K089 爪甲除去術 K089 爪甲除去術 770点 640点 K090 ひょう疽手術 K090 ひょう疽手術 1 軟部組織のもの 1 軟部組織のもの 1,190点 990点 2 (略) 2 (略) $K 0 9 0 - 2 \sim K 1 1 1$ (略) $K 0 9 0 - 2 \sim K 1 1 1$ (略) (脊柱、骨盤) (脊柱、骨盤) K 1 1 2 ~ K 1 3 3 _{[:,i,j} (略) K 1 1 2 ~ K 1 3 3 (略) K133-2 後縦靱帯骨化症手術(前方進入によるもの) K133-2 後縦靱帯骨化症手術(前方進入によるもの) 78,500点 69,000点 K 1 3 4 · K 1 3 4 - 2 (略) $K 1 3 4 \cdot K 1 3 4 - 2$ (略)

K134-3 人工椎間板置換術(頸椎)

36,780点

注 2の椎間板の置換を行う場合には、2椎間板加 算として、所定点数に所定点数の100分の50に相 当する点数を加算する。

K134-4 椎間板内酵素注入療法

5,350点

 $K 1 3 5 \sim K 1 4 4$

第3款 神経系・頭蓋

通則 (略)

区分

(頭蓋、脳)

K145 穿頭脳室ドレナージ術

2,330点

K 1 4 6 · K 1 4 7 (略)

K147-2 頭蓋内モニタリング装置挿入術

6,310点

 $K148 \sim K154 - 3$ (略)

K154-4 集束超音波による機能的定位脳手術 105,000点

 $K155 \sim K168$ (略)

K169 頭蓋內腫瘍摘出術

1 • 2 (略)

注 1 (略)

2 原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術 において、タラポルフィンナトリウムを投与し た患者に対しPDT半導体レーザを用いて光線 力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍 光線力学療法加算として、18,000点を所定点数 に加算する。

K 1 7 0 (略)

K 1 7 1 経鼻的下垂体腫瘍摘出術

87,200点

K171-2 内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術

1 下垂体腫瘍

110,970点

2 頭蓋底脳腫瘍(下垂体腫瘍を除く。)

126,120点

(新設)

(新設)

 $K135\sim K143$ (略)

第3款 神経系・頭蓋

通則 (略)

区分

(頭蓋、脳)

K145 穿頭脳室ドレナージ術

1,940点

K 1 4 6 · K 1 4 7 (略)

(新設)

 $K148 \sim K154 - 3$ (略)

(新設)

 $K155 \sim K168$ (略)

K 1 6 9 頭蓋內腫瘍摘出術

1 • 2 (略)

注 1 (略)

2 原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術 において、タラポルフィンナトリウムを投与し た患者に対しPDT半導体レーザを用いて光線 力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍 光線力学療法加算として、12,000点を所定点数 に加算する。

K 1 7 0 (略)

K 1 7 1 経鼻的下垂体腫瘍摘出術

83,700点

K171-2 内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術

1 下垂体腫瘍

108,470点

2 頭蓋底脳腫瘍(下垂体腫瘍を除く。)

123,620点

K 1 7 2 脳動静脈奇形摘出術		K 1 7 2 脳動静脈奇形摘出術 <u>1</u> 49,8	830点
1 単純なもの	141,830点	(新設)	
<u>2</u> 複雑なもの	179,830点	(新設)	
$K173 \sim K181 - 5$ (略)		$K 1 7 3 \sim K 1 8 1 - 5$ (略)	
K181-6 頭蓋內電極植込術		(新設)	
1 硬膜下電極によるもの	65,100点		
2 脳深部電極によるもの			
<u>イ</u> 7本未満の電極による場合	71,350点		
<u>ロ</u> 7本以上の電極による場合	96,850点	1 6 5	
(脊髄、末梢神経、交感神経)		(脊髄、末梢神経、交感神経)	
K 1 8 2 ~ K 1 9 0 — 4 (略)		K 1 8 2 ~ K 1 9 0 — 4 (略)	
K190-5 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植	直込型ポン	K 1 9 0 - 5 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型	!ポン
プ薬剤再充填	780点	プ薬剤再充填	650点
注 (略)		注 (略)	
K 1 9 0 − 6 ~ K 1 9 8 (略)		$K 1 9 0 - 6 \sim K 1 9 8$ (略)	
第4款 眼		第4款 眼	
区分		区分	
(涙道)		(涙道)	
K199 涙点、涙小管形成術	660点	K199 涙点、涙小管形成術	550点
K200 淚囊切開術	830点	K 2 0 0 涙嚢切開術	690点
K200-2 涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	760点	K200-2 涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術 g	630点
$K 2 0 1 \sim K 2 0 6$ (略)		$K 2 0 1 \sim K 2 0 6$ (略)	
(眼瞼)		(眼瞼)	
$K 2 0 7 \cdot K_{205} = 8$ (略)		$K 2 0 7 \cdot K_{\frac{17}{17} h_1 O_2^2} 8$ (略)	
K 2 0 9 眼瞼膿瘍切開術	570点	K209 眼瞼膿瘍切開術	470点
K209-2 外眥切開術	570点	K209-2 外眥切開術	470点
$K 2 1 0 \sim K 2 1 2$ (略)		$K 2 1 0 \sim K 2 1 2$ (略)	
K213 マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切り	涓術	K213 マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術	
さん	440点	さん 	360点
K214 霰粒腫摘出術	<u>700点</u>	けん さん	580点
K215 驗板切除術(巨大霰粒腫摘出)	1,730点	K 2 1 5 瞼板切除術(巨大霰粒腫摘出) <u>1,4</u>	440点

(96)	1 · - · · · · · · · · · · · · · · ·
K 2 1 5 - 2 · K 2 1 6 (略)	K215-2·K216 (略)
K217 眼瞼内反症手術	K217 眼瞼内反症手術
1 縫合法 1,990点	·
2 皮膚切開法 <u>2,590点</u>	<u>2</u> 皮膚切開法 <u>2,160点</u>
K218・K219 (略)	K218・K219 (略)
(結膜)	(結膜)
K 2 2 0 (略)	K 2 2 0 (略)
K 2 2 1 結膜結石除去術	K 2 2 1 結膜結石除去術
1 (略)	1 (略)
2 多数のもの <u>(1眼瞼ごと)</u> (略)	2 多数のもの (略)
K 2 2 2 結膜下異物除去術 <u>470点</u>	K 2 2 2 結膜下異物除去術 <u>390点</u>
$K 2 2 3 \sim K 2 2 5 - 3$ (略)	$K223\sim K225-3$ (略)
(眼窩、涙腺)	(眼窩、涙腺)
K 2 2 6 ~ K 2 3 7 (略)	K226~K237 (略)
(眼球、眼筋)	(眼球、眼筋)
K238~K245 (略)	K238~K245 (略)
(角膜、強膜)	(角膜、強膜)
K 2 4 6 角膜・強膜縫合術 3,580点	K246 角膜・強膜縫合術 2,980点
$K247\sim K248-2$ (略)	$K 2 4 7 \sim K 2 4 8 - 2$ (略)
K 2 4 9 角膜潰瘍掻爬術、角膜潰瘍焼灼術 1,190点	
K250~K258 (略)	K250~K258 (略)
K 2 5 9 角膜移植術 52,600点	K 2 5 9 角膜移植術 54,800点
注1 レーザーによる場合は、レーザー使用加算と	注 レーザーによる場合は、レーザー使用加算とし
 して、所定点数に5,500点を加算する。	て、所定点数に5,500点を加算する。
2 内皮移植による角膜移植を実施した場合は、	(新設)
一 内皮移植加算として、8,000点を所定点数に加	
$K260 \sim K262$ (略)	K260~K262 (略)
(ぶどう膜)	(ぶどう膜)
K263及びK264~K277-2 (略)	K263及びK264~K277-2 (略)
(水晶体、硝子体)	(水晶体、硝子体)
	1

K 2 7 8 硝子体注入・吸引術 <u>2,280点</u>	K 2 7 8 硝子体注入・吸引術 <u>1,900点</u>
$K279 \sim K281 - 2$ (略)	$K279 \sim K281 - 2$ (略)
K282 水晶体再建術	K282 水晶体再建術
$1 \sim 3$ (略)	$1 \sim 3$ (略)
注 1 (略)	注 (略)
2 1のイについて、水晶体偏位又は眼内レンズ	(新設)
ー 偏位の患者に対して、高次収差解析を行った場	
ー 合は、手術の前後それぞれ1回に限り、高次収	
差解析加算として、150点を所定点数に加算す	
<u>る。</u>	
$K 2 8 2 - 2 \sim K 2 8 4$ (略)	$K 2 8 2 - 2 \sim K 2 8 4$ (略)
第5款 耳鼻咽喉	第5款 耳鼻咽喉
区分	区分
(外耳)	(外耳)
K 2 8 5 耳介血腫開窓術 <u>460点</u>	K 2 8 5 耳介血腫開窓術 <u>380点</u>
K286 外耳道異物除去術	K 2 8 6 外耳道異物除去術
1 単純なもの <u>260点</u>	1 単純なもの <u>220点</u>
2 複雑なもの <u>850点</u>	2 複雑なもの <u>710点</u>
K287・K288 (略)	K287·K288 (略)
K 2 8 9 耳 黄 摘出術 <u>1,000点</u>	K 2 8 9 耳茸摘出術 <u>830点</u>
K290~K291 (略)	K290~K291 (略)
K 2 9 2 外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む。)	K292 外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む。)
7,600点	<u>6,330点</u>
K293~K299 (略)	K293~K299 (略)
(中耳)	(中耳)
K300 鼓膜切開術 <u>830点</u>	K 3 O O 鼓膜切開術 <u>690点</u>
$K 3 0 1 \sim K 3 \frac{1}{4} 0$ (略)	$K301 \sim K31_{th}0$ (略)
K311鼓膜穿孔閉鎖術 (一連につき)1,900点	K311 鼓膜穿孔閉鎖術 (一連につき) <u>1,580点</u>
$K312 \sim K320 - 2$ (略)	$K312 \sim K320 - 2$ (略)
(内耳)	(内耳)
$K321\sim K328-3$ (略)	$K321 \sim K328 - 3$ (略)

(鼻)		(鼻)	
K329·K330 (縣)		K 3 2 9 ~ K 3 3 0 (略)	
K331 鼻腔粘膜焼 灼 術	1,080点	K331 鼻腔粘膜焼 烆 術	900点
K331-2 下甲介粘膜焼 灼 術	1,080点	K331-2 下甲介粘膜焼 灼 術	900点
$K331-3\sim K333-2$ (略)		$K 3 3 1 - 3 \sim K 3 3 3 - 2$ (略)	
K333-3 鼻骨骨折徒手整復術	<u>1,970点</u>	K333-3 鼻骨骨折徒手整復術	1,640点
K334・K334-2 (略)		$K 3 3 4 \sim K 3 3 4 - 2$ (略)	
K335 鼻中隔骨折観血的手術	<u>3,940点</u>	K335 鼻中隔骨折観血的手術	3,280点
$K335-2\sim K337$ (略)		$K 3 3 5 - 2 \sim K 3 3 7$ (略)	
K338 鼻甲介切除術		K338 鼻甲介切除術	
1 高周波電気凝固法によるもの	1,080点	1 高周波電気凝固法によるもの	900点
2 その他のもの	3,320点	2 その他のもの	2,770点
K338-2 (略)		K 3 3 8 - 2 (略)	
K339 粘膜下下鼻甲介骨切除術	4,260点	K339 粘膜下下鼻甲介骨切除術	3,550点
K340 鼻茸摘出術	<u>1,310点</u>	K 3 4 0 鼻 茸 摘出術	1,090点
$K340-2\sim K347-3$ (略)		$K340-2\sim K347-3$ (略)	
K347-4 内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型(粘膜手術)	2,440点	K347-4 内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型(粘膜手術)	2,030点
K 3 4 7 − 5 内視鏡下鼻腔手術 I 型(下鼻甲介手術)		K347-5 内視鏡下鼻腔手術 I型(下鼻甲介手術)	
	<u>7,940点</u>		6,620点
$K347-6 \cdot K347-7$ (略)		$K347-6 \cdot K347-7$ (略)	
(副鼻腔)		(副鼻腔)	
K348及びK349~K366 (略)		K348及びK349~K366 (略)	
(咽頭、扁桃)		(咽頭、扁桃)	
K367·K368 (略)		K 3 6 7 ~ K 3 6 8 (略)	
K369 咽頭異物摘出術		K369 咽頭異物摘出術	
1 簡単なもの	500点	1 簡単なもの	420点
2 (略)		2 (略)	
K370~K374 (略)	か古て生ま	K 3 7 0 ~ K 3 7 4 (略)	
<u>K374-2</u> <u>鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性脂</u>		(新設)	
<u>含む。)</u> 	38,740点	以 2 7 5 - 以 2 7 6 (順)	
K 3 7 5 ∼ K 3 7 6 (略)	ļ	$K375 \sim K376$ (略)	

K377 口蓋扁桃手術		K377 口蓋扁桃手術	
1 切除	1,720点	1 切除	1,430点
2 (略)		2 (略)	
K378~K385 (略)		K378~K385 (略)	
K386 気管切開術	3,080点	K386 気管切開術	2,570点
<u>K386-2</u> 輪狀甲狀靱帯切開術	1,970点	(新設)	
K387~K394 (略)		K387~K394 (略)	
K394-2 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術		(新設)	
	42,200点		
	67,200点		
K395 (略)		K395 (略)	
K396 気管切開孔閉鎖術	1,250点	K396 気管切開孔閉鎖術	1,040点
K396-2~K403-2 (略)		$K396-2\sim K403-2$ (略)	
第6款 顔面・口腔・頸部		第6款の顔面・口腔・頸部	
区分		区分	
(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)		(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)	
K 4 0 4 抜歯手術 (1 歯につき)		K 4 0 4 抜歯手術 (1 歯につき)	
1 乳歯	130点	1 乳歯	130点
2 前歯	155点	2 前歯	155点
3 臼歯	265点	3 臼歯	265点
4 埋伏歯	1,054点	4 埋伏歯	1,050点
注1 2又は3については、歯根肥大、	骨の癒着歯	注1 2又は3については、歯	根肥大、骨の癒着歯
等に対する骨の開さく又は歯根分属	雅術を行った	等に対する骨の開さく又は	歯根分離術を行った
場合に限り、難抜歯加算として、	210点を所定	場合に限り、難抜歯加算と	して、210点を所定
点数に加算する。		点数に加算する。	
2 4については、完全埋伏歯(骨性	生)又は水平	2 4については、完全埋伏	歯(骨性)又は水平
埋伏智歯に限り算定する。		埋伏智歯に限り算定する。	
3 4については、下顎完全埋伏智能	歯(骨性)又	3 4については、下顎完全	埋伏智歯(骨性)又
は下顎水平埋伏智歯の場合は、12	0点を所定点	は下顎水平埋伏智歯の場合	·は、 <u>100点</u> を所定点
数に加算する。		数に加算する。	
4 抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等	等の費用は、	4 抜歯と同時に行う歯槽骨	の整形等の費用は、

所定点数に含まれる。	所定点数に含まれる。
$K405\sim K420$ (略)	K405~K420 (略)
(顔面)	(顔面)
$K421 \sim K426 - 2$ (略)	$K421 \sim K426 - 2$ (略)
(顔面骨、顎関節)	(顔面骨、顎関節)
K427~K438 (略)	K427~K438 (略)
K 4 3 9 下顎骨悪性腫瘍手術	K 4 3 9 下顎骨悪性腫瘍手術
1 (略)	1 (略)
<u>2</u> 切断 (おとがい部を含むもの) <u>79,270点</u>	(新設)
<u>3</u> 切断 <u>(その他のもの)</u> (略)	2 切断 (略)
$K 4 4 0 \sim K 4 4 5$ (略)	K440~K445 (略)
<u>K 4 4 5 - 2</u> <u> 顎関節人工関節全置換術</u> <u>59,260点</u>	(新設)
K 4 4 6 顎関節授動術	K 4 4 6 顎関節授動術
1 徒手的授動術	1 徒手的授動術
<u>イ</u> <u>単独の場合</u> <u>440点</u>	(新設)
<u>ロ・ハ</u> (略)	<u>イ・ロ</u> (略)
2 • 3 (略)	2 • 3 (略)
$K 4 4 7 \sim K 4 6 2 - 2$ (略)	$K447 \sim K462 - 2$ (略)
K 4 6 3 甲状腺悪性腫瘍手術	K 4 6 3 甲状腺悪性腫瘍手術
1 切除 (頸部外側区域郭清を伴わないもの)	1 切除 (略)
(略)	
2 切除(頸部外側区域郭清を伴うもの)	(新設)
26, 180点	
3 全摘及び亜全摘(頸部外側区域郭清を伴わない	<u>2</u> 全摘及び亜全摘 (略)
<u>もの)</u> (略)	
4 全摘及び亜全摘(片側頸部外側区域郭清を伴う	(新設)
<u>もの)</u> <u>35,790点</u>	
5 全摘及び亜全摘(両側頸部外側区域郭清を伴う	(新設)
<u>もの)</u> <u>36,790点</u>	77.4.0.0 (77.4.0.7 (77.4.0.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.7 (77.4.0.0.7 (77.4.0.0.7 (77.4.0.0.7 (77.4.0.0.7 (77.4.0.0.7 (77.4.0.0.0.7 (77.4.0.0.7 (77.4.0.0.0.7 (77.4.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0
K 4 6 3 - 2 ~ K 4 6 5 (略)	K 4 6 3 - 2 ~ K 4 6 5 (略)
(その他の頸部)	(その他の頸部)

K466~K471 (略)	K466~K471 (略)
第7款 胸部	第7款 胸部
区分 (郊 順)	区分 (到 順)
(乳腺) K472 乳腺膿瘍切開術 980	(乳腺) 点 K472 乳腺膿瘍切開術 820点
K473 (略)	<u> </u>
K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術	K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術
1 長径5センチメートル未満 3,190	
2 (略)	2 (略)
$K474-2\sim K_{\frac{4}{5}}$ 75 (略)	$K474-2\sim K_{\frac{35}{100}}$ (略)
K 4 7 5 - 2 乳癌冷凍凝固摘出術 8,690	<i>". 10</i>
K476~K476-4 (略)	K476~K476−4 (略)
(胸壁)	(胸壁)
K477~K486 (略)	K477~K486 (略)
K487 漏斗胸手術	K487 漏斗胸手術
$1 \sim 3$ (略)	$1 \sim 3$ (略)
4 胸骨举上用固定具抜去術 5,680	点 (新設)
(胸腔、胸膜)	(胸腔、胸膜)
K488~K496-4 (略)	$K488\sim K496-4$ (略)
K496-5経皮的膿胸ドレナージ術5,400	点 (新設)
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定	
<u>ない。</u>	
$K497 \sim K501 - 3$ (略)	$K497 \sim K501 - 3$ (略)
(縦隔)	(縦隔)
K 5 0 2 ~ K 5 0 2 - 3 (略)	K 5 0 2 ~ K 5 0 2 - 3 (略)
K502-4 拡大胸腺摘出術 <u>36,000</u>	<u>——</u>
注 (略)	注 (略)
$K502-5\sim K504-2$ (略)	$K502-5\sim K504-2$ (略)
(気管支、肺)	(気管支、肺)
K505及びK506~K508 (略)	K 5 0 5 及びK 5 0 6 ~ K 5 0 8 (略)
K508-2 気管・気管支ステント留置術	K508-2 気管・気管支ステント留置術

2 (略) $K508-3\sim K512$ (略) K513 胸腔鏡下肺切除術 1 (略) 2 部分切除 45,300点 3 区域切除 72,600点 4 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの 81,000点 $K513-2\sim K514-3$ (略) K514-4 同種死体肺移植術 (略) 注1 (略) 2 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA 抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加 算する。 3 両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算と して、45,000点を所定点数に加算する。 K 5 1 4 - 5 (略) K514-6 生体部分肺移植術 (略) 注1 • 2 (略) 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA 抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加 算する。 4 両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算と して、45,000点を所定点数に加算する。 K515~K519 (略) (食道) $K520 \sim K523$ (略) K523-2 硬性内視鏡下食道異物摘出術 注 硬性内視鏡下食道異物摘出術と併せて行った、 区分番号K369に掲げる咽頭異物摘出術(2に

限る。)及び区分番号K653-3に掲げる内視

1 硬性鏡によるもの

1 硬性鏡によるもの 9,400点 2 (略) $K508-3\sim K512$ (略) K513 胸腔鏡下肺切除術 1 (略) 2 その他のもの 58,950点 (新設) (新設) $K513-2\sim K514-3$ (略) K514-4 同種死体肺移植術 (略) 注1 (略) (新設) 2 両側肺を移植した場合は、45,000点を所定点 数に加算する。 K514-5 (略) K514-6 生体部分肺移植術 (略) 注1・2 (略) (新設) 3 両側肺を移植した場合は、45,000点を所定点 数に加算する。 K515~K519 (略) (食道) $K520 \sim K523$ (略) K523-2 硬性内視鏡下食道異物摘出術 注 硬性内視鏡下食道異物摘出術と併せて行った、

区分番号 K 3 6 9 に掲げる 咽頭 異物 摘出術 (2 に

限る。)及びK653-3に掲げる内視鏡的食道

11,400点

鏡的食道及び胃内異物摘出術の費用は所定点数に	及び胃内異物摘出術の費用は所定点数に含まれる
含まれる。	0
$K524\sim K526-3$ (略)	$K524\sim K526-3$ (略)
K526-4 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法 22,100点	K526-4 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法 14,510点
K527 (略)	K527 (略)
K527-2 食道切除術(単に切除のみのもの) 46,100点	(新設)
$\overline{\text{K 5 2 8} \sim \text{K 5 2 9}}$ (略)	K528~K529 (略)
K 5 2 9 - 2 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術	K529-2 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの
133, 240点	125, 240点
2 胸部、腹部の操作によるもの 109,190点	·
注 (略)	注 (略)
$K529-3\sim K534-3$ (略)	$K529-3\sim K534-3$ (略)
K 5 3 4 - 4 腹腔鏡下横隔膜電極植込術 42,180点	(新設)
$\overline{\text{K 5 3 5} \sim \text{K 5 3 7 - 2}}$ (略)	$K535\sim K537-2$ (略)
第8款 心・脈管	第8款 心・脈管
区分	区分
(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)	(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)
K538~K545 (略)	K538~K545 (略)
K 5 4 6 経皮的冠動脈形成術	K 5 4 6 経皮的冠動脈形成術
1 急性心筋梗塞に対するもの 36,000点	1 急性心筋梗塞に対するもの 32,000点
2 • 3 (略)	2・3 (略)
注 (略)	注 (略)
K547~K555 (略)	K547~K555 (略)
K555-2 経カテーテル大動脈弁置換術	K555-2 経カテーテル大動脈弁置換術
1 (略)	1 (略)
2 経皮的大動脈弁置換術 39,060点	2 経皮的大動脈弁置換術 37,560点
注 (略)	注 (略)
$K555-3\sim K570-3$ (略)	K555-3~K570-3 (略)
K 5 7 0 - 4 経皮的肺動脈穿通・拡大術 35,080点	(新設)
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しな	

<u> </u>	
$K571 \sim K574 - 2$ (略)	K 5 7 1 ~ K 5 7 4 - 2 (略)
K574-3 経皮的卵円孔開存閉鎖術 31,850点	(新設)
K 5 7 5 ~ K 5 9 3 (略)	K 5 7 5 ~ K 5 9 3 (略)
K 5 9 4 不整脈手術	K 5 9 4 不整脈手術
$1 \sim 3$ (略)	$1 \sim 3$ (略)
4 左心耳閉鎖術	(新設)
<u>イ</u> 開胸手術によるもの <u>37,800点</u>	
<u>ロ</u> 経カテーテル的手術によるもの 34,930点	
<u>注</u> 4のイについては、別に厚生労働大臣が定める	(新設)
患者に対して実施した場合であって、区分番号K	
<u>552, K552-2, K554, K555, K</u>	
<u>557からK557-3まで、K560及びK5</u>	
94の3に掲げる手術と併せて実施した場合に限	
り算定する。	
$K594-2\sim \overline{K597-4}$ (略)	$K594-2\sim K597-4$ (略)
K598 両心室ペースメーカー移植術	K 5 9 8 両心室ペースメーカー移植術 31,510点
1 心筋電極の場合 31,510点	(新設)
	(新設)
K 5 9 8 - 2 両心室ペースメーカー交換術	K 5 9 8 - 2 両心室ペースメーカー交換術 5,000点
1 心筋電極の場合 5,000点	(新設)
	(新設)
K599 植込型除細動器移植術	K 5 9 9 植込型除細動器移植術
1 心筋リードを用いるもの 31,510点	(新設)
	1 • 2 (略)
K 5 9 9 - 2 植込型除細動器交換術	K 5 9 9 - 2 植込型除細動器交換術 7,200点
<u>1</u> 心筋リードを用いるもの 7,200点	(新設)
2 その他のもの 7,200点	(新設)
K599-3 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	K599-3 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術
	35, 200点
1 心筋電極の場合 35,200点	(新設)

<u> </u>	35,200点	(新設)	
	大 极	注 (略)	去 4左 45
K599-4 両室ペーシング機能付き植込型除細動器	父 撰 们	K599-4 両室ペーシング機能付き植込型除細動器	
4) 株子に 5 日 4	5 000 H	/ ter = 11. \	<u>7,200点</u>
<u>1</u> 心筋電極の場合	7,200点	(新設)	
2 経静脈電極の場合	<u>7,200点</u>	(新設)	
注 (略)		注 (略)	
K599-5~K604 (略)		$K599-5\sim K604$ (略)	
K604-2 植込型補助人工心臟(非拍動流型)		K604-2 植込型補助人工心臟(非拍動流型)	
$1 \sim 3$ (略)		$1 \sim 3$ (略)	
4 91日目以降 (1日につき)	1,800点	4 91日目以降(1日につき)	<u>1,500点</u>
K605 (略)		K 6 0 5 (略)	
K605-2 同種心移植術	(略)	K605-2 同種心移植術	(略)
注 <u>1</u> (略)		注 (略)	
<u>2</u> 抗HLA抗体検査を行う場合には、	抗HLA	(新設)	
抗体検査加算として、4,000点を所定	点数に加		
<u>算する。</u>			
K 6 0 5 - 3 (略)		K 6 0 5 - 3 (略)	
K605-4 同種心肺移植術	(略)	K605-4 同種心肺移植術	(略)
注 <u>1</u> (略)		注 (略)	
2 抗HLA抗体検査を行う場合には、	抗HLA	(新設)	
抗体検査加算として、4,000点を所定	点数に加		
算する <u>。</u>			
K 6 0 5 - 5 (略)		K 6 0 5 - 5 (略)	
(動脈)		(動脈)	
K606 (略)		K 6 0 6 (略)	
K607 血管結紮術		K 6 0 7 血管結紮術	
1 (略)		1 (略)	
2 その他のもの	4,500点	2 その他のもの	3,750点
K607-2 血管縫合術(簡単なもの)	3,760点	K607-2 血管縫合術(簡単なもの)	3, 130点
K607-3·K608 (略)		K 6 0 7 - 3 · K 6 0 8 (略)	
1 ,,	Į	· · · ·	J

K 6 0 8 - 2 <u>削除</u>	K608-2 外シャント血栓除去術	1,680点
$K608-3\sim K610-2$ (略)	K608-3~K610-2 (略)	
K610-3 削除	K 6 1 0 - 3 内シャント又は外シャント設置術	18,080点
$K610-4 \sim K611 \sim K611$	$K610-4\sim K611$ (略)	
K612 末梢動静脈瘻造設術	K612 末梢動静脈瘻造設術	04 000 1
1 <u>内シャント造設術</u>	1 静脈転位を伴うもの	21,300点
<u>イ</u> 単純なもの 12,080点 15,080点		
<u>ロ</u> 静脈転位を伴うもの 15,300点	-	
2 (略)	2 (略)	
K613~K616-3 (略)	K613~K616-3 (略)	10,000.5
K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術		18,080点
1 初回 12,000点	=	
<u>2</u> <u>1の実施後3月以内に実施する場合</u> <u>12,000点</u> 注 (略)	<u>(</u> 新設) 注 (略)	
任 (哈) K616-5 (略)	任 (畸) K616-5 (略)	
K616-6 経皮的下肢動脈形成術 24,270点	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定した	-	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
(静脈)	(静脈)	
K617 (略)	K 6 1 7 (略)	
K617-2 大伏在静脈抜去術 10,200点		11,020点
	- K617-3 (較)	
K 6 1 7 - 4 下肢静脈瘤血管内焼灼術	りゆう しやく	14,360点
注 (略)	注 (略)	
K617-5 (略)	K617-5 (略)	
<u> </u>	(新設)	
$\overline{\text{K 6 1 8} \sim \text{K 6 } 2 3 - 2}$ (略)	K618~K623-2 (略)	
(リンパ管、リンパ節)	(リンパ管、リンパ節)	
K624~K627 (略)	K624~K627 (略)	
K627-2 腹腔鏡下リンパ節群郭清術	K627-2 腹腔鏡下 <u>骨盤内</u> リンパ節群郭清術	41,090点
1 後腹膜 40,670点	(新設)	

2 傍大動脈 35,500点 (新設) 3 骨盤 (新設) 41,090点 注 1及び3については泌尿器がん(1については (新設) 精巣がんに限る。)から、2については子宮体が んから転移したものに対して実施した場合に限り 算定する。 $K627-3\sim K628$ (略) $K627-3\sim K628$ (略) 第9款 腹部 第9款 腹部 区分 区分 (腹壁、ヘルニア) (腹壁、ヘルニア) $K629 \sim K634$ (略) $K629 \sim K634$ (略) (腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜) (腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜) $K635\sim K635-3$ (略) $K635\sim K635-3$ (略) K 6 3 6 試験開腹術 6,660点 K636 試験開腹術 5,550点 K636-2 ダメージコントロール手術 12,340点 K636-2 ダメージコントロール手術 11,240点 $K636-3\sim K645$ (略) $K636-3\sim K645$ (略) (胃、十二指腸) (胃、十二指腸) 11,530点 K646~K652 (略) $K646 \sim K652$ (略) K 6 5 3 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 K653 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 1 • 2 (略) 1 • 2 (略) 3 早期悪性腫瘍十二指腸粘膜下層剥離術 (新設) 21,370点 4 · 5 (略) 3 • 4 (略) $K 6 5 3 - 2 \sim K 6 5 4 - 2$ $K653-2\sim K654-2$ (略) K654-3 腹腔鏡下胃局所切除術 K654-3 腹腔鏡下胃局所切除術 1 内視鏡処置を併施するもの 1 内視鏡処置を併施するもの 28,500点 26,500点 2 (略) 2 (略) K654-4 腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施 (新設) するもの) 30,000点 $K655\sim668-2$ (略) $K655\sim668-2$ (略) (胆囊、胆道) (胆囊、胆道)

 $K669 \sim K676$ (略) K 6 7 7 胆管悪性腫瘍手術 1 (略)

2 膵頭十二指腸切除及び血行再建を伴うもの

104,800点

3 (略)

 $K677-2\sim K684-2$ (略)

K 6 8 5 内視鏡的胆道結石除去術

1 • 2 (略)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バル <u>ーン内視鏡加算とし</u>て、3,500点を所定点数に加 算する。

K 6 8 6 内視鏡的胆道拡張術

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バル ーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加 算する。

K 6 8 7 内視鏡的乳頭切開術

1 • 2 (略)

3 胆道鏡下結石破砕術を伴うもの 31,700点

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バル ーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加 算する。

K688 内視鏡的胆道ステント留置術

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バル ーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加 算する。

K689·K689-2 (略)

(肝)

K690 肝縫合術

 $K 6 9 1 \sim K 6 9 4$

K695 肝切除術

K669~K676 (略)

K 6 7 7 胆管悪性腫瘍手術

1 (略)

(新設)

2 (略)

 $K677-2\sim K684-2$ (略)

K 6 8 5 内視鏡的胆道結石除去術

1・2 (略)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3.50 0点を所定点数に加算する。

(略) K686 内視鏡的胆道拡張術

(略)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,50 0点を所定点数に加算する。

K 6 8 7 内視鏡的乳頭切開術

1 • 2 (略)

(新設)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3.50 0点を所定点数に加算する。

(略) K688 内視鏡的胆道ステント留置術

(略)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3.50 0点を所定点数に加算する。

K689·K689-2 (略)

(肝)

19,140点 K690 肝縫合術

17,400点

K691~K694 (略)

K695 肝切除術

1 部分切除	1 部分切除 39,040点
<u>イ</u> 単回の切除によるもの 38,040点	(新設)
ロ 複数回の切除を要するもの 43,340点	(新設)
2~7 (略)	$2 \sim 7$ (略)
注 (略)	注 (略)
K 6 9 5 − 2 腹腔鏡下肝切除術	K 6 9 5 − 2 腹腔鏡下肝切除術
1 部分切除	1 部分切除 59,680点
イ 単回の切除によるもの 58,680点	(新設)
ロ 複数回の切除を要するもの 63,680点	(新設)
	$2\sim6$ (略)
$K696 \sim K697 - 2$ (略)	$K696 \sim K697 - 2$ (略)
K697-3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼 灼療法 (一連として)	K697-3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼 灼 療法(一連として)
1 • 2 (略)	1・2 (略)
<u>注</u> フュージョンイメージングを用いて行った場合	(新設)
は、フュージョンイメージング加算として、200	
点を所定点数に加算する。	
K 6 9 7 - 4 (略)	K 6 9 7 - 4 (略)
K697-5 生体部分肝移植術 (略)	K697-5 生体部分肝移植術 (略)
注 1 ~ 2 (略)	注 $1 \sim 2$ (略)
<u>3</u> 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA	(新設)
抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加	
<u>算する。</u>	
K 6 9 7 - 6 (略)	K 6 9 7 - 6 (略)
K697-7 同種死体肝移植術 (略)	K697-7 同種死体肝移植術 (略)
注 <u>1</u> (略)	注 (略)
<u>2</u> 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA	(新設)
抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加	
_{すい} 算する <u>。</u>	すい
(膵)	(膵)
$K698 \sim K700 - 3$ (略)	$K 6 9 8 \sim K 7 0 0 - 3$ (略)
K 7 0 1 膵破裂縫合術	K 7 0 1 膵破裂縫合術 <u>22,080点</u>

 $K702 \cdot K702-2$ (略) $K702 \cdot K702-2$ (略) K703 膵頭部腫瘍切除術 K703 膵頭部腫瘍切除術 1 膵頭十二指腸切除術の場合 <u>81,</u>620点 1 膵頭十二指腸切除術の場合 2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場 2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場 合又は十二指腸温存膵頭切除術の場合 86,810点 合又は十二指腸温存膵頭切除術の場合 83,810点 3 周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除 3 周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除 を伴う腫瘍切除術の場合 86,810点 を伴う腫瘍切除術の場合 4 血行再建を伴う腫瘍切除術の場合 128,230点 4 血行再建を伴う腫瘍切除術の場合 131,230点 K703-2 腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術 K703-2 腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術 1 膵頭十二指腸切除術の場合 158,450点 (新設) 2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場 (新設) 173,640点 K 7 0 4 K 7 0 4 (略) (略) 膵嚢胞胃 (腸) バイパス術 K705 膵囊胞胃(腸)吻合術 K 7 0 5 1 内視鏡によるもの 13,820点 (新設) 2 開腹によるもの (新設) 31,310点 $K706 \sim K709 - 2$ (略) $K706 \sim K709 - 2$ (略) K709-3 同種死体膵移植術 K709-3 同種死体膵移植術 注1 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第10 (新設) 4号) 第6条第2号に規定する脳死した者の身 体から採取された膵を除く死体膵を移植した場 合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所 定点数に加算する。 注 膵移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定 2 膵移植者に係る組織適合性試験の費用は、所 定点数に含まれる。 点数に含まれる。 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA (新設) 抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加 算する。 K709-4 (略) K709-4 (略) K709-5 同種死体膵腎移植術 K709-5 同種死体膵腎移植術 注1 臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定 (新設)

78,620点

83,810点

158,450点

31,310点

(略)

(略)

する脳死した者の身体から採取された	膵腎を除			
<u>く死体膵腎を移植した場合は、移植臓</u>	器提供加			
算として、55,000点を所定点数に加算	する。		41)	
<u>2</u> 膵腎移植者に係る組織適合性試験の	費用は、		注 膵腎移植者に係る組織適合性試験	の費用は、所
— 所定点数に含まれる。			定点数に含まれる。	
<u>3</u> 抗HLA抗体検査を行う場合には、	抗HLA		(新設)	
抗体検査加算として、4,000点を所定	点数に加			
算する <u>。</u>				
<u>K709-6</u> 同種死体膵島移植術	56,490点	(新設)		
注1 臓器の移植に関する法律第6条第2	号に規定			
する脳死した者の身体から採取された	膵島を除			
く死体膵島を移植した場合は、移植腸	器提供加			
算として、55,000点を所定点数に加算	する。			
<u>2</u> 膵島移植者に係る組織適合性試験の	費用は、			
所定点数に含まれる。				
<u>3</u> 抗HLA抗体検査を行う場合には、	抗HLA			
抗体検査加算として、4,000点を所定	点数に加			
<u>算する。</u>				
<u>4</u> 手術に伴う画像診断及び検査の費用	は算定し			
<u>ない。</u>			75	
(脾)			(脾)	
K710 脾縫合術(部分切除を含む。)	26,810点	K 7 1 0	脾縫合術(部分切除を含む。)	24,410点
<u> </u>	30,070点	(新設)	7.5	
K711 脾摘出術	34,130点	K 7 1 1	脾摘出術	31,030点
K711-2 (略)		K 7 1 1 -	- 2 (略)	
K712 破裂腸管縫合術	11,400点	K 7 1 2	破裂腸管縫合術	10,400点
$K713 \sim K715-2$ (略)		K 7 1 3 ∼	-K715-2 (略)	
K716 小腸切除術		K 7 1 6	小腸切除術	
1 <u>複雑なもの</u>	34,150点		1 悪性腫瘍手術以外の切除術	15,940点
2 <u>その他のもの</u>	15,940点		2 悪性腫瘍手術	34,150点
K716-2 腹腔鏡下小腸切除術		K 7 1 6 -	- 2 腹腔鏡下小腸切除術	

1 複雑なもの 37,380点 2 その他のもの 31,370点	2 <u>悪性腫瘍手術</u>	31,370点 37,380点
K716-3 (略)	K716-3 (略)	(
K716-4 生体部分小腸移植術 (略)	K716-4 生体部分小腸移植術	(略)
注 1~2 (略)	注 1 ~ 2 (略)	
<u>3</u> <u>抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA</u>	-	
抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加	<u> </u>	
<u>算する。</u>	17.7.1.0. 5. (m/z.)	
K716−5 (略)K716−6 同種死体小腸移植術 (略)	K716-5 (略) K716-6 同種死体小腸移植術	(略)
注1 (略)	注 (略)	(哈)
抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加	-	
算する。		
$K717 \sim K718 - 2$ (略)	$K717 \sim K718 - 2$ (略)	
K719 結腸切除術	K719 結腸切除術	
1~3 (略)	1~3 (略)	
注 人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工	(新設)	
上門造設加算として、2,000点を所定点数に加算		
<u>する。</u>	/ =	
K719-2 腹腔鏡下結腸切除術	K719-2 腹腔鏡下結腸切除術	
1 • 2 (略)	1 • 2 (略)	
<u>注。人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工</u>	(新設)	
肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算		
<u>する。</u>		
$K719-3\sim K719-5$ (略)	$K719-3\sim K719-5$ (略)	
K719 6 K(2) 1 3 6 (円) K719 6 腹腔鏡下全結腸・直腸切除嚢肛門吻合術	(新設)	
75,690点	=	
K720~K721-4 (略)	K720~K721-4 (略)	/ m& \
K722 小腸結腸内視鏡的止血術 (略)		(略)
<u>注</u> バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バル	(新設)	

<u>ーン内視鏡加算として、3,500点を所定</u>	点数に加		
<u>算する。</u>			
K723·K724 (略)		K723·K724 (略)	
K725 腸瘻、虫垂瘻造設術	8,830点	K725 腸瘻、虫垂瘻造設術 <u>7,360</u>	点
$K725-2\sim K 731$ (略)		$K725-2\sim K731$ (略)	
K732 人工肛門閉鎖術		K732 人工肛門閉鎖術	
1 (略)		1 (略)	
2 腸管切除を伴うもの		2 腸管切除を伴うもの 28,210.	点
<u>イ</u> 直腸切除術後のもの	34,280点	(新設)	
ロ その他のもの	28,210点	(新設)	
K732-2 腹腔鏡下人工肛門閉鎖術 (悪性腫瘍に対	する直腸	(新設)	
切除術後のものに限る。)_	40,450点		
K733~K735 (略)		K733~K735 (略)	
K735-2 小腸・結腸狭窄部拡張術(内視鏡による)	もの)	K735-2 小腸・結腸狭窄部拡張術(内視鏡によるもの)	
	(略)	(略))
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合に		注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,5	50
一ン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加		0点を所定点数に加算する。	
算する。			
$K735-3\sim739-3$ (略)		$K735-3\sim739-3$ (略)	
K740 直腸切除・切断術		K 7 4 0 直腸切除・切断術	
1 (略)		1 (略)	
2 低位前方切除術	71,300点	2 低位前方切除術	点
3 超低位前方切除術	73,840点	3 超低位前方切除術 (経肛門的結腸囊肛門吻合)	に
		<u>よるもの)</u> <u>69,840</u>	点
	82,840点	(新設)	
<u>5</u> 切断術	(略)	<u>4</u> 切断術 (略))
注(略)		注 (略)	
$K740-2\sim K_{25}742-2$ (略)		$K740-2\sim K_{z_{\bar{2}}}742-2$ (略)	
(肛門、その周辺)		(肛門、その周辺)	
K743 痔核手術(脱肛を含む。)		K743 痔核手術(脱肛を含む。)	
1 硬化療法	1,660点	1 硬化療法 1,380.	点

 $2 \sim 6$ (略) K743-2 ~ K746-2 (略) K747 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム 1,250点 $K748 \sim K753$ (略) 第10款 尿路系・副腎 区分 (副腎) $K754 \sim K756 - 2$ (略) (腎、腎盂) K757~K775 (略) K775-2 経皮的腎(腎盂)瘻拡張術(一連につき) 6,000点 $K776 \sim K779 - 3$ K 7 8 0 同種死体腎移植術 注1 臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定 して、55,000点を所定点数に加算する。

する脳死した者の身体から採取された腎を除く 死体腎を移植した場合は、移植臓器提供加算と

2 (略)

3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA 抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加 算する。

K780-2 生体腎移植術

(略)

 $注 1 \sim 2$ (略)

3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA 抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加 算する。

(尿管)

 $K781 \sim K823 - 5$ (略)

K743-2 ~ K746-2 (略)

K747 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム 1,040点

 $K748 \sim K753$ (略)

第10款 尿路系・副腎

区分

(副腎)

 $K754 \sim K756 - 2$ (略)

(腎、腎盂)

 $K757 \sim K775$ (略)

(新設)

 $K776 \sim K779 - 3$ (略)

K 7 8 0 同種死体腎移植術

(略)

注1 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第10 4号) に規定する脳死した者の身体から採取さ れた腎を除く死体腎を移植した場合は、移植腎 の提供のために要する費用として、40,000点を 加算する。

2 (略)

(新設)

K780-2 生体腎移植術

 $注 1 \sim 2$ (略)

(新設)

(尿管)

 $K781 \sim K823 - 5$ (略)

<u> K823-6</u> <u> 尿失禁手術 (ボツリヌス毒素によるもの)</u>	(新設)
9,680点	for a a +t/. Lil. DD
第11款 性器	第11款 性器
区分	区分
(陰茎)	(陰茎)
K824 陰茎尖圭コンジローム切除術 <u>1,360点</u>	K824 陰茎尖圭コンジローム切除術 <u>1,130点</u>
$K825 \sim K828 - 2$ (略)	$K825 \sim K828 - 2$ (略)
(陰囊、精巣、精巣上体、精管、精索)	(陰囊、精巣、精巣上体、精管、精索)
K829~K837 (略)	K829~K837 (略)
K838 精索捻転手術	K838 精索捻転手術
1 対側の精巣固定術を伴うもの <u>8,230点</u>	1 対側の精巣固定術を伴うもの 7,810点
2 その他のもの 7,910点	2 その他のもの 8,230点
(精囊、前立腺)	(精囊、前立腺)
K839~K841 (略)	K839~K841 (略)
K841-2 経尿道的レーザー前立腺切除術	K841-2 経尿道的レーザー前立腺切除術
1 ホルミウムレーザー <u>又は倍周波数レーザー</u> を用	1 ホルミウムレーザーを用いるもの (略)
いるもの (略)	
2 (略)	2 (略)
$K841-3\sim K843-4$ (略)	$K 8 4 1 - 3 \sim K 8 4 3 - 4$ (略)
(外陰、会陰)	(外陰、会陰)
0) 2	0))
K845~K847 (略)	K845~K847 (略)
K848 バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術(造袋術を含む。)	K848 バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術(造袋術を含む。)
3,310点	2,760点
K849 女子外性器腫瘍摘出術 2,810点	K849 女子外性器腫瘍摘出術 2,340点
K850~K851 (略)	K850~K851 (略)
K851-2 外陰・腟血腫除去術 <u>1,920点</u>	K 8 5 1 - 2 外陰・腟血腫除去術 <u>1,600点</u>
K 8 5 1 - 3 (略)	K 8 5 1 - 3 (略)
(膣)	(膣)
$K852 \sim K854 - 2$ (略)	$K852 \sim K854 - 2$ (略)
K855	K855

1 不全隔のもの 2 (略)	1,510点	1 不全隔のもの 2 (略)	1,260点
K 8 5 6 ~ K 8 5 6 - 3 (略) K 8 5 6 - 4	<u>1,250点</u>	K 8 5 6 ~ K 8 5 6 - 3 (略) K 8 5 6 - 4 腟壁尖圭コンジローム切除術 K 8 5 7 ~ K 8 6 0 - 2 (略)	<u>1,040点</u>
(子宮) (子宮) (子宮) (子宮) (子宮) (本) (子宮) (本) (子宮) (本) (本) (子宮) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	1, 420点	(子宮) (子宮) (子宮) (K861 子宮内膜掻爬術 (K862~K865-2 (略)	<u>1, 180点</u>
K866 子宮頸管ポリープ切除術 K866-2 子宮膣部冷凍凝固術	<u>1,190点</u> <u>1,190点</u>	K866 子宮頸管ボリープ切除術 K866-2 子宮腟部冷凍凝固術	<u>990点</u> <u>990点</u>
K867~K872-2 (略) K872-3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、- プ切除術	子宮内膜ポリー	K867~K872-2 (略) K872-3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、 プ切除術	子宮内膜ポリー 4,730点
<u>1</u> <u>電解質溶液利用のもの</u> <u>2</u> <u>その他のもの</u> K872-4・K872-5 (略)	<u>6,630点</u> <u>4,730点</u>	(新設) (新設) K872-4・K872-5 (略)	
K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 <u>1</u> 電解質溶液利用のもの	19,000点	K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 (新設)	17,100点
<u>2</u> <u>その他のもの</u> K 8 7 4 及びK 8 7 5 ~ K 8 8 4 (略) (子宮附属器)	17, 100点	(新設) K874及びK875~K884 (略) (子宮附属器)	
K885 (略) K885-2 経皮的卵巣囊腫内容排除術 K886~K890-3 (略)	<u>1,620点</u>	K 8 8 5 (略) K 8 8 5 - 2 経皮的卵巣嚢腫内容排除術 K 8 8 6 ~ K 8 9 0 - 3 (略)	<u>1, 490点</u>
(産科手術) K 8 9 1 ~ K 8 9 5 (略) K 8 9 6 会陰(腟壁)裂創縫合術(分娩時)		(産科手術) K891~K895 (略) K896 会陰(腟壁)裂創縫合術(分娩時)	
1 筋層に及ぶもの 2 肛門に及ぶもの 3・4 (略)	<u>1,980点</u> <u>5,560点</u>	1 <u>筋</u> 層に及ぶもの 2 肛門に及ぶもの 3・4 (略)	<u>1,650点</u> <u>4,630点</u>
K897 頸管裂創縫合術 (分娩時)	7,060点	K897 頸管裂創縫合術 (分娩時)	5,880点

K898~K900-2 (略) K901 子宮双手圧迫術 (大動脈圧迫術を含む。) 2,950点	
K902~K905 (略) K906 子宮頸管縫縮術	K902~K905 (略) K906 子宮頸管縫縮術
1 マクドナルド法 2,020点	1 マクドナルド法 1,680点
2 (略)	2 (略)
3 縫縮解除術 (チューブ抜去術) <u>1,800点</u>	3 縫縮解除術 (チューブ抜去術) <u>1,500点</u>
K907 胎児外回転術 <u>800点</u>	K907 胎児外回転術 <u>670点</u>
$K908\sim K910-3$ (略)	$K908\sim K910-3$ (略)
<u> </u>	
<u>注</u> 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しな	
<u>い。</u> 12 000 5 12 0	(新設)
K910-5 胎児輸血術(一連につき) 13,880点 注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定し	
ない。	
2 臍帯穿刺の費用は、所定点数に含まれる。	
K911~K912 (略)	K911~K912 (略)
K913 新生児仮死蘇生術	K913 新生児仮死蘇生術
1 仮死第1度のもの <u>1,010点</u>	1 仮死第1度のもの 840点
2 (略)	2 (略)
(その他)	(その他)
K 9 1 3 - 2 (略)	K913-2 (略)
第12款 削除	第12款 削除
第13款 臟器提供管理料 区分	第13款 臟器提供管理料 区分
注 (略)	注 (略)
K915 (略)	K915 (略)
第2節 輸血料	第2節輸血料
区分	区分
$K920\sim K921$ (略)	K920 輸血

K921-2 間葉系幹細胞採取(一連につき) 17,440点 (新設)

K921-3 末梢血単核球採取(一連につき)

17,440点

注 チサゲンレクルユーセルの投与を予定している 患者に対して、末梢血単核球採取を行った場合に 患者1人につき1回に限り算定する。

K922 造血幹細胞移植

1~3 (略)

注 1 ~ 4 (略)

5 同種移植における造血幹細胞移植者に係る骨 髄採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定の 費用は所定点数に含まれるものとする。

 $6 \sim 9$ (略)

K922-2 CAR発現生T細胞投与(一連つき) 30,850点 注1 チサゲンレクルユーセルを投与した場合に患

者1人につき1回に限り算定する。

- 2 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算とし て、26点を所定点数に加算する。
- 3 CAR発現生T細胞投与に当たって使用した 輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含ま れるものとする。

 $K923 \sim K924 - 2$ (略)

K924-3 同種クリオプレシピテート作製術

600点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 療機関において、同種クリオプレシピテートを用 いた場合に算定する。

第3節 手術医療機器等加算

区分

K930 脊髓誘発電位測定等加算

1 脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用 いた場合 3,630点 (新設)

K922 造血幹細胞移植

1~3 (略)

注1~4 (略)

5 造血幹細胞移植者に係る造血幹細胞採取、組 織適合性試験及び造血幹細胞測定の費用は所定 点数に含まれるものとする。

 $6 \sim 9$ (略)

(新設)

 $K923\sim K924-2$ (略)

(新設)

第3節 手術医療機器等加算

区分

K930 脊髄誘発電位測定等加算

1 脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた 場合 3,130点 2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合

3,130点

K931 (略)

K932 創外固定器加算

(略)

注 区分番号K046、K056-2、K058、 K073、K076、K078、K124-2、 K125、K180の3、K443、K444及 <u>びK444-2</u>に掲げる手術に当たって、創外固 定器を使用した場合に算定する。

 $K933\sim K935$ (略)

K936 自動縫合器加算

(略)

注1 区分番号K488-4、K511、K513 、K514からK514-6まで、K517、 K 5 2 2 - 3 , K 5 2 4 - 2 , K 5 2 4 - 3 , K525、K529からK529-3まで、K 531からK532-2まで、K552、K5 52-2, K645, K654-302, K6 55, K655-2, K655-4, K655 -5, K 6 5 6 -2, K 6 5 7, K 6 5 7 -2K662, K662-2, K674, K67 K 6 7 7 , K 6 7 7 - 2 , K 6 8 0 , K 6 8 4 695-204h6K695-206まで、K 696、K697-4、K700からK700 70502, K 706, K 711-2, K 716からK716-6まで、K719からK71 9-3 ± 0 , K719-5, K73202, K7 3 5 K 7 3 5 - 3 K 7 3 5 - 5 K 7 3 $9 \times K739-3 \times K740 \times K740-2 \times$ 2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合

2,500点

K931 (略)

K932 創外固定器加算

(略)

注 区分番号K046、K056-2、K058、 K073、K076、K078、K124-2、 K125、K180の3<u>又は</u>K443に掲げる手 術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定 する。

 $K933\sim K935$ (略)

K936 自動縫合器加算

(略)

注1 区分番号K488-4、K511、K513 , K 5 1 4 , K 5 1 4 - 2 , K 5 1 7 , K 5 2 2-3, K 5 2 4 -2, K 5 2 4 -3, K 5 2 5、K529からK529-3まで、K531 からK532-2まで、K654-3の2から K655-2まで、K655-4、K655-5, K656-2, K657, K657-2, K662, K662-2, K674, K674 -2、K675の2からK675の5まで、K 677, K677-2, K680, K6950 4からK695の7まで、K695-2の4か らK695-2の6まで、K696、K700 からK700-3まで、K702からK703 -2 \pm \overline{c} , K 7 0 5, K 7 0 6, K 7 1 1 - 2 、K716<u>、</u>K716-2、K719からK7 19-3 ± で、K719-5、K73202、 K735, K735-3, K735-5, K739, K739-3, K740, K740-2、K803からK803-3まで及びK817 の3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使

K803からK803-3まで及びK817の 3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用 した場合に算定する。

2 (略)

K936-2 自動吻合器加算

(略)

K936-2 自動吻合器加算

2 (略)

(略)

注 区分番号 K 5 2 2 - 3、 K 5 2 5、 K 5 2 9 か 6K529-3まで、K531か6K532-2 まで、K645、K655、K655-2、K6 55-4, K655-5, K657, K657-2, K702, K703, K71903, K71 $9-2 \mathcal{O} 2$, K 7 1 9 - 3, K 7 3 9, K 7 4 0、K740-2、K803からK803-3まで 及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動 吻合器を使用した場合に算定する。

 $K936-3\sim K938$ (略)

K939 画像等手術支援加算

1 ナビゲーションによるもの (略)

注 区分番号K055-2、K055-3、K0 8001, K08101, K08201, K0 82 - 301, K 131 - 2, K 134 - 2, K136、K140からK141-2まで、K 142 (6を除く。)、K142-2の1及び 2のイ、K142-3、K151-2、K15 4-2, K158, K161, K167, K1 69 h b K 172 f c , K 174 o 1 , K 19 1からK193まで、K235、K236、K 3 1 3、K 3 1 4、K 3 4 0 - 3 からK 3 4 0 - 7まで、K342、K343、K350から K365まで、K511の2、K513の2か 551304 \text{\$\text{\$\text{5}}\$1402, \$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$}}\$}\$14-2の2、K695、K695-2並びにK69

注 区分番号 K 5 2 2 - 3、 K 5 2 5、 K 5 2 9 か 6K529-3、K531か6K532-2まで K655, K655-2, K655-4, K6 55-5, K657, K657-2, K702, K703, K71903, K719-202, K719-3, K739, K740, K740-2、K803からK803-3及びK817の3に 掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場 合に算定する。

用した場合に算定する。

 $K936-3\sim K938$ (略)

K939 画像等手術支援加算

1 ナビゲーションによるもの (略)

注 区分番号K055-2、K055-3、K0 8001, K08101, K08201, K0 82-301, K 131-2, K 134-2, K140からK141-2まで、K142 (6 を除く。)、K142-3、K151-2、K 154-2, K158, K161, K167, K169からK172まで、K174の1、K 191からK193まで、K235、K236 、K313、K314、K340-3からK3 40-7 \(\text{t} \) \(\text{K} \) 3 4 2 \(\text{K} \) 3 4 3 \(\text{K} \) 3 4 9 からK365まで、K511の2、K513の $2 \times K51402 \times K514-202 \times K69$ 5、K695-2及びK697-4に掲げる手 術に当たって、ナビゲーションによる支援を行 7-4に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。

 $2 \sim 3$ (略)

 $K939-2\sim K939-6$ (略)

K 9 3 9 - 7 レーザー機器加算

 $1 \sim 3$ (略)

注 1 (略)

2 1については、<u>区分番号</u>K406(1に限る。)、K413(1に限る。)、K421(1に限る。)、K421(1に限る。)、K423(1に限る。)及びK448に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

3 • 4 (略)

K939-8 超音波切削器加算

1,000点

注 区分番号K443、K444及びK444-2 に掲げる手術に当たって、超音波切削器を使用し た場合に算定する。

第4節・第5節(略)

第11部 麻酔

通則

 $1 \sim 6$ (略)

第1節 麻酔料

区分

L000·L001 (略)

L001-2 静脈麻酔

1 • 2 (略)

3 十分な体制で行われる長時間のもの(複雑な場合) 1,100点

注1・2 (略)

 $L002\sim L007$ (略)

L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

った場合に算定する。

 $2 \sim 3$ (略)

 $K939-2\sim K939-6$ (略)

K 9 3 9 - 7 レーザー機器加算

 $1 \sim 3$ (略)

注 1 (略)

2 1については、K406 (1に限る。)、K413 (1に限る。)、K421 (1に限る。)、K423 (1に限る。)及びK448に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

3 • 4 (略)

(新設)

第4節・第5節(略)

第11部 麻酔

通則

 $1 \sim 6$ (略)

第1節 麻酔料

区分

L000·L001 (略)

LOO1-2 静脈麻酔

1 • 2 (略)

3 十分な体制で行われる長時間のもの(複雑な場合) <u>800点</u>

注1・2 (略)

 $L002\sim L007$ (略)

L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

 $1 \sim 5$ (略)

注1~8 (略)

9 区分番号 L 1 0 0 に掲げる神経ブロックを併せて行った場合は、神経ブロック併施加算として、<u>次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に</u>加算する。<u>ただし、イを算定する場合は、注4 及び</u>注5 に規定する加算は別に算定できない。

イ別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合450点

ロ イ以外の場合

45点

10・11 (略)

 $L008-2 \cdot L008-3$ (略)

L 0 0 9 麻酔管理料(I)

1 • 2 (略)

注1~3 (略)

4 区分番号K017、K020、K136-2 K142-201, K151-2, K154-2, K 1 6 9 \mathcal{O} 1, K 1 7 2, K 1 7 5 \mathcal{O} 2 K177, K31402, K379-202, K 3 9 4 0 2 , K 3 9 5 , K 4 0 3 0 2 , K 41502, K51409, K514-4, K519, K52901, K529-201, K529-202, K 552, K 55303, K 553-202, K553-203, K555の3、K558、K560の1のイからK56 0の1のハまで、K560の2、K560の3 のイからK560の3の二まで、K560の4 K56005, K560-2020=, K56703, K579-202, K58002, K 5 8 1 0 3 , K 5 8 2 0 2 , K 5 8 2 0 3 , K583, K58402, K585, K586 $1 \sim 5$ (略)

注1~8 (略)

9 区分番号L100に掲げる神経ブロックを併せて行った場合は、神経ブロック併施加算として、45点を所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

10・11 (略)

 $L008-2 \cdot L008-3$ (略)

L 0 0 9 麻酔管理料(I)

1・2 (略)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 区分番号K017、K020、K136-2 K142-201, K151-2, K154-2, K16901, K172, K17502 K177, K31402, K379-202K39402, K395, K40302, K 41502, K51409, K514-4, K519, K52901, K529-202, K55201, K55303, K553-202K553-203, K55503, K558、K560の1のイからK560の1のハまで 、K560の2、K560の3のイからK56 0の3の二まで、K560の4、K560の5 K560-2020=K56703K579-202, K58002, K58103, K 5 8 2 0 2 \ K 5 8 2 0 3 \ K 5 8 3 \ K 5 8402, K585, K58602, K587 の2、K587、K592-2、K605-2 、K605-4、K610の1、K645、K 675の4、K675の5、K677-2の1 、K695の4から7まで、K697-5、K 697-7、K703、K704、K801の 1、K803の2、K803の4及びK803 -2に掲げる手術に当たって、区分番号L00 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の実施時間が8時間を超えた場合は、長時間麻酔管理加算として、7,500点を所定点数に加算する。

L010 (略)

第2節~第4節 (略)

第12部 放射線治療

通則

 $1 \sim 3$ (略)

第1節 放射線治療管理·実施料

区分

 $M \ 0 \ 0 \ 0 \sim M \ 0 \ 0 \ 3$ (略)

M004 密封小線源治療(一連につき)

1 (略)

2 腔内照射

イ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合

12,000点

ロ その他の場合

(略)

3 • 4 (略)

注 1 ~ 7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当す

、 K 5 9 2 - 2、 K 6 0 5 - 2、 K 6 0 5 - 4 、 K 6 1 0 の 1、 K 6 4 5、 K 6 7 5 の 4、 K 6 7 5 の 5、 K 6 7 7 - 2 の 1、 K 6 9 5 の 4 、 K 6 9 5 の 6、 K 6 9 5 の 7、 K 6 9 7 - 5 、 K 6 9 7 - 7、 K 7 0 3、 K 7 0 4、 K 8 0 1 の 1、 K 8 0 3 の 2、 K 8 0 3 の 4 及び K 8 0 3 - 2 に掲げる手術に当たって、区分番号 L 0 0 8 に掲げるマスク又は気管内挿管による閉 鎖循環式全身麻酔の実施時間が 8 時間を超えた 場合は、長時間麻酔管理加算として、7,500点 を所定点数に加算する。

L010 (略)

第2節~第4節 (略)

第12部 放射線治療

通則

 $1 \sim 3$ (略)

第1節 放射線治療管理·実施料

区分

 $M \ 0 \ 0 \ 0 \sim M \ 0 \ 0 \ 3$ (略)

M004 密封小線源治療(一連につき)

1 (略)

2 腔内照射

イ 高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合

<u>10,000</u>点

ロ その他の場合

(略)

3 • 4 (略)

注 1 ~ 7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当す

る常勤の医師が画像誘導密封小線源治療(IGBT)(2のイに係るものに限る。)を行った場合には、画像誘導密封小線源治療加算として、一連につき1,200点を所定点数に加算する。

M 0 0 5 (略)

第2節 (略)

第13部 病理診断

通則

 $1 \sim 7$ (略)

第1節 病理標本作製料

通則

1 • 2 (略)

区分

N000·N001 (略)

N 0 0 2 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

 $1 \sim 8$ (略)

注1 (略)

2 8について、確定診断のために4種類以上の 抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、 標本作製を実施した場合には、1,200点を所定 点数に加算する。

 $N \ 0 \ 0 \ 3 \sim N \ 0 \ 0 \ 5 - 3$ (略)

第2節 (略)

第3章 (略)

第4章 経過措置

(削る)

(削る)

る常勤の医師が画像誘導密封小線源治療(IGBT)(2のイに係るものに限る。)を行った場合には、画像誘導密封小線源治療加算として、一連につき300点を所定点数に加算する。

M 0 0 5 (略)

第2節 (略)

第13部 病理診断

通則

 $1 \sim 7$ (略)

第1節 病理標本作製料

通則

1・2 (略)

区分

N000·N001 (略)

N 0 0 2 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

 $1 \sim 8$ (略)

注1 (略)

2 8について、確定診断のために4種類以上の 抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、 標本作製を実施した場合には、1,600点を所定 点数に加算する。

 $N \ 0 \ 0 \ 3 \sim N \ 0 \ 0 \ 5 - 3$ (略)

第2節 (略)

第3章 (略)

第4章 経過措置等

第1部 経過措置

1 第1章の規定にかかわらず、区分番号A103に掲げる精神 病棟入院基本料のうち18対1入院基本料及び20対1入院基本料 は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機 関のうち医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条の 2に規定する病院以外の病院である保険医療機関においてのみ (削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- <u>、当該診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者について、当分の間、算定できるものとする。</u>
- 2 平成30年9月30日までの間における区分番号A000の注2 については、「400以上」とあるのは、「500以上」、区分番号 A000の注3、区分番号A002の注2及び注3並びに区分 番号C012の注1から注3までについては、「400床」とあ るのは、「500床」とする。
- 3 第1章の規定にかかわらず、区分番号A101の注11及び注 12に規定する診療料は、平成32年3月31日までの間に限り、算 定できるものとする。
- 4 平成31年3月31日までの間における区分番号A206の注2 については、「400床」とあるのは、「500床」とする。
- 5 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第43号)による改正前の診療報酬の算定方法(以下「旧算定方法」という。)別表第一区分番号A245の1のロ又は2のロの規定については、平成30年3月31日においてこれらの規定に基づく届出を行っている保険医療機関(許可病床数が200床以上の病院に限る。)については、平成31年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「170点」とあるのは「200点」、「180点」とあるのは「210点」とする。
- 6 旧算定方法別表第一区分番号A300の注3及び注4の規定 については、平成30年3月31日においてこれらの規定に基づく 届出を行っている保険医療機関については、平成31年3月31日 までの間に限り、なお従前の例による。
- 7 第2章第2部第2節第1款の通則1及び2の規定にかかわらず、平成32年3月31日までの間に限り、区分番号C106に掲げる在宅自己導尿指導管理料及び区分番号C119に掲げる在宅経肛門的自己洗腸指導管理料を算定すべき指導管理を同一患者につき行った場合は、それぞれ月1回に限り所定点数を算定する。

(削る)

(削る)

- 1 第1章の規定にかかわらず、区分番号A103に掲げる精神 病棟入院基本料のうち18対1入院基本料及び20対1入院基本料 は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機 関のうち医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条の 2に規定する病院以外の病院である保険医療機関においてのみ 、当該診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院し ている患者について、当分の間、算定できるものとする。
- 2 令和2年9月30日までの間における区分番号A000の注2 については、「地域医療支援病院(同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。)(同 法第7条第2項第5号に規定する一般病床(以下「一般病床」 という。)に係るものの数が200未満の病院を除く。)」とあ るのは、「許可病床(同法の規定に基づき許可を受け、若しく は届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表におい て同じ。)の数が400以上である地域医療支援病院(同法第4

- 8 第2章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成32年 3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
 - イ 区分番号D006の2に掲げるトロンボテスト
 - <u>ロ</u> 区分番号D006-3の2に掲げるmRNA定量(1以外のもの)
 - ハ 区分番号D007の9に掲げるムコ蛋白
 - <u>ニ</u> 区分番号D007の24に掲げる膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)
 - <u>ホ</u> 区分番号D009の6に掲げる前立腺酸ホスファターゼ抗原(PAP)
- 9 第2章の規定にかかわらず、入院中の患者以外の患者に対する区分番号H001の注4の後段及び注5、H001-2の注4の後段及び注5並びにH002の注4の後段及び注5に規定する診療料は、平成31年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。

(新設)

(新設)

条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。)に限る。)」、区分番号A002の注2については、「病院である保険医療機関(特定機能病院及び地域医療支援病院に限る。)」とあるのは、「病院である保険医療機関(特定機能病院及び許可病床数が400床以上である地域医療支援病院に限る。)」とする。

- 3 第1章の規定にかかわらず、区分番号A101の注11に規定 する診療料は、令和4年3月31日までの間に限り、算定できる ものとする。
- 4第2章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、令和4年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
 - <u>イ</u> 区分番号D001の2に掲げるBence Jones蛋白定性(尿)
 - <u>ロ</u> 区分番号D007の1に掲げるアルブミン(BCP改良法 ・BCG法)のうち、BCG法によるもの
 - <u>ハ たん</u>区分番号D007の22に掲げるCK-MB (免疫阻害法・ 蛋白量測定)のうち、免疫阻害法によるもの
 - 三 区分番号D024に掲げる動物使用検査
 - ホ 区分番号D276に掲げる網膜中心血管圧測定
- 5 第2章の規定にかかわらず、区分番号 I 0 1 6 の 1 のハに掲げる精神科在宅患者支援管理料は、令和 3 年 3 月 31日までの間に限り、算定できるものとする。

(削る)

(新設)

(新設)

(新設)

第2部 算定制限

第1章の規定にかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7(妊婦に対して初診を行った場合に限る。)、注10及び注11、区分番号A001に掲げる再診料の注5(妊婦に対して再診を行った場合に限る。)、注15及び注16並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8(妊婦に対して再診を行った場合に限る。)、注10及び注11に規定する加算は、別に厚生労働大臣が定める日から算定できるものとする。